# 会 議 録

令 和 元 年 第 2 回 定 例 会

会期:令和元年6月 4日

令和元年6月20日

(17日間)

小 海 町 議 会

# 第2回定例会会議録目次

| 議事   | 日程  | !等 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·            | •          | • | • | • |   |   | 2 |
|------|-----|---|------------|---|---|---|---|---|---|
| 第1   | 日   | (招集、上程、説明、議案質疑、採決、委員会付託                             | <u>;</u> ) |   |   |   |   |   |   |
|      |     | 開会 ••••••   | •          | • | • | • |   |   | 5 |
|      |     | 招集あいさつ・報告・・・・・・・・・・                                 | •          | • | • | • |   |   | 7 |
|      |     | 承認第1号(条例) ・・・・・・・・・・                                | •          | • | • | • |   | 1 |   |
|      |     | 承認第2号~5号(補正予算)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  | •          | • | • | • |   | 1 |   |
|      |     | 議案第15号~20号(条例・補正予算)・・                               | •          | • | • | • |   | 2 |   |
|      |     | 陳情・請願等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・           | •          | • | • | • |   | 3 | 6 |
| 第7   | 日   | (一般質問)  |            |   |   |   |   |   |   |
|      |     | 第2番渡辺均議員・・・・・・                                      | •          | • | • | • |   | 3 | 9 |
|      |     | 第 5 番 小池 捨吉 議員 ・・・・・・                               | •          | • | • | • |   | 5 | 4 |
|      |     | 第 1 番 古谷 恒晴 議員 ・・・・・・                               | •          | • | • | • |   | 5 | 8 |
|      |     | 第 11 番 新津 孝徳 議員 ・・・・・・                              | •          | • | • | • |   | 6 | 5 |
|      |     | 第 9 番 的埜美香子 議員 ・・・・・・                               | •          | • | • | • |   | 7 | 1 |
|      |     | 第 10 番 井出 薫 議員 ・・・・・・                               | •          | • | • | • |   | 7 | 9 |
| 第8   | Н   | (定例会中本会議)   |            |   |   |   |   |   |   |
| N1 O | Н   | 議案第20号の訂正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・       | •          | • | • | • |   | 9 | 0 |
| 学 1  |     | (委員長報告、討論、採決、追加議案)                                  |            |   |   |   |   |   |   |
| 第1   | ე ⊦ | 開会・報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・            | _          |   |   | _ |   | 9 | 1 |
|      |     | 議員派遣の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・          | •          | • | • | • |   | 9 |   |
|      |     | 承認第1号(条例) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・      | •          | • | • | • |   | 9 |   |
|      |     | 承認第2号~5号(補正予算)・・・・・・・                               | •          | • | • | • |   | 9 |   |
|      |     |   | •          | • | • | • |   |   |   |
|      |     | 議案第15号~19号(条例) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | •          | • | • | • |   | 9 |   |
|      |     | 議案第20号(補正予算)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・    | •          | • | • | • |   | 9 |   |
|      |     | 陳情第3号・7号・発議第2号 ・・・・・・・                              | •          | • | • | • | 4 | 9 |   |
|      |     | 陳情第9号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・           | •          | • | • | • |   | 0 |   |
|      |     | 陳情第4号・発議第3号 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・    | •          | • | • | • |   | 0 |   |
|      |     | 陳情第5号・発議第4号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・     | •          | • | • | • |   | 0 |   |
|      |     | 陳情第 6 号 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・          | •          | • | • | • |   | 0 |   |
|      |     | 陳情第8号 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・          | •          | • | • | • |   | 0 |   |
|      |     | 発議第5号   ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・        | •          | • | • | • |   | 0 |   |
|      |     | 議案第21号(契約議決)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・    | •          | • | • | • | 1 | 0 | 9 |
| 署    | 名   | •             | •          | • | • | • | 1 | 1 | 5 |

|        | 令 和 元 年 第 2 回<br><b>小海町議会定例会議事日程</b> |      |
|--------|--------------------------------------|------|
| 開会年月日時 | 令和元年6月 4日 午前10時00分                   |      |
| 閉会年月日時 | 令和元年6月20日 午後 4時44分                   |      |
| 開会の場所  | 小海町議会議場                              |      |
| 議件番号   | 付 議 件 名                              | 審議結果 |
|        | 開会宣言                                 |      |
|        | 会議録署名議員の指名                           |      |
|        | 第7番議員、第8番議員                          |      |
|        | 会期の決定                                |      |
|        | (1)会期 自 令和元年6月 4日                    |      |
|        | 至 令和元年6月20日 17日間                     |      |
|        | 町長招集あいさつ                             |      |
|        | 諸般の報告                                |      |
|        | (1) 議長の報告                            |      |
|        | (2) その他の議員の報告                        |      |
|        | 行政報告                                 |      |
|        | (1) 町長の報告                            |      |
|        | (2) その他の報告                           |      |
| 承認第1号  | 小海町税条例等の一部を改正する条例について<br>            | 承 認  |
| 承認第2号  | 平成30年度小海町一般会計補正予算(第6号)について           | 11   |
| 承認第3号  | 平成30年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算            |      |
|        | (第4号) について                           | "    |
| 承認第4号  | 平成29年度小海町介護保険事業特別会計補正予算              | IJ   |
|        | (第4号) について                           | "    |
| 承認第5号  | 平成30年度小海町後期高齢者医療特別会計補正予算             | "    |
|        | (第3号) について                           |      |
| 議案第15号 | 小海町積立金条例の一部を改正する条例について               | 原案可決 |
| 議案第16号 | 小海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について           | IJ   |
| 議案第17号 | 小海町介護保険条例の一部を改正する条例について              | II.  |
| 議案第18号 | 小海町給水条例の一部を改正する条例について                | 11   |
|        | L                                    |      |

| 議案第19号 | 小海町消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例<br>の一部を改正する条例について  | 原案可決       |
|--------|---|------------|
| 議案第20号 | 令和元年度小海町一般会計補正予算(第1号)について   | ,,         |
| 陳情第3号  | 辺野古新基地建設の即時中止と普天間基地の沖縄県外・国<br>外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に<br>基づき公正に解決するべきとする意見書の採決を求める陳<br>情 | 採択         |
| 陳情第4号  | 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情書  |            |
| 陳情第5号  | 国の責任による 35 人学級推進と、教育予算の増額を求める<br>陳情書  | "          |
| 陳情第6号  | トレーラ導入に関する補助金の陳情書   | JJ         |
| 陳情第7号  | 辺野古新基地建設の即時中止と普天間基地の沖縄県外・国<br>外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に<br>基づき公正に解決するべきとする意見書の採決を求める陳<br>情 | 11         |
| 陳情第8号  | 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の<br>撤回を求める意見書の採択を求める陳情書   | 不採択        |
| 陳情第9号  | 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する<br>陳情  | みなし<br>不採択 |

## 《追加議案》

| 発議第2号  | 辺野古新基地建設の即時中止と普天間基地の沖縄<br>県外・国外移転について、国民的議論により、民主<br>主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする<br>意見書の採決を求める意見書 | 原案可決 |
|--------|--|------|
| 発議第3号  | 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見<br>書の提出について  | IJ   |
| 発議第4号  | 国の責任による 35 人学級推進と、教育予算の増額 を求める意見書の提出について   | IJ   |
| 発議第5号  | 新たな過疎対策法の制定に関する意見書   | II.  |
| 議案第21号 | 建設工事請負契約の締結について  | IJ   |

| 会議の顛末 | 令和元年6月 4日 午前10時00分に始め |
|-------|-----------------------|
|       | 令和元年6月20日 午後 4時44分に終る |

| 地方自治法第  | 町   | 長   | 黒澤  | 弘  | 会計管理者      | 井 出 敦 |
|---------|-----|-----|-----|----|------------|-------|
| 121条の規  | 副田  | 丁 長 | 篠原  | 宏  | 子育て支援課長    | 黒澤五雄  |
| 定により説明  | 教   | 育 長 | 中島行 | 男  | 教育次長       | 吉澤君雄  |
| のため出席し  | 総務  | 課長  | 井上晴 | 声正 | 観光交流センター所長 | 井出雄一  |
| た者の職、氏名 | 町民  | 課 長 | 井出三 | 彦  | やすらぎ園所長    | 井出宗則  |
|         | 産業建 | 設課長 | 井 出 | 浩  |            |       |
| 本会議に職務  | 議会事 | 務局長 | 井出直 | 人  |            |       |
| のため出席し  | 書   | 記   | 池田知 | 美  |            |       |
| た者の職氏名  |     |     |     |    |            |       |

# 会議開会日及び議員の出欠

| 議席番号 氏 名     |     | C /A       | 6/10       | C /1.1  | 6/19  | 6       | /17              | 6 /20   |            |
|--------------|-----|------------|------------|---------|-------|---------|------------------|---------|------------|
|              | 1   | <b>石</b>   | 6/4        | 6/10    | 6/11  | 6/13    | Am               | Pm      | 6/20       |
| 第 1 番        | 古谷  | 恒晴         | $\circ$    | 0       | 0     |         | $\circ$          | 0       | $\bigcirc$ |
| 第 2 番        | 渡 辺 | 均          | $\circ$    | 0       | 0     | 0       | _                | 0       | 0          |
| 第 3 番        | 井出  | 幸実         | $\circ$    | 0       | 0     |         | 0                | 0       | $\circ$    |
| 第 4 番        | 井上  | 一郎         | $\circ$    | 0       | 0     |         | $\circ$          | 0       | $\circ$    |
| 第 5 番        | 小池  | 捨吉         | $\circ$    | 0       | 0     | $\circ$ |                  | 0       | $\circ$    |
| 第 6 番        | 有坂  | 辰六         | $\bigcirc$ | $\circ$ | 0     |         | $\circ$          | $\circ$ | $\circ$    |
| 第 7 番        | 篠原  | 伸男         | $\circ$    | $\circ$ | 0     | $\circ$ |                  | 0       | $\circ$    |
| 第 8 番        | 篠原  | 義從         | $\bigcirc$ | $\circ$ | 0     | $\circ$ |                  | $\circ$ | $\circ$    |
| 第 9 番        | 的埜美 | <b>美香子</b> | $\circ$    | 0       | 0     |         | $\circ$          | $\circ$ | $\bigcirc$ |
| 第10番         | 井 出 | 薫          | $\circ$    | 0       | 0     | 0       |                  | $\circ$ | 0          |
| 第11番         | 新津  | 孝徳         | $\circ$    | 0       | 0     | $\circ$ |                  | 0       | $\circ$    |
| 第12番         | 鷹野弥 | 下洲 年       | $\circ$    | $\circ$ | 0     | $\circ$ | $\circ$          | 0       | $\circ$    |
|              | 計   |            | 12         | 12      | 12    | 7       | 6                | 12      | 12         |
| 地方自治法第123条第2 |     |            | t.t.       |         |       |         | <b>-&gt;</b> 5 □ |         |            |
| 項の規定による会議録署名 |     |            | 第 7        | 番       | 孫 原 伸 | 男       | 議員               |         |            |
| 議員           | 議員  |            |            |         |       |         |                  |         |            |
|              |     |            |            | 第 8     | 番 篠   | 孫 原 義   | 從                | 議員      |            |
|              |     |            |            |         |       |         |                  |         |            |

#### 令 和 元 年 第 2 回

#### 小海町議会定例会会議録

「第 1 日」

- \* 開会年月日時 令和元年6月4日 午前10時00分
- \* 閉会年月日時 令和元年6月4日 午後 4時33分
- \* 開会の場所 小海町 議会 議場

#### 会議の経過

#### 〇 開 会

#### 議 **長** 皆さん、おはようございます。

令和元年第2回定例会の開会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

6月となりまして梅雨入りも間近となりましたが、春先からの季節外れの寒さにより野菜の凍霜害がおきたり雨が少なかったり、5月下旬の猛暑など不順な天候に何か異常気象が続くような予感がする今日この頃でありますが、自然災害のない平穏な季節の移ろいであってほしいと願うところであります。さて、令和と改元されまして1ヶ月が経ちました。誰もが新しい希望に満ちた令和の時代を期待しているところですが、世界的には米中の貿易摩擦、EUの混迷、そしてイランや北朝鮮情勢など危惧されるところであります。そして日本の経済においても何か変調を来たしていうように思われますし、凶悪なニュースも目立つように思われます。私たちの日常生活に影響のない、令和の名前にふさわしい、平和な時代であってほしいと思います。さて、私達議員の任期も半分の2年間が過ぎ、先の臨時会で委員会の構成や担当も変わりました中、私が議長を務めさせていただくことになり初めての定例会を迎えます。議会に与えられた責務をしっかりと果たし町民の負託に応えるべく努めていきたいと思います。こうした議会運営にご協力をお願いいたします。

ただ今の出席議員数は12人であります。定足数に達しておりますので、 ただ今から令和元年第2回小海町議会定例会を開会致します。

これから本日の会議を開きます。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

#### 議長

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、議長において第7番篠原伸男君及び第8番篠原義從君を指名いたします。

#### 日程第2 会期の決定

#### 議長

日程第2、「会期の決定」についてを議題といたします。

本定例会の運営につきましては、去る5月13日に議会運営委員会を開催 し協議をしておりますので、その結果を議会運営委員長から報告を求め ます。議会運営委員長 井上一郎君。

#### 議会運営

ご報告いたします。

#### 委 員 長

本日招集の、令和元年第 2 回小海町議会定例会の運営につきましては、去る 5 月 13 日に議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。本定例会に付議される案件は、承認 5 件、条例等改正案 5 件、補正予算案 1 件、陳情 3 件の合計 14 件であり、会期は本日より 6 月 20 日までの 17 日間とする案を作成いたしました。一般質問の通告は、本日午後 5 時までとしますのでよろしくご協力の程をお願い申し上げます。会期中の日程につきましては、定例会の会期中に全議員による現地視察及び全員協議会を開催いたします。今のところ、一般質問が 1 日で済めば 11 日午前 10 時から、2 日間の場合は 11 日の一般質問終了後に合同現地視察及び全員協議会を開催する予定ですのでご承知おき下さい。なお、本日の昼休み 12 時 30 分から、議会運営委員会および各常任委員長の合同会議を開催しますので、併せてよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

#### 議長

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおり本日から6月20日までの17日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

#### 議 長 異議なしと認めます。

したがって本定例会の会期は、本日から 6 月 20 日までの 17 日間と決定 致しました。なお、本日の議事日程はお手元に配布申し上げたとおりで あります。

#### 日程第3 町長招集あいさつ

# 議 長 日程第3、町長より招集のあいさつをお願いします。

黒澤町長。\_\_\_\_\_

#### 町 長 皆さんおはようございます。

本日は、令和に入り初の定例会、第2回定例会をご案内申し上げましたところ、公私共にお忙しい中、全議員の皆様にご出席を賜り開催できますことに、心より感謝申し上げます。議員の皆様の任期も折り返し地点となり、先般の臨時会で議会構成も一新され、鷹野議長による初の定例会となります。私も2年目となり、私の公約を反映させた予算の執行を着々と実行しております。行政と議会は車の両輪のごとくと例えられることが多々ございますが、最終的に目指すものは町民の皆様が幸せになり、町が活性化することですので、職員共々誠心誠意頑張って参りますので、何卒ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、今年は例年になく4月・5月の気温が上がらず、また降水量も少なかったため、農家におかれましては作物の生育が1週間から10日程遅れているとのことです。小海支所管内におきましても、サニー・リーフが5月15日から、結球レタスが20日から、またハクサイについては30日からようやく出荷が始まったようでございます。本年は雹が降るなど例年に無く不安定な天候が続いたかと思うと、5月26日には5月の気温としては長野県でも観測史上最高を記録するなど、気候の変動があまりにも大きく不安を感じずにはいられませんが、大きな災害や冷害がなく、農家の皆様の苦労が報われるような年になる事を願うばかりでございます。なお、JA小海支所では、予冷施設の老朽化とブロッコリーの生産増加に伴い、第1予冷庫のバキュームの入れ替えと製氷機の増設を約2億円ほどかけて行うようでございます。これにつきましては国県補助金が町経由で交付されるということで、9月定例会以降補正でお願いするようになろうかと思いますので、またその時にはよろしくお願い申し上げます。

また、もう間もなくすると梅雨入りとなり、大雨やゲリラ豪雨なども心配 されます。町民の皆様がまずあてにするところは役場であり役場職員であ ります。町民の皆様の期待に沿い迅速な対応ができるよう常々心がけて行きたいと思っております。

それでは続きまして本定例会に提案申し上げました議案につきまして、議事日程番号順に総括的なご説明を申し上げます。

承認第1号の小海町税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方 税法の改正に伴い整備を行うもので、現下の経済情勢等を踏まえ、地方税 の税源の偏在性の是正に資するための特別法人事業税の税率の引き下げ、 自動車税の種別割の税率の引き下げ並びに環境への負荷の少ない自動車 を対象とした自動車取得税、自動車税及び軽自動車税の特別措置等の見直 し、都道府県等に対する寄付金に係る個人住民税の寄付金税額控除におけ る指定制度の導入等を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行う もので、所要の改正をしたものでございます。承認第2号の平成30年度 小海町一般会計補正予算(第6号)につきましては、歳入歳出予算の総額 に 36,573 千円を追加し総額を 4,191,942 千円としたものでござまい す。主な要因は精算によるもので、歳入につきましては、町税の確定で 3,121 千円の増額、地方交付税では特別交付税が確定したことにより 29,853 千円の増額、財産収入では、大田団地の土地売却等で7,063 千円増 額となりました。歳出につきましては、総務費が 19,057 千円の減額、民 生費が30,270千円の減額、衛生費が12,746千円、農林水産費が7,834千 円、商工費が 2,348 千円、土木費が 44,888 千円、消防費が 2,539 千円、 教育費が 13,674 千円、災害復旧費が 100 千円、公債費が 198 千円それぞ れ減額するなど精算を行ったもので、予備費の総額を170,372千円とした ものでございます。承認第3号の平成30年度小海町国民健康保険事業特 別会計補正予算(第4号)につきましては、歳入歳出予算の総額から28,254 千円を減額し、総額を558,452千円としたものでございます。主な要因は 精算によるもので、歳入で県支出金が 28,409 千円減額となり、歳出で保 険給付費が 32,045 千円減額となったことにより、予備費を 4,776 千円増 額としたものでございます。承認第4号の平成30年度小海町介護保険事 業特別会計補正予算(第4号)につきましては、歳入歳出予算の総額から 13,009 千円を減額し、総額を643,162 千円としたものでございます。主な 要因は精算によるもので、歳出では保険給付費が 17,225 千円減額、地域 支援事業費が 4,431 千円減額となったことから、歳入で一般会計からの 繰入金を 9,857 千円減額し、8,724 千円を予備費に計上したものでござ います。承認第5号平成30年度小海町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号) につきましては、歳入歳出予算の総額から429千円を減額し、 総額を 72,740 千円としたもので、主な要因は精算によるものでございま す。以上5件につきましては3月29日付で専決処分をいたしましたので、 ご承認をお願いするものでございます。

続きまして、議案について概要を申し上げます。

議案第15号、小海町積立金条例の一部を改正する条例につきましては、 本年度から森林環境譲与税が交付されることに伴い、新たな森林管理シス テムの経費に充てるために、必要となるまでの間積み立てておく基金を新 設するものです。続きまして議案第16号、小海町国民健康保険税条例の 一部を改正する条例につきましては、国保税の限度額の引き上げと、軽減 税率適用対象範囲を広げるものでございます。続きまして議案第17号、 小海町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、消費税増税に 伴う低所得者の保険料軽減率を変更するものです。次に議案第18号、小 海町給水条例の一部を改正する条例につきましては、学校教育法の一部を 改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するもので、布設工事監督 者が有すべき学歴の変更に伴うものです。次に議案第19号、小海町消防 団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部を改正する条例につ きましては、消防団員の定数を174名から172名に変更するものです 続きまして議案第20号、令和元年度小海町一般会計補正予算(第1号) につきましては、歳入歳出予算の総額に 71,317 千円を追加し、総額を 3,811,317 千円とするものでございます。主な補正内容につきましては、 人事異動に伴う人件費補正等でございます。歳入につきましては、地方交 付税の留保分を財源確保のため 31,343 千円計上し、分担金及び負担金で は、ご指摘をいただいておりました社会福祉協議会からの負担金を360千 円計上いたしました。国庫補助金の内総務費補助金では、個人カード発行 に係る機器設置関連事務交付金として 1,616 千円を計上、国が消費税増税 対策として行うプレミアム商品券発行事業補助金として8,000千円を計上 しました。県補助金では UI.J ターン就業支援事業補助金として 1,500 千円 を計上しました。財産収入では、大田団地が平成30年度中に1区画売却 できたため、1区画分を減額いたしました。諸収入では商品券1,100セッ トの販売収入で22,000 千円を計上いたしました。歳出につきましては人 事異動に伴う人件費の補正の他、総務費では新規地域おこし協力隊1名分 の経費、単身者用雇用促進住宅の関連工事費などで 5,247 千円、UIJ ター ン就業支援事業補助金として 2,000 千円、森林環境譲与税基金積立金とし て 6,400 千円計上しました。民生費ではプレミアム商品券事業関連経費と して 30,000 千円を計上いたしました。農業費では畑総小海原が県の事業 費が確定したことにより負担金を 2,000 千円を追加計上し、林業費では森 林組合がトレーラーを導入する補助として 10,000 千円を新たに計上いた しました。これについては南北相木を含め3町村で補助を行うもので、100%過疎債を充当いたしますのでよろしくお願いいたします。商工費では、温泉のポンプ故障に伴い修繕費を2,484千円計上させていただきました。土木費では各区の要望にお応えするため、7,800千円ほど追加計上したほか、川久保八那池線改良工事に伴う電柱の移転補償として8,000千円を新たに計上いたしました。以上本定例会にご提案いたしました議案について、その概要を申し上げました。なお、単身者用雇用促進住宅建設工事の契約議決案件を最終日に追加提案をさせていただく予定でございます。併せてよろしくご審議の上、可決決定をお願い申し上げましてあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

#### 日程第4 諸般の報告

議 **長** 尚、暑いようでしたら上着を脱いでいただいて結構です。

日程第4、「諸般の報告」を行います。

議長としての報告事項は、議事日程つづりの4ページ5ページに申し上げてございますので、ご確認の程をお願いいたします。その他、報告事項のある方はお願いします。以上で「諸般の報告」を終わります。

#### 日程第5 行政報告

議 **長** 日程第5、「行政報告」を行います。

町長から行政報告をお願いします。

黒澤町長。

町 長

それでは行政報告をさせていただきます。5点についてご報告をさせていただきます。まず、1点目ですが、5月9日に移動知事室の中で佐久地域戦略会議が行われ、佐久地域の美しい星空を活かした広域連携などについて11市町村の首長と知事で意見交換を行いました。小諸市長からは当町のレストハウスふるさと付近は星空観測には絶好の場所でよく行くとの発言もあり、改めて資源としての重要性を認識しました。先般信濃毎日新聞にも掲載されましたが、本年度作成した「小海町星空ガイド」は大変評判がよく、あちらこちらから問い合わせがあるようでございます。また次の日の10日には知事に「憩うまちこうみ事業」の視察に来ていただき、松原湖畔でプログラムの体験とセラピストとの意見交換をしていただきました。2点目と致しまして、12日には町民ゴルフ大会が開催され、105名の皆さんに参加していただきました。実行委員会のご努力のおかげで毎

年参加者も増加しており、最高年齢は90歳の老人クラブ連合会中山会長 さんが参加されておりました。3点目と致しまして、20日には南佐久南部 広域行政推進協議会が本年は当町が当番ということで開催されました。正 副議長さん、各常任委員長さんにご出席をいただいたわけですが、共通の 課題として介護人材の育成、また確保するような施設の調査研究をしたら どうかというご意見も出され、本年度取り組んでいる単身者雇用促進住宅 の後押しをしていただけるようなありがたい意見もいただきました。次に 4点目と致しまして21日には県町村会の臨時総会が開催され、川上村の藤 原村長の会長辞任に伴う後任に長和町の羽田町長が会長に選出されまし た。最後になりますが23日には初の交通政策審議会が開催されました。 後程報告もありますが会長には新津孝徳議員さんが選出され活発な議論 がされました。今年度県が主導して南相木村と当町でトヨタ自動車とソフ トバンクで設立した新会社のシステムを使ったデマンド交通の実証実験 が行われる予定になっておりますが、これらも併せて高齢化社会に対応で きる新たな交通体系が1日も早く構築されるよう皆様のご協力をお願い申 し上げます。以上5点報告させていただきます。 | 以上で町長の報告を終わります。 他に、行政報告がありましたらお願い致します。

#### 議長

総務課長 【平成30年度一般会計繰越明許費繰越計算書の報告】

【小海町長期振興計画審議会の報告】

町民課長 【小海町国民健康保険事業の運営に関する協議会の報告】

【小海町交通政策審議会の報告】

獣燐ネヤンター臓 【小海町松原湖高原観光交流センター運営員会の報告】

副町長 【小海町開発公社経営状況の報告】

#### 議長

以上で「行政報告」を終わります。

本日、会議事件説明のため出席を求めた者は、町長・副町長・教育長・代表監査委員・会計管理者・各課長・教育次長・所長であります。

#### ○ 議案の上程

#### 議長

これより議案の上程を行いますが、本日は議事日程のとおり、承認第1号から議案第20号、請願・陳情につきましては上程から付託までといたします。それでは、順次議案を上程いたします。

#### 日程第6 承認第1号

| 議  | 長  | 日程第6、承認第1号                             |
|----|----|--|
|    |    | 「小海町税条例等の一部を改正する条例について」を議題といたします。      |
|    |    | 事務局長に議案の朗読を求めます。井出議会事務局長。              |
|    |    | (事務局長朗読)                               |
| 議  | 長  | 朗読が終わりました。                             |
|    |    | 本案について提案理由の説明を求めます。                    |
|    |    | (総務課長説明)                               |
| 議  | 長  | 説明が終わりました。これから質疑を行います。                 |
|    |    | 質疑のある方は挙手をお願いします。                      |
| 議  | 長  | これで質疑を終わります。                           |
|    |    | ここで 11 時 20 分まで休憩とします。 (ときに 11 時 08 分) |
|    |    |  |
|    |    | <u>日程第7 承認第2号</u>                      |
|    |    |  |
| 議  | 長  | 日程第7、承認第2号 (ときに11時20分)                 |
|    |    | 「平成30年度小海町一般会計補正予算(第6号)について」を議題と       |
|    |    | いたします。                                 |
|    |    | 事務局長に議案の朗読を求めます。                       |
|    |    | (事務局長朗読)                               |
| 議  | 長  | 朗読が終わりました。                             |
|    |    | 本案について提案理由の説明を求めます。                    |
|    |    | (副町長説明)                                |
| 議  | 長  | 説明が終わりました。質疑は午後にしたいと思います。ここで 1 時まで     |
|    |    | 休憩と致します。 (ときに 11 時 52 分)               |
| 議  | 長  | 休憩前に引き続き会議を開きます。 (ときに13時00分)           |
|    |    | 議事に入ります前に先程 12 時 30 分から議会運営委員会及び各常任委員  |
|    |    | 長の合同会議を開催しましたので、その結果を議会運営委員長から報告       |
|    |    | 願います。議会運営委員長 井上一郎 君。                   |
| 議会 | 運営 | ご報告いたします。                              |
| 委員 | 長  | 議会運営委員及び各常任委員長による合同会議の結果、各常任委員会の       |
|    |    | 審査日程が決定しましたのでご報告いたします。                 |
|    |    | 6月13日(木)午後2時00分より総務産業常任委員会、視察なし        |
|    |    | 6月17日(月)午前10時00分より民生文教常任委員会、視察なし       |
|    |    | 午後1時より予算決算常任委員会の審査を行います。               |
|    |    | また、午前中も申し上げましたとおり、現地視察および全員協議会につ       |

きましては、6月11日に行います。なお、陳情4件を追加させていた だきます。以上で、報告を終わります。 日程第7、承認第2号 議 長 「平成30年度小海町一般会計補正予算(第6号)について」を議題と いたします。先程提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行い ます。歳入歳出とも補正予算書でページごとに行います。質疑のある方 は挙手をお願いします。 7ページ 第2表 繰越明許費補正 【歳入】 10ページ 1款 町税 1項 町民税 2項 固定資産税 3項 軽自動車税 11ページ 5項 入湯税 2款 地方讓与税 1項 地方揮発油讓与税 2項 自動車重量譲与税 3款 利子割交付金 12ページ 4款 配当割交付金 5款 株式等譲渡所得割交付金 7款 ゴルフ場利用税交付金 8款 自動車取得税交付金 13ページ 10款 地方交付税 12款 分担金及び負担金 14ページ 13款 使用料及び手数料 1項 使用料 2項 手数料 15ページ 2項 手数料のつづき 14款 国庫支出金 1項 国庫負担金 2項 国庫補助金 16ページ 2項 国庫補助金つづき 3項 国庫委託金 15款 県支出金 1項 県負担金 2項 県補助金 17ページ 3項 県委託金

3項 基金繰入金

19ページ

18ページ 16款 財産収入 1項 財産運用収入

18款 繰入金 1項 特別会計繰入金

2項 財産売払収入

|        | 20款 諸収入 1項 預金利子                             |
|--------|---|
|        | 3項 受託事業収入                                   |
|        | 4 項 雑入                                      |
|        | 20ページ 4項 雑入つづき                              |
| 10 番議員 | 6 節雑入で下から 5 行目の造林事業補助金返還金ということで 64 千円が      |
|        | でている。額としては大した話ではないんですけどもどういう事業でや            |
|        | って、返還が生まれたかという点の説明をお願いします。                  |
| 産業建設課長 | 大変申し訳ありませんが、担当に確認し正確なところを報告させていた            |
|        | だきたいと思いますのでよろしくお願いします。                      |
| 10 番議員 | 課長変わったばかりで細いことまで大変だと思いますが、できますれば            |
|        | 議長、ちょっと調べていただいて答弁をということで調べる時間を休憩            |
|        | していただくというようなやり方はお願いできないでしょうか。               |
| 議長     | 産業建設課長、よろしいですか。時間をとって休憩した後報告していた            |
|        | だけますか。それでは暫時休憩と致します。 (ときに13時09分)            |
| 議長     | (ときに 13 時 16 分)                             |
|        | 10番井出薫君の質問に対して、産業建設課長回答をお願いします。             |
| 産業建設課長 | ただ今はお時間をいただき大変ありがとうございました。返還金につき            |
|        | ましては森林組合からの返還金ということだけ聞いておりまして、詳し            |
|        | いところまで把握していなかった為このようなことになりました。大変            |
|        | 申し訳ありません。この事業につきましては平成 25 年に間伐を行ったわ         |
|        | けですが、それに対しまして間伐をしたところについては 5 年間は切る          |
|        | ことができないといったことがあったわけですけれども、5 年を経たずに          |
|        | 皆伐をしてしまったということによる返還金でございます。対象になり            |
|        | ましたのが 25.25ha の当初予定で、その中の 4.3ha を 5 年経たずに皆伐 |
|        | したということに対する返還金が生じたということで、64,938 円森林組        |
|        | 合の方から返還をしていただいたということであります。よろしお願い            |
|        | します。  |
| 10 番議員 | ご苦労様でした。まぁだいたいの話は見えたんですけれども森林組合か            |
|        | らの補助金の返還というふうに聞いてもいいのかどうか、これをもう 1           |
|        | 点確認したいのと、それからあの場所はどこだという点も伺いたいわけ            |
|        | ですけれどもいかがでしょうか。                             |
| 産業建設課長 | お答えします。場所につきましては豊里 5883 番地 12 他ということであ      |
|        | ります。森林組合に対するかさ上げをさせていただいた部分の補助金に            |
|        | 対して皆伐をした 4.3ha の分の返納ということであります。以上です。        |
| 10 番議員 | あの一皆伐をしてしまったということですけれども、この皆伐をしてし            |
|        | まったのは森林組合ではなくて他の人がやったということですか。それ            |

|           | で へのか としば如八の 特田                        |
|-----------|--|
|           | で今のかさ上げ部分の補助金がその補助金として森林組合へ出ていると       |
|           | いうことだからその部分は町へ一旦入るけれどもあれですか、また森林       |
|           | 組合に返すような話になるのかというような感じに聞こえるんですけれ       |
| 1 .05 - 1 | どもちょっとそこら辺正確にお願いしたいですけれども。             |
| 産業建設      | 皆伐したのは森林組合ではなく、お願いをした個人が 5 年間という期間     |
| 課長        | を待たずに皆伐をしたということに対する返還金でございます。以上で       |
|           | す。                                     |
| 10 番議員    | 個人の方が補助金をいただいて森林組合にお願いしたという事業の中身       |
|           | だという風に理解していいわけでしょうか、そこだけ確認しておきます。      |
| 産業建設      | そのようにご理解をいただければと思います。よろしくお願いします。       |
| 課長        |  |
| 2番議員      | 15 款の県支出金のところなんですけれども、ページでいくと 16.17 にな |
|           | りますが、社会福祉費負担金それから社会福祉費補助金こういったもの       |
|           | が県の支出金として減額になっているわけですけれども、この原因はど       |
|           | ういったことに求めらえるかを説明いただければと思います。           |
| 町民課長      | 社会福祉費の負担金、補助金関係につきましては多くの事業があるわけ       |
|           | でごさいますが、その中で金額は少し大きくなるわけですがそれぞれ精       |
|           | 算という中身になりまして、例えば16ページの社会福祉費負担金の自立      |
|           | 支援給付費負担金につきましては 1,075 千円という減額でございますが、  |
|           | 平成 29 年度の実績と比較しますとほぼ同額の精算になっておりまして、    |
|           | それぞれ 1 年間行ってきた事業についての各事業の精算ということにな     |
|           | りますので理解をいただければと思います。よろしくお願いします。        |
| 2番議員      | お聞きしたい点は町における自立支援事業だとかその他該当する事業、       |
|           | 例えば福祉医療費給付事業だとかそういったことの受益者の方々が減少       |
|           | したとかそういったことの背景で実施率が低下して県の支出金が減って       |
|           | いるのかなという風な予想を立てたんですが、そうではないということ       |
|           | なんでしょうか。                               |
| 町民課長      | この中身の原因等につきましては、金額的な結果ということで申し上げ       |
|           | てありますけでども、どういう原因でこういう減額等になったか、どう       |
|           | いう見込みをしていたかということにつきましてはちょっと精査をさせ       |
|           | ていただいてまたご報告できればと思いますが、よろしくお願いいたし       |
|           | ます。                                    |
| 2番議員      | わかりました。後程で結構ですので、それで今も課長も申されましたけ       |
|           | れどもそしてあの副町長の説明もありましたけれども、時々対前年度の       |
|           | 増減額、我々の手元にない数字が述べられるわけでして、もしここで説       |
|           | 明される数字であるならば次回以降、対前年度でどうなっているかとい       |
|           |  |

|      | うこともあわせて記入していただければありがたいと思うわけですがい        |  |  |  |  |  |  |
|------|---|--|--|--|--|--|--|
|      | かがでしょうか。                                |  |  |  |  |  |  |
| 副町長  | 今回は最終の専決補正ということで、まぁ予算に対しまして 3 月末での      |  |  |  |  |  |  |
|      | 余ったり、足りなかったりした場合を増減するんですけれども、1番の予       |  |  |  |  |  |  |
|      | 算に対してどうかということなんです。この数字は、最終的には決算で        |  |  |  |  |  |  |
|      | 29 の決算に対してどうかとか本年度は実際結果的にはどうだったかとい      |  |  |  |  |  |  |
|      | う、実績はどうだったかというのは決算の時に申し上げますので、あく        |  |  |  |  |  |  |
|      | までここは途中で補正した予算に対して余った、足りなかったという補        |  |  |  |  |  |  |
|      | 正をするもので、実際この渡辺議員さんいうように実績がね、サービス        |  |  |  |  |  |  |
|      | が減ったのか増えたのか、人が減ったのか増えたのかというのは決算の        |  |  |  |  |  |  |
|      | 時にしっかりやりたいと思いますので、ここでは補正に対しての増減だ        |  |  |  |  |  |  |
|      | けですのでよろしくお願いします。                        |  |  |  |  |  |  |
| 2番議員 | それはわかります。ただ時々説明の中で同じ前年度の数字を示されます        |  |  |  |  |  |  |
|      | よね、副町長がね。示されるんであればその数字を入れておいてほしい        |  |  |  |  |  |  |
|      | ということでございます。それが決算なのか予算なのかは別として。         |  |  |  |  |  |  |
| 副町長  | 説明したのはわかりやすくですね、減額してる時でも、実際は 29 年度の     |  |  |  |  |  |  |
|      | <br>  決算に対しては減額してるけれども最終的な予算は同じですよ。とかそ  |  |  |  |  |  |  |
|      | -<br>  ういう意味合いで説明しただけなもんで、ここに前年度の決算を入れる |  |  |  |  |  |  |
|      | というのは、また決算の時に判断していただいた方がいいかと思います。       |  |  |  |  |  |  |
|      | よろしくお願いします。                             |  |  |  |  |  |  |
| 議長   | 20ページほかに。                               |  |  |  |  |  |  |
|      | 21ページ 5項 延滞金加算金及び過料                     |  |  |  |  |  |  |
|      | 歳出に入ります                                 |  |  |  |  |  |  |
|      | 2 2 ページ 1 款 議会費                         |  |  |  |  |  |  |
|      | 2款 総務費 1項 総務管理費 1目一般管理費                 |  |  |  |  |  |  |
|      | 23ページ 1目 一般管理費の続き                       |  |  |  |  |  |  |
|      | 2目 財産管理費                                |  |  |  |  |  |  |
|      | 2 4 ページ 4 目 企画費                         |  |  |  |  |  |  |
|      | 5 目 地域振興費                               |  |  |  |  |  |  |
|      | 6目 積立金                                  |  |  |  |  |  |  |
|      | 25ページ 2項 徴税費                            |  |  |  |  |  |  |
|      | 3項 戸籍住民登録費                              |  |  |  |  |  |  |
|      | 26ページ 3項 戸籍住民登録費の続き                     |  |  |  |  |  |  |
|      | 4項 選挙費 2目 県知事選挙費                        |  |  |  |  |  |  |
|      | 27ページ 3目 県議会議員一般選挙費                     |  |  |  |  |  |  |
|      | 5項 統計調査費                                |  |  |  |  |  |  |

|       | 3款 民生費 1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費                                     |
|-------|--|
|       | 28ページ 1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費の続き                                   |
|       | 29ページ 1目 社会福祉総務費の続き  |
|       | 2 目 老人福祉費  |
|       | 3目 やすらぎ園運営費  |
|       | 4 目 心身障害者福祉費   |
|       | 30ページ 4目 心身障害者福祉費の続き   |
|       | 5目 あゆみ園運営費   |
|       | 31ページ 2項 児童福祉費 1目 保育所費   |
|       | 3 2 ページ 1 目 保育所費の続き  |
|       | 3目 児童館運営費  |
|       | 4目 結婚推進・子育て支援費   |
|       | 33ページ 4目 結婚推進・子育て支援費の続き  |
|       | 4款 衛生費 1項 保健衛生費 1目 保健衛生総務費                                     |
|       | 2 目 予防費  |
|       | 3 4 ページ 2 目 予防費の続き   |
|       | 2項 生活環境衛生費 1目 生活環境衛生総務費  |
|       | 2目 塵芥処理費   |
|       | 35ページ 2目 塵芥処理費の続き  |
|       | 3目 し尿下水処理費   |
|       | 4 目 住宅管理費  |
|       | 5 目 町営バス運行管理費  |
|       | 36ページ 5目 町営バス運行管理費つづき  |
|       | 5款 農林水産費 1項 農業費 1目 農業委員会費                                      |
| ○ 프랑무 | 2目農業振興費  |
| 9番議員  | 19節のビニールハウスの補助金ということで3月の時点では確か3件っていることだったり思る人でははいば、体料だはお願いします。 |
| 1     | ていうことだったと思うんですけれど、件数だけお願いします。                                  |
| 産業建設  | お答えを申し上げます。ビニールハウスの補助金につきましては30年度                              |
| 課長    | 5件の支給がありました。以上です。  |
| 議長    | 3 7ページ 2 目 農業振興費の続き  |
|       | 3目 畜産振興費   |
|       | 4 目 農地費  |
|       | 5目 山村振興事業費   |
|       | 38ページ 2項 林業費 1目 林業振興費  |
|       | 2目 県有林受託事業費  |
|       | 39ページ 6款 商工費 1項 商工費  |

|        | 1                                      |
|--------|--|
|        | 1目 商工業振興費                              |
|        | 2目 観光費                                 |
|        | 40ページ 2目 観光費の続き                        |
|        | 3目 国際交流センター運営費                         |
|        | 4目 松原湖高原観光交流センター運営費                    |
|        | 41ページ 4目 松原湖高原観光交流センター運営費の続き           |
|        | 7款 土木費 1項 土木管理費 1目 土木総務費               |
|        | 42ページ 2項 道路橋梁費 1目 道路維持費                |
|        | 2 目 道路改良舗装費                            |
|        | 43ページ 2目 道路改良舗装費の続き                    |
|        | 3項 都市計画費 1目 都市計画事業費                    |
|        | 8款 消防費                                 |
| 10 番議員 | 消防費の工事請負費ですけれども、第 4 分団の車庫修繕費の皆減という     |
|        | ことでまぁ色々現場では色々の事情があって先に送られたということで       |
|        | <br>  すけれども、説明のできる範囲で結構ですからそこら辺の事情の説明を |
|        | できたらお願いしたいと思いますけれども。                   |
| 町民課長   | 非常備消防の第 4 分団の車庫修繕ということでございます。これは芦谷     |
|        | 地区の車庫ということになりまして、当初見込が 2,128 千円ということ   |
|        | で基礎工事込で古い車庫を解体してそこへ設置という計画でおりました       |
|        | けれども、基礎工事のほうが思ったよりも大変であったということと、       |
|        | それからあの車庫自体、土地をお借りしてるわけですけれども、敷地ギ       |
|        | リギリのところで建ってありまして、地権者さんとの調整のほうがうま       |
|        | くいかなかったということ。それからまぁ当然対応が遅れてしまったと       |
|        | いうことでありまして、今後分団を含めた中で話し合って調整して、来       |
|        | 年度以降検討してまいりたいという内容でございます。よろしくお願い       |
|        | します。                                   |
| 議長     | 4 4 ページ 9 款 教育費 1 項 教育総務費              |
|        | 2項 小海小学校費 1目 学校管理費                     |
|        | 4 5 ページ 1 目 学校管理費の続                    |
|        | 2目 教育振興                                |
|        | 3項 社会教育費 1目 社会教育総務費                    |
|        | 2目 公民館費                                |
|        | 4 6 ページ 2 目 公民館費の続き                    |
|        | 4目 美術館運営費                              |
|        | 5目 音楽堂運営費                              |
|        | 4項 保健体育費 1目 保健体育総務費                    |
|        | 子名                                     |

|      | 2 目 小海小校学校給食費   |
|------|---|
|      | 47ページ 2目 小海小校学校給食費の続き   |
|      | 3目 スケートセンター運営費  |
|      | 10款 災害復旧費   |
|      | 48ページ   |
|      | 11款 公債費   |
|      | 12款 予備費   |
| 2番議員 | 教育費の小海小学校費の AED のリースが O になってますけれども、これ   |
|      | は AED 自体はどうなっているのか教えていただけますか。   |
| 教育長  | お答えをいたします。この分につきましては当初予算頂いたんですけれ  |
|      | ども、まるっきり使わなかったということにつきましては実は総務課の  |
|      | 方で一括契約をリースの関係していただいたということで、この予算科  |
|      | 目からの支出は不要ということになったということでございますので機  |
|      | 器そのものは設置してございます。よろしくお願いします。   |
| 議長   | これで質疑を終わります。  |
|      |   |
|      | 日程第8 承認第3号  |
|      |   |
| 議長   |   |
| 一    | 日程第8、承認第3号「平成30年度小海町国民健康保険事業特別会   |
| 一    | 日程第8、承認第3号「平成30年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について」を議題といたします。  |
| → 茂  |   |
|      | 計補正予算(第4号)について」を議題といたします。   |
|      | 計補正予算(第4号)について」を議題といたします。<br>事務局長に議案の朗読を求めます。   |
|      | 計補正予算(第4号)について」を議題といたします。<br>事務局長に議案の朗読を求めます。<br>(事務局長朗読)   |
| 議長   | 計補正予算(第4号)について」を議題といたします。<br>事務局長に議案の朗読を求めます。<br>(事務局長朗読)<br>朗読が終わりました。   |
| 議長   | 計補正予算(第4号)について」を議題といたします。<br>事務局長に議案の朗読を求めます。<br>(事務局長朗読)<br>朗読が終わりました。<br>本案について提案理由の説明求めます  |
| 議長   | 計補正予算(第4号)について」を議題といたします。<br>事務局長に議案の朗読を求めます。<br>(事務局長朗読)<br>朗読が終わりました。<br>本案について提案理由の説明求めます<br>(町民課長説明)  |
| 議長   | 計補正予算(第4号)について」を議題といたします。<br>事務局長に議案の朗読を求めます。<br>(事務局長朗読)<br>朗読が終わりました。<br>本案について提案理由の説明求めます<br>(町民課長説明)<br>説明が終わりました。これから質疑を行います。歳入歳出とも補正予算  |
| 議長   | 計補正予算(第4号)について」を議題といたします。<br>事務局長に議案の朗読を求めます。<br>(事務局長朗読)<br>朗読が終わりました。<br>本案について提案理由の説明求めます<br>(町民課長説明)<br>説明が終わりました。これから質疑を行います。歳入歳出とも補正予算書でページごとに行います。質疑のある方は挙手をお願いします。  |
| 議長   | 計補正予算(第4号)について」を議題といたします。<br>事務局長に議案の朗読を求めます。<br>(事務局長朗読)<br>朗読が終わりました。<br>本案について提案理由の説明求めます<br>(町民課長説明)<br>説明が終わりました。これから質疑を行います。歳入歳出とも補正予算<br>書でページごとに行います。質疑のある方は挙手をお願いします。<br>歳入  |
| 議長   | 計補正予算 (第4号) について」を議題といたします。<br>事務局長に議案の朗読を求めます。<br>(事務局長朗読)<br>朗読が終わりました。<br>本案について提案理由の説明求めます<br>(町民課長説明)<br>説明が終わりました。これから質疑を行います。歳入歳出とも補正予算書でページごとに行います。質疑のある方は挙手をお願いします。歳入  |
| 議長   | 計補正予算(第4号)について」を議題といたします。<br>事務局長に議案の朗読を求めます。<br>(事務局長朗読)<br>朗読が終わりました。<br>本案について提案理由の説明求めます<br>(町民課長説明)<br>説明が終わりました。これから質疑を行います。歳入歳出とも補正予算書でページごとに行います。質疑のある方は挙手をお願いします。歳入<br>、スフィージ 1款 国民健康保険税<br>2款 使用料及び手数料                          |
| 議長   | 計補正予算(第4号)について」を議題といたします。<br>事務局長に議案の朗読を求めます。<br>(事務局長朗読)<br>朗読が終わりました。<br>本案について提案理由の説明求めます<br>(町民課長説明)<br>説明が終わりました。これから質疑を行います。歳入歳出とも補正予算書でページごとに行います。質疑のある方は挙手をお願いします。歳入<br>7ページ 1款 国民健康保険税<br>2款 使用料及び手数料<br>3款 県支出金                 |
| 議長   | 計補正予算(第4号)について」を議題といたします。<br>事務局長に議案の朗読を求めます。<br>(事務局長朗読)<br>朗読が終わりました。<br>本案について提案理由の説明求めます<br>(町民課長説明)<br>説明が終わりました。これから質疑を行います。歳入歳出とも補正予算書でページごとに行います。質疑のある方は挙手をお願いします。歳入<br>7ページ 1款 国民健康保険税<br>2款 使用料及び手数料<br>3款 県支出金<br>8ページ 4款 財産収入 |

|    | It ili i i i i i i i i i i i i i i i i i |
|----|--|
|    | 歳出に移ります。                                 |
|    | 10ページ 1款 総務費 1項 総務管理費                    |
|    | 2項 運営協議会費                                |
|    | 3項 趣旨普及費                                 |
|    | 11ページ 2款 保険給付費 1項 療養諸費                   |
|    | 1目 一般被保険者療養給付費                           |
|    | 2目 退職被保険者等療養給付費                          |
|    | 3目 一般被保険者療養費                             |
|    | 4 目 退職被保険者等療養費                           |
|    | 12ページ 5目 審査支払手数料                         |
|    | 2項 高額療養費 1目 一般被保険者高額療養費                  |
|    | 2 目 退職被保険者等高額療養費                         |
|    | 3 目 一般被保険者高額介護合算                         |
|    | 療養費                                      |
|    | 13ページ 4目 退職被保険者等高額介護合算療養費                |
|    | 3項 出産育児諸費                                |
|    | 4項 葬祭諸費                                  |
|    | 14ページ 5項 移送費 1目 一般被保険者移送費                |
|    | 2 目 退職被保険者等移送費                           |
|    | 3款 国民健康保険事業費納付金                          |
|    | 15ページ 4款 保健事業                            |
|    | 1項 特定健康診査等事業費                            |
|    | 2項 保健事業費                                 |
|    | 16ページ 5款 基金積立金                           |
|    | 6款 諸支出金                                  |
|    | 7款 予備費                                   |
|    | その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。                 |
|    | (質疑なし)                                   |
| 議長 | これで質疑を終わります。ここで休憩と致します。再開は 14 時 10 分か    |
|    | らと致します。 (ときに 13 時 53 分)                  |
| 議長 | 再開します。 (ときに 14 時 10 分)                   |
|    | 尚、11 番新津孝徳議員は所用の為の欠席との連絡が入ってます。お願い       |
|    | いたします。                                   |
|    |  |

## 日程第9 承認第4号

議 長 日程第9、承認第4号

「平成30年度小海町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について」を議題といたします。

事務局長に議案の朗読を求めます。

(事務局長朗読)

議 **長** 閉読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。

(町民課長説明)

議長

説明が終わりました。これから質疑を行います。歳入歳出とも補正予算書でページごとに行います。質疑のある方は挙手をお願いします。

#### 【歳入】

7ページ 1款 保険料

2款 使用料及び手数料 1項 手数料

2款 使用料及び手数料 1項 使用料

8ページ 3款 国庫支出金 1項 国庫補助金

1目 調整交付金

2目 地域支援事業交付金 (日常生活支援総合事業)

3 目 地域支援事業交付金

(日常生活支援総合事業以外の地域支援事業)

5目 介護保険事業費補助金

5款 県支出金

9ページ 6款 サービス収入

7款 財産収入

8款 繰入金 1項 一般会計繰入金

1目 介護給付費繰入金

2目 その他一般会計繰入金

3目 地域支援事業繰入金

(日常生活支援総合事業)

4 目 地域支援事業繰入金

(日常生活支援総合事業以外の地域支援事業)

10ページ 5目 低所得者保険料軽減繰入金歳出に移ります。

11ページ 1款 総務費

2款 保険給付費 1項介護サービス等諸費のうち

1目 居宅介護サービス給付費

|      | 2目 特例居宅介護サービス給付費                  |      |
|------|-----------------------------------|------|
|      | 12ページ 2目 特例居宅介護サービス給付費続き          |      |
|      | 3目 地域密着型介護サービス給付費                 |      |
|      | 4目 施設介護サービス給付費                    |      |
|      | 13ページ 5目 特例施設介護サービス給付費            |      |
|      | 6 目 居宅介護福祉用具購入費                   |      |
|      | 7目 居宅介護住宅改修費                      |      |
|      | 8目 居宅介護サービス計画給付費                  |      |
|      | 14ページ 2項 介護予防サービス給付費              |      |
|      | 1目 介護予防サービス給付費                    |      |
|      | 2目 介護予防福祉用具購入費                    |      |
|      | 3目 介護予防住宅改修費                      |      |
|      | 4目 介護予防サービス計画給付費                  |      |
|      | 15ページ 3項 その他諸費                    |      |
|      | 4項 高額介護サービス費                      |      |
|      | 5項 高額医療合算介護サービス等費                 |      |
|      | 16ページ 6項 特定入所者介護サービス等費のうち         |      |
|      | 1目 特定入所者介護サービス費                   |      |
|      | 2目 特例特定入所者介護サービス                  |      |
|      | 3目 特定入所者支援サービス費                   |      |
|      | 17ページ 4目 特例特定入所者支援サービス            |      |
|      | 18ページ 3款 地域支援事業費                  |      |
|      | 1項 日常生活支援総合事業費のうち                 |      |
|      | 1目 介護予防・生活支援サービス事業                | 費    |
|      | 2目 介護予防ケアマネジメント事業費                |      |
|      | 19ページ 2項 一般介護予防事業費                |      |
|      | 3項 包括的支援事業任意事業費のうち                |      |
|      | 1目 包括的支援事業費                       |      |
|      | 20ページ 1目 包括的支援事業費続き               |      |
| 5番議員 | 20ページのところでですね、委託料 13 節の委託料で配食安否確認 | 忍事業、 |
|      | これ町として何名くらい該当しているのでしょう。           |      |
| 町民課長 | この配食安否確認事業につきましては、社会福祉協議会の方へ委     | 託して  |
|      | 申し込んだ方の昼食及び夕食について自宅へお届けをして安否を     | 確認す  |
|      | るというのが事業の内容でございます。件数につきましてはちょ     | っと今  |
|      | は詳しい件数をつかんでいませんのでまた後で聞いた中でお答え     | したい  |
|      | と思いますが、よろしくお願いいたします。              |      |
|      |                                   |      |

| 議長     | 2目 任意事業費                                  |
|--------|---|
|        | 21ページ 4項 その他諸費                            |
|        | 4款 基金積立金                                  |
|        | 5款 諸支出金                                   |
|        | 22ページ 6款 予備費                              |
|        | その他全体を通して質疑のある方はございますか。                   |
| 10 番議員 | 保険給付費の関係で今回も約17,000千円程の減額になっており、それか       |
|        | ら3号補正でも29,000 千円程の減額になっていると。約30,000 千円を   |
|        | 超える給付費が減ってるということで細かい分析はあれだろうと思いま          |
|        | すが、それでもこれだけ給付費が減っているという点は考えてみたでし          |
|        | ょうか、どうでしょうか。                              |
| 町民課長   | 給付費の動向ということでございますけれども、まぁあの国保同様に介          |
|        | 護保険事業の保険給付の関係につきましても、全体的にといいますか給          |
|        | 付費の方は 29 年度辺りから 30 年度にかけましてかなり下がっているの     |
|        | は事実でございまして、すみません、正確な分析はまだできていません          |
|        | けれども傾向として給付費は下がっている状態にございます。お願いし          |
|        | ます。                                       |
| 10 番議員 | まぁまたぜひ分析してもらいたいんですけれども、実は先日社会福祉協          |
|        | 議会の理事会もありまして、社協でも介護保険事業が 20,000 千円超えの     |
|        | 赤字なんだよね。それでもってまぁ、社協特有の利用者の減とかそうい          |
|        | った面もありますけれども、ケアマネさんが 1 番にあげたのはやっぱり        |
|        | 介護報酬の減だと。やっぱりその単価が切り下げられたために、なかな          |
|        | か事業者が大変になっているというのがケアマネさんからの報告であり          |
|        | ました。でまぁ、社協もそういった状況で大変だという中でどうあるべ          |
|        | きかという議論はこれから先も深めていきたいということですけれど           |
|        | も、私が問題提起をしたいのは、ただ今課長 29 年 30 年と言われました     |
|        | けれども、30年度の当初予算が681,000千円と平成31年の当初予算がね     |
|        | えこれだけ下がっていても 685,000 千円なんですよ。ですから今日の決     |
|        | 算見込みますと 643,000 千円でしょ。だからね、50,000 千円からの差が |
|        | 介護保険事業の予算と決算見込で差が生まれていると。やはりこういっ          |
|        | た点は深く分析をしていただきながら、やっぱり適正に負担をしていた          |
|        | だいたりそれから介護保険事業を町としてね、どういう風にやっていく          |
|        | かという点を深めていかないと、だからといってまた次の予算で前年度          |
|        | がこうだからこうだみたいな予算の作り方をやっていくのはいかがかな          |
|        | という風に思うんですけれど、そこら辺の分析も含めてまた委員会の方          |
|        | で説明してもらえればありがたいと思うんですけれどもどうでしょう           |

|      | か。                               |
|------|----------------------------------|
| 町民課長 | おっしゃる通り介護報酬の方が下がっておることによって社会福祉協議 |
|      | 会始め、事業所の皆さんはかなり打撃を受けているように私どもも聞い |
|      | ておりますので、ちょっと広い視点からまた介護保険事業について精査 |
|      | して参りたいと思っています。よろしくお願いします。        |
| 議長   | 他に全体を通して質疑のある方はいらっしゃいますか。        |
|      | これで質疑を終わります。                     |
|      |                                  |
|      | 日程第10 承認第5号                      |
|      |                                  |
| 議長   | 日程第10、承認第5号                      |
|      | 「平成30年度小海町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)に  |
|      | ついて」を議題といたします。                   |
|      | 事務局長に議案の朗読を求めます。                 |
|      | (事務局長朗読)                         |
| 議長   | 朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。    |
|      | (町民課長説明)                         |
| 議長   | 説明が終わりました。これから質疑を行います。歳入歳出とも補正予算 |
|      | でページごとに行います。質疑のある方は挙手をお願いします。    |
|      | 【歳入】                             |
|      | 5ページ 1款 後期高齢者医療保険料               |
|      | 2款 使用料及び手数料                      |
|      | 3款 繰入金                           |
|      | 6ページ 5款 諸収入 1項 償還金及び還付加算金        |
|      | 2項 雑入                            |
|      | 歳出に移ります。                         |
|      | 7ページ 1款 総務費                      |
|      | 2款 後期高齢者医療広域連合納付金                |
|      | 3款 諸支出金                          |
|      | 8ページ 4款 予備費                      |
|      | その他全体を通じて質疑のある方はございますか。          |
| 議長   | その他全体を通じて質疑はございますか。              |
|      | (質疑なし)                           |
| 議長   | これで質疑を終わります。                     |

|   | <u>日程第11 議案第15号</u> |  |
|---|---------------------|--|
| 議 | 長                   | 日程第11、議案第15号<br>「小海町積立金条例の一部を改正する条例について」を議題といた<br>します。事務局長に議案の朗読を求めます。     |
|   |                     | (事務局長朗読)   |
| 議 | 長                   | 朗読が終わりました。<br>本案について提案理由の説明を求めます。  |
|   |                     | (産業建設課長説明)<br>   |
| 議 | 長                   | 説明が終わりました。これから質疑を行います。<br>質疑のある方は挙手をお願いします。                                |
|   |                     | (質疑なし)   |
| 議 | 長                   | これで質疑を終わります。   |
|   |                     | 日程第12 議案第16号   |
| 議 | 長                   | 日程第12、議案第16号<br>「小海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議<br>題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。 |
|   |                     | (事務局長朗読)   |
| 議 | 長                   | 朗読が終わりました。<br>本案について提案理由の説明を求めます。  |
|   |                     | (町民課長説明)   |
| 議 | 長                   | 説明が終わりました。これから質疑を行います。<br>質疑のある方は挙手をお願いします。                                |
|   |                     | (質疑なし)   |
| 議 | 長                   | これで質疑を終わります。   |
|   | <u>日程第13 議案第17号</u> |  |
| 議 | 長                   | 日程第13、議案第17号<br>「小海町介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題とい<br>たします。事務局長に議案の朗読を求めます。    |

|   |   | (事務局長朗読)                       |
|---|---|--------------------------------|
| 議 | 長 | 朗読が終わりました。                     |
|   |   | 本案について提案理由の説明を求めます。            |
|   |   | (町民課長説明)                       |
| 議 | 長 | 説明が終わりました。これから質疑を行います。         |
|   |   | 質疑のある方は挙手を願います。                |
|   |   | (質疑なし)                         |
| 議 | 長 | これで質疑を終わります。                   |
|   |   |                                |
|   |   | <u>日程第14「議案第18号」</u>           |
| 議 | 長 | 日程第14、議案第18号                   |
|   |   | 「小海町給水条例の一部を改正する条例について」を議題といたし |
|   |   | ます。事務局長に議案の朗読を求めます。            |
|   |   | (事務局長朗読)                       |
| 議 | 長 | 朗読が終わりました。                     |
|   |   | 本案について提案理由の説明を求めます。            |
|   |   | (産業建設課長説明)                     |
| 議 | 長 | 説明が終わりました。これから質疑を行います。         |
|   |   | 質疑のある方は挙手をお願いします。              |
|   |   | (質疑なし)                         |
| 議 | 長 | これで質疑を終わります。                   |
|   |   |                                |
|   |   | <u>日程第15「議案第19号」</u>           |
| 議 | 長 | 日程第15、議案第19号                   |
|   |   | 「小海町消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部 |
|   |   | を改正する条例について」を議題といたします。         |
|   |   | 事務局長に議案の朗読を求めます。               |
|   |   | (事務局長朗読)                       |
| 議 | 長 | 朗読が終わりました。                     |
|   |   | 本案について提案理由の説明を求めます。            |
|   |   | (町民課長説明)                       |
| 議 | 長 | 説明が終わりました。これから質疑を行います。         |
|   |   | 質疑のある方は挙手をお願いします。              |

|      | (質疑なし)                                  |
|------|---|
| =± E | これで質疑を終わります。ここで 3 時 15 分まで休憩と致します。      |
| 議長   | (ときに 14 時 53 分)                         |
| 議長   | 再開します。 (ときに 15 時 15 分)                  |
|      | ここで町民課長から発言を求められていますのでこれを許します。          |
| 町民課長 | この場をお借りしまして先程説明を致しました平成30年度の国民健康保       |
|      | 険事業の補正予算第 4 号の訂正がありましてお願いしたいと思います。      |
|      | 30年度の国民健康保険事業補正予算書4号の10ページをご覧いただきた      |
|      | いと思います。ここの左上のところに「3歳出」というのが入らなけれ        |
|      | ばいけないところでございますが、それが抜けてございますので「3歳        |
|      | 出」と入れていただきますのと、それから中段、下段にあります「2項        |
|      | 運営協議会義」「3項趣旨普及費」の説明欄になりますが2項につきまし       |
|      | ては金額が△10千円のところ△10,000千円という誤った表記になってし    |
|      | まいまして説明欄を△10、それから3項の趣旨普及費も同様に説明欄△       |
|      | 66 という風に申し訳ありませんがこの場をお借りして訂正をお願いした      |
|      | いと思いますがよろしくお取り計らいをお願いいたします。             |
| 議長   | 訂正をお願いいたします。                            |
|      | 井出町民課長。                                 |
| 町民課長 | 先程5番議員さんからご質問いただきました、配食サービスの説明をさ        |
|      | せていただきます。配食サービスにつきましては社会福祉協議会ともう        |
|      | 1つ民間でありますで米ちゃん弁当というところ2か所で行っておりま        |
|      | して、社会福祉協議会の方では月に600食程度、月曜日から土曜日の夜、      |
|      | 夕食をやっておりまして1日約30食を提供しております。値段的にはお       |
|      | かずのみで300円、ご飯がつきますと400円。それからもう1つの民間      |
|      | の米ちゃん弁当という佐久市の業者でございますけれども、こちらは値        |
|      | 段がちょっと上がります、おかずのみが 530 円、ご飯付きで 550 円とい  |
|      | うことでこちらは休みはなくてお昼、夜と提供しておるということで1        |
|      | 日約4~5食提供されているということでまぁ社協のほうが安いですので       |
|      | そちらの方から埋まっていくという状況になっております。以上でござ   います。 |
|      | V' £ 9 。                                |
|      | 日程第16「議案第20号」                           |
|      | · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·   |
| 議長   | 次に移ります。                                 |
|      | 日程第16、議案第20号                            |
|      | 「令和元年度小海町一般会計補正予算(第1号)について」を議題          |

いたします。事務局長に議案の朗読を求めます。 (事務局長朗読) 議 朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 長 (副町長説明) | 説明が終わりました。これから質疑を行います。歳入歳出とも補正予算 議 長 書でページごとに行います。質疑のある方は挙手をお願いします。 【歳入】 8ページ 10款 地方交付税 12款 分担金及び負担金 2項 負担金 14款 国庫支出金 2項 国庫補助金 9ページ 3項 国庫委託金 15款 県支出金 2項 県補助金 16款 財産収入 2項 財産売払収入 4項 雑入 20款 諸収入 10ページ 21款 町債 歳出に移ります。 11ページ 1款 議会費 2款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費 12ページ 2目 財産管理費 4目 企画費 |UIJ||ターン就業支援事業で来る高橋さんという方は具体的にはどんな仕 2番議員 事を想定されておられるのでしょうかお聞かせください。 この件につきましては先程も副町長からご説明を申し上げましたが、UII 総務課長 ターンは高橋さんではなくて、高橋さんは地域おこし協力隊としてお見 えになる方でして、UIIターンにつきましてはまだ対象者はこれから出て くると思われますので決まっておりません。高橋さんにつきましては先 程もご説明を申し上げていますけれども、移住定住にかかわること、そ れから新聞社にお勤めになっていたということで広報ですとかそういっ た編集作業が得意だというようなことでして、館報の編集ですとかそう いった事にも携わっていただいたり、デザインも得意だというようなこ とで、当面移動販売車のラッピングのデザイン等もお願いしようかとい う風に考えております。以上です。 わかりました。私の誤解で、後 UIJ ターンのほうの方の事業イメージと 2番議員 うのはまだ描かれていないということですか。

#### 総務課長

これも先程要綱でご説明しましたけれども、国の方でこういった形、中央に人が集中しているところから地方へ人を流したいということが根本にございまして、東京圏、それから愛知県、大阪府そういったところから移住した人に対してこういった補助要綱を作って補助しますということで、こういった方面からの地方移住を促進するという目的で行われる事業でございます。

#### 2番議員

昨年上天草の方へ行きまして、移住定住促進の担当者、この方は女性だったんですけれどもその方の説明等が非常に素晴らしいというようなことで促進されたというような声も聞きますので、ぜひその辺を検討いただきながら成果の上がる事業にしていただきたいと思います。以上です。

#### 議長

13ページ 企画費続き

#### 10番議員

単身者雇用住宅空家取壊しということで、景観、防犯上の問題、それから地元要求ということで壊していきたいという説明でありますけれども、持ち主はこれ誰のものかということと、それからこういった個人の住宅だと思うですけれども町が買ってやるという話じゃないように聞きましたので、こういった事業の在り方というのはこれまでもこういったことがあったのかどうかという点、それから、これからは似たような状況で要望があればどんどんやっていくという考えなのかという点を伺いたいと思います。

#### 総務課長

この件につきましては議会の方からも地元の方への説明をよくするよう にということで、先般の議会でご指摘の後地元へ説明に伺いました。そ こでこういう計画で町営の単身者雇用住宅を建てたいというご説明を申 し上げましたところ、あの建物については区としても大変苦になってい る建物で見た目も悪いし、単身者をよそから迎えるにあたって、ああい ったものがあっては大変具合悪いのではないかというようなことでぜひ 撤去をしてほしいという要望をいただきました。それで今井出議員さん おしゃる通り、こういった町で撤去をするという例は現在のところござ いません。ただ、所有者、これ所有者はわかっているわけですけれども、 所有者に町で補助事業もありますからぜひ壊していただけないかという 話をしたわけですけれども、所有者の方ではとてもそこまで補助残を自 分で出してまで壊す余裕はないというようなことで、今回に限って特別 な事情ということで町が変わって取り壊しするということで今回計上さ せていただきました。今後もどんどんそういう風にやるのかというご質 問でございますけれども、どんどんやるというつもりではなくて、どう してもという状況がでてきましたらまた議会の皆さんにご提案を申し上 げた中で理解が得られるようであればやっていきたいと。まぁ当面は問

題になっております本間の住宅があるわけですけれども、これについてはまだ相続人が確定しないということで、とても町が代わって取り壊すという段階になりませんので未だまだ手がつかない状況でありますけれども、ここは相続人がはっきりすれば土地を担保にそういったお金が捻出できるのではないかという風に考えております。以上です。

#### 10番議員

まぁあの新しい事業であるという点はね行政の方の皆さんも承知をして おりそれから個人の財産を壊すという点でね、税金を入れるという話で ありますから私はもちろん景観や危険性、防犯上、そういった意味では ね主旨は非常に理解できるわけでありますけれども、やはり前例となる という点、そういった点からもしっかりとした理論武装をもう少しする 必要があるのではないかという風に思います。それから、持ち主はきま っているのかという点を伺いましたところ、まぁはっきりとこの人だと いう風には決まっているという風に答弁は聞こえませんでしたし、土地 との関連の話がされたということで土地の方も明確にこの人だという状 況にないというようなニュアンスを受けたわけでありますけれども、私 はそういった点も含めてやはり行政として、税金を使っていく上ではし っかりとした理論武装をしない上には住民の理解はいただけないのでは ないかという、景観上、防犯上、地域の要求、こういったことは町中何 か所もあるわけでございますから、もう少し明確な理論的なものを組み 立てる必要があるのではないか。という風に思いますけれどもいかがで しょうか。

#### 総務課長

所有者につきましては、先程所有者は分っているというご説明を申し上げたつもりなんですが、土地につきましては名義はAさんの名義なんですけれども実際には持ち主はBさんということで、それは登記はしてありませんけれども売買の契約書が残ってるということでそれは確認をしております。建物についてはまた違う人が所有しているということで、その所有者の方の子孫の方に壊していただけないかという打診をしたところ先程のようなお答えでしたので、まぁやむなく町の方で取り壊したいということで今回ご提案をさせていただいているものでございます。まぁあのもうちょっと明確な理論武装ということでございますけれども、とりあえずそこまでの説明しかできないのが現状ですのでよろしくお願いいたします。

#### 10番議員

まぁ確認としてね今の総務課長の答弁を聞きますと建物の名義人と土地 の名義人がもちろん違うということで名義人が事実上の建物の所有者で ないということで、非常にあの法的な財産の立ち位置というのが私はあ の一不安定だという風に思うわけです。ですからそういった点からしま すとやはりもう少ししっかりと準備をしていただくと、これからは空き家対策ということで色々空家対策協議会の中で色々と強制執行の問題もあったり色々するわけでありますから、やはりそういった中ででもしっかり議論をして方向性を出していくと、そういう上で事業を実施していくというのが私は行政のやり方だと思いますので、ぜひそこら辺も検討してもらえればという風に思います。何しろ前例になる話でありますのでこれからの空家対策という点からも一層の考慮をお願いしたいというように思います。

#### 総務課長

また空家対策協議会等でご審議いただいた中で考えていきたいという風 に思います。よろしくお願いします。

#### 議 長 5目 地域振興費

#### 10番議員

すみません、5目の方に移ってしまったわけですけれども、企画費の方でもう1点お願いしたいのは、単身者雇用住宅の建設という時に100,000千円の予算ということでされたわけですけれども、最初からやはりあの上下水道の加入だとか、進入路の問題、そういった点では水道工事、こういったものはね、あの一入札工事そのものの中で、私は入っていく仕事ではないかという風に思うんですよね。ですから本来だらやはり100,000千円の中で事業を展開していくというのが筋であって例えば下水道加入などは、まだその先でね下水道の利用計画、あの地域一帯の計画があってこういった下水道加入、水道加入をしていくということであれば別予算という風に考えられると私は思うわけでごさいますけれども、当初より単身者雇用住宅を作るということで100,000千円ということであれば上下水道の加入から始まって住宅の水道工事、こういったものは100,000千円の中でやるべきだという風に私は認識をしていたわけでありますけれども、そこら辺の説明をお願いします。

#### 総務課長

おっしゃる通りでございまして、本来そうあるべきだったということなんですが、業者の方にプロポーザルの仕様書を出した時にこの辺りの記載がすべて漏れてたということで、やむを得ず今回別途でお願いした次第でございます。ただ、また全協の中で今回最終日にご提案させていただきます、契約議決についての細かいご説明を申し上げる予定なんですが、審査の結果、結果的には総額100,000千円の中ですべては納まる形になってございます。結果的になりました。そういったことも含めましてご理解をいただきたいという風に思います。よろしくお願いします。

#### 議長

13ページ 5目 地域振興費

6目 積立金

7目 総合センター運営費

|       | 14ページ 2項 徴税費                            |
|-------|---|
|       | ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, |
|       | 3項 戸籍住民登録費<br>  15ページ                   |
|       |   |
|       | 3款 民生費   1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費            |
| 10番議員 | 国のプレミアム商品券販売という関係でただ今副町長が予算説明を縷々        |
|       | とされたわけですけれども一番の販売の方法を町のプレミアム券と一緒        |
|       | にですか、プレミアム券でいうような説明、そこら辺正確なことがわか        |
|       | りませんでしたけれども、対象が子育て世代であり、低所得者世代だと        |
|       | いう説明ですけれども、そういった時に商工会のプレミアム券と一緒に        |
|       | これを売るということが国の本来の目的達成のための販売は可能なのか        |
|       | と。これまで私申してきましたけれども、町のプレミアム券にしまして        |
|       | も買いに行ったらもうとっくに終わってたとかね、もう様々な意見があ        |
|       | るわけですよ。そういった中でこれを町のプレミアム券と一緒に商工会        |
|       | で対応するというようなことですけれども、そういったことで国の事業        |
|       | 運営ができるのかどうかという、その点を伺いたいと思います。           |
| 副町長   | 説明不足で申し訳ごさいませんでした。商工会のプレミアム券を使うだ        |
|       | けでございまして、この対象者 1,100 人分は必ず確保しまして、引換券    |
|       | を渡します。だから、引換券をその人に渡して 20,000 円分まで買えるよ   |
|       | という引換券です。それを 1,100 人に渡しまして、役場にいつでも取り    |
|       | に来て、お金と交換して商店で使うと、ただしその券自身を町のプレミ        |
|       | アム券を使わせていただくと、1,000円券でございますけれどもあれを使     |
|       | って、わざわざ改めて国のプレミアム商品券を印刷するんじゃなくて、        |
|       | 町のプレミアム券を使うという意味でございました。実際この 1,100 人    |
|       | の皆さんには間違いなく引換券を渡していつ取りに来ても渡せるような        |
|       | 状況にして消費ができるような状況するということで、来年 3 月までは      |
|       | 引き換えもできますし、購入もできるということで進めていきたいと思        |
|       | います。以上です。                               |
| 10番議員 | まぁ私の方の聞き方も悪かったということでありますけれども、具体的        |
|       | には券の引換券で役場の窓口でやるという認識を持てばいいわけです         |
|       | カゝ。                                     |
|       |   |
| 副町長   | その通りでございます。よろしくお願いします。                  |
| 2番議員  | 今の件ですけれども 1,100 世帯っていうことになるとほぼ町の世帯数半    |
|       | 数くらいになるとイメージしてよろしいでしょうか。                |
| L     |   |

| <ul> <li>副町長 対象者は1,100人ということでございます。ただし、子供のいる世帯は、その世帯主に交付する、2人いれば2人分の引換券を世帯主に渡すということですけれど何しろ対象は1,100人を見込んでございます。世帯じゃなくて1,100人でございます。よろしくお願いします。</li> <li>2番議員 低所得のカテゴリーというのはどういう風に説明されるんですか。</li> <li>副町長 低所得者は2019年度の町県民税非課税者でただし、納税者に扶養されている方は除くということで非課税者は全員対象ということで1,000人くらい見込んでますけれどもよろしいでしょうか。</li> <li>議長 15ページ 3目 やすらぎ園費16ページ 2項 児童福祉費 1目 保育所費3目 児童館運営費4款 衛生費1項 保健衛生費</li> </ul> |
|---|
| ことですけれど何しろ対象は 1,100 人を見込んでございます。世帯じゃなくて 1,100 人でございます。よろしくお願いします。  2 番議員 低所得のカテゴリーというのはどういう風に説明されるんですか。  副 町 長 低所得者は 2019 年度の町県民税非課税者でただし、納税者に扶養されている方は除くということで非課税者は全員対象ということで 1,000 人くらい見込んでますけれどもよろしいでしょうか。  議 長 15ページ 3目 やすらぎ園費 16ページ 2項 児童福祉費 1目 保育所費 3目 児童館運営費   |
| なくて1,100人でございます。よろしくお願いします。  2 番議員 低所得のカテゴリーというのはどういう風に説明されるんですか。  副 町 長 低所得者は2019年度の町県民税非課税者でただし、納税者に扶養されている方は除くということで非課税者は全員対象ということで1,000人くらい見込んでますけれどもよろしいでしょうか。  議 長 15ページ 3目 やすらぎ園費 16ページ 2項 児童福祉費 1目 保育所費 3目 児童館運営費   |
| 2 番議員       低所得のカテゴリーというのはどういう風に説明されるんですか。         副 町 長       低所得者は 2019 年度の町県民税非課税者でただし、納税者に扶養されている方は除くということで非課税者は全員対象ということで 1,000 人くらい見込んでますけれどもよろしいでしょうか。         議       長       15ページ 3目 やすらぎ園費 16ページ 2項 児童福祉費 1目 保育所費 3目 児童館運営費  |
| <ul> <li>副町長 低所得者は2019年度の町県民税非課税者でただし、納税者に扶養されている方は除くということで非課税者は全員対象ということで1,000人くらい見込んでますけれどもよろしいでしょうか。</li> <li>議長 15ページ 3目 やすらぎ園費 16ページ 2項 児童福祉費 1目 保育所費 3目 児童館運営費</li> </ul>   |
| いる方は除くということで非課税者は全員対象ということで 1,000 人くらい見込んでますけれどもよろしいでしょうか。         議       長         15ページ 3目 やすらぎ園費 16ページ 2項 児童福祉費 1目 保育所費 3目 児童館運営費   |
| らい見込んでますけれどもよろしいでしょうか。         議       長       15ページ 3目 やすらぎ園費         16ページ 2項 児童福祉費 1目 保育所費         3目 児童館運営費   |
| 議 長 15ページ 3目 やすらぎ園費<br>16ページ 2項 児童福祉費 1目 保育所費<br>3目 児童館運営費  |
| 16ページ 2項 児童福祉費 1目 保育所費 3目 児童館運営費  |
| 3目 児童館運営費   |
|   |
| 4 款 衛生费 1 頂 促健衛生费   |
| 4 州 州工具 1 7   |
| 1目 保健衛生総務費  |
| 17ページ 1目 保健衛生総務費の続き   |
| 2目 予防費  |
| 2項 生活環境衛生費 1目 生活環境衛生総務費   |
| 4目 住宅管理費  |
| 9番議員 住宅管理費の町営住宅解体事業移転費用補助ということで先程説明があ   |
| りました。3戸の移転されるかたというのはどこへ移転されるのかとい  |
| うことと、この50千円の根拠は何でしょうか。  |
| 町民課長 移転される3戸の皆さんございますけれども3名おられまして、お一人   |
| が二タ小池団地、もう1人馬流団地、もう1人が芦谷の特賃の C 棟の方  |
| へ移っていただいております。50 千円の補助というのはこういう前例が  |
| ございまして前にこういう単価で50千円ということで補助をしてるとい   |
| う経過がございます。よろしくお願いします。   |
| <b>議 長</b> 5 款 農林水産費 1 項 農業費  |
| 1目 農業委員会費   |
| 18ページ 1目 農業委員会費続き   |
| 2 目 農業振興費   |
| 4 目 農地費   |
| 5 目 山村振興事業費   |
| 1 9 ページ 2 項 林業費   |
| 6款 商工費 1目 商工業振興費  |
| 2 目 観光費   |
| 20ページ 2目 観光費続き  |
| 4目 松原湖高原観光交流センター運営費   |

|       | 7 势  |
|-------|--|
|       | 7款 土木費 1項 土木管理費<br>  21ページ 2項 道路橋梁費 1目 道路維持費 |
|       |  |
|       | 2目 道路改良舗装費                                   |
|       | 3項 都市計画費                                     |
|       | 2 2 ページ                                      |
|       | 8款消防費  |
|       | 9款 教育費 2項 小海小学校費                             |
|       | 3項 社会教育費                                     |
|       | 23ページ 3項 社会教育費続き                             |
|       | 2 4ページから 2 7ページ                              |
|       | 補正予算給与費明細書                                   |
|       | 2 4 ページ                                      |
|       | 2 5 ページ                                      |
|       | 2 6 ページ                                      |
|       | 2 7ページ                                       |
|       | その他全体を通じて質疑のある方はございますか。                      |
| 8番議員  | 22 ページの電子黒板の件で聞きたいんですけれど、我々中学校組合議会           |
|       | で三島市へ視察に行ってきたんですけれど、あれと同じような物をイメ             |
|       | ージすればいいのか、お聞きしたいですけれど。                       |
| 教 育 長 | お答えをいたします。おっしゃる通り三島市へ視察に行った際の物をイ             |
|       | メージしていただいて結構でございます。電子黒板を構成するものとす             |
|       | れば、本体、そこにスタンド、それから電子教科書を入れ込むパソコン、            |
|       | それともう1つ書画カメラといいまして机の上の物をその黒板に写した             |
|       | りですとか、または更に違うものに写すような機能のカメラ、50 千円弱           |
|       | なんですけれども、電子黒板をここで3セットということでリース料で             |
|       | 金額的には黒板とパソコンと書画カメラで 1,000 千円相当の物までなら         |
|       | 手配できるだろうという目論見で考えているところでございます。よろ             |
|       | しくお願いいたします。それから大きさはだいだい 70 インチも可能であ          |
|       | ろうと考えています。ですから三島よりももしかしたら5インチほど大             |
|       | きいのかもしれません。                                  |
| 2番議員  | 今の件で追加で質問したいんですけれども、ハードの方の設備に合わせ             |
|       | て運営の先生方の教育だとか生かす手立ての方はどのようにお考えで導             |
|       | 入されるかお答え下さい。                                 |
| 教育長   | 実はこの6月という時期にこういうものを補正であげることにつきまし             |
|       | て、なんで当初で上げないんだということが本来かと思うんですけれど             |
|       | も、まだ当初予算編成時には学校側の気運というか情勢が高まっておら             |

なかったわけです。特に、明日ちょっと中学校組合でも同じように補正 をお願いするわけなんですけれども、中学校の方では年度末に近いとこ ろで喬木村、下伊那の喬木村へ視察に行きまして、ぜひ進めたいという 若い先生が数人でてきました。本来であればこういったものは将来的に は普通教室全室ですとか、特別教室も含めというような台数を確保した いわけなんですが、まぁ走りだすという点でとりあえずここで3セット、 それから明日中学の補正でお願いするというのが2セットという形で動 き始めたいと思っております。電子教科書というものにつきましても、 おおよそ1教科1学年分、20千円になります。これを何台のパソコンに 落としてもいいというライセンスでございますので共用で使う形ができ ればいいと思いますし、実際、中学校の数学の先生からは中には小学校 の3,4年の分数ができないお子さんがおいでという中で、電子教科書 を使えば中学の授業で小学校3、4年の分数のページも開けるという風 に理解しておりますので、今後先生の尻を叩き、子ども達の目を上に向 かせてというような方法で頑張って行きたいと思っております。よろし くお願いします。 他に全体を通して質疑のある方はいらっしゃいますか。 5款の農林水産費の農林振興費の中でそば加工委託料が 200 千円という 形になっていまして、このそばの加工販売につきましては、遊休農地の 有効利用といったような面での目的が前提になってると思いますけれど も実際にここ数年やってきて、その作付面積とか栽培に対する自立性の ようなものが、どのように育まれているのかお聞かせください。 お答えをさせていただきます。そばの関係につきましては例年通りまだ まだこれから増えていく部分もあろうかとは思うんですけれども、少し づつでも販路を拡大しながら作付面積を増やすような方向でまた取り組 んでいければなという風に思っていますのでよろしくお願いします。 19ページの林業振興費の中でトレーラー購入補助で10,000千円、今ま でに森林組合に対してこういった補助があったかどうか、この辺りちょ っと教えていただきたいんですけれども。 お答えをさせていただきます。森林組合に対しては過去にはなかったと いう風に思います。このような補助につきましては小海分院ですとかそ

の他にも農協関係の分についての補助があったような気はしております ので、あのここで間違った回答をしてはいけないので後日調べた中で正 確なところを答弁させていただければなという風に思いますがよろしく

議

長

2番議員

産業建設 課 長

9番議員

産業建設

課長

お願いします。

| 9番議員  | はい、よろしくお願いします。それと今回、陳情という形で出されてい |
|-------|----------------------------------|
|       | ますけど、町としての森林整備計画というものをきちんと立てた中で協 |
|       | 定なりを結んでいくっていうような方向で考えているのかその辺りをお |
|       | 願いします。                           |
| 産業建設  | 森林計画自体はありますのでそれに沿った形での事業運営等やっていき |
| 課長    | たいという風に思います。森林計画に基づきまして、森林組合の方へ森 |
|       | 林整備等お願いをしているところでありますのでそこについても今後も |
|       | そような形でやっていければという風に思っています。        |
| 10番議員 | 私は協力隊の関係で伺いたいんですけれども、今度の予算書企画費の中 |
|       | で載ってた時に予算書を見てて、これは誰のやつだと。いうことをちょ |
|       | っと考えたんですけれども思い浮かばなかったと。そしたらまぁ6月か |
|       | らね、5月いっぱいで辞められる方の後任みたいな形で仕事は違うらし |
|       | いけれども新しい方の活動費だということを説明頂いたんですけれど  |
|       | も、その説明の中で今協力隊が特別職として5名おられるということで |
|       | すけれども、まぁ何度聞いても名前や色々その都度教えてもらってもな |
|       | かなか覚えられなくて、協力隊の話になればまた最初から話をするとい |
|       | うような現状であります。そこで私はお願いでありますけれども協力隊 |
|       | 員がどんな方がね、小海町の中でいつからいつまでどういう活動をされ |
|       | ているかというような資料を出してもらえるとありがたいという風に思 |
|       | うわけですけれどもそこら辺はどうでしょうか。           |
| 総務課長  | 今のご要望にお応えいたしまして資料の方をこの議会中にお出ししたい |
|       | と思います。で、あの先程副町長申し上げましたが、平田隊員について |
|       | は5月いっぱいではなく6月いっぱいまで活動期間がございまして、今 |
|       | 回補正でお願いしてる協力隊につきましては、平田君の代わりというわ |
|       | けではなくて、協力隊色々な部分で町も活躍していただきたいと思って |
|       | 募集をかけていたところが、今度は移住定住に関わって頂ける方が見つ |
|       | かったというようなことで今回採用していきたいというようなことでご |
|       | ざいます。以上です。                       |
| 議長    | これで質疑を終わります。                     |
|       |                                  |
|       | <u> 日程第17 「陳情・請願等」</u>           |
|       |                                  |
| 議長    | 日程第17、陳情第3号から陳情第9号についてを議題といたします。 |
|       | 今定例会で受理した陳情はお手元に配布したとおりであります。    |
|       | 陳情書の朗読及び審議は、付託した委員会でお願いいたします。    |

#### O 質疑終了

議 **長** 以上を持ちまして、報告、議案、陳情等に対する質疑を終結いたします。

#### 〇 常任委員会付託

#### 議 長 本日、議題としてまいりました承認第3号から議案第20号、陳情第3 号から陳情第9号は、会議規則第39条の規定により、お配りした議案付 託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、 これにご異議ございませんか。

(異議なし)

**長** 異議なし、と認めます。議案付託表のとおり付託いたしますので、よろしくご審査の程をお願い申し上げます。

#### O 散 会

# 議長以上で本日の日程はすべて終了いたしました。<br/>一般質問は 10 日、午前 10 時から行います。これにて本日は、散会といたします。ご苦労様でした。<br/>分)(ときに16時33

## 令 和 元 年 第 2 回 小海町議会定例会会議録

「第 7 日」

- \* 開会年月日時 令和元年6月10日 午前10時00分
- \* 閉会年月日時 令和元年6月10日 午後 3時29分
- \* 開会の場所 小海町議会議場

#### 会議の経過

#### 〇 開 会

#### 議長皆さん、おはようございます。

令和元年第2回定例会、一般質問を行います。

本日は一般質問でありますが、6人の方が一般質問を行います。町政の発展につながるような建設的な発言を期待いたします。なお、傍聴者の皆様には、傍聴ありがとうございます。議会といたしましても、多くの皆様に傍聴をしていただくように取り組んでおるところでありますが、今後もぜひ知り合いの皆さんを誘って、また傍聴に来ていただきたいと思います。それでは、定刻になりました。ただいまの出席議員は12人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

#### 〇 議事日程の報告

#### 議 **長** 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

本日、答弁のため出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、会計管理者、 各課長、教育次長、所長であります。

ここで町民課長より発言を求められておりますので、これを許します。

#### **町民課長** │皆さん、おはようございます。お疲れさまでございます。

お手元に答申書ということで、1枚申し上げてございます。4日の招集日の日に審議会等の報告ということで、国民健康保険事業の運営に関する協議会のご報告を申し上げまして、それに答申書を添付したわけでございますが、この内容につきまして、国保の協議会におきまして諮問の内容と答申の内容が一部変更になっております。答申書の一番下に「原案に賛成する」という一文がございましたけれども、これは誤りでございますので削除して、ぜひ

差しかえをお願いしたいと思います。よろしくお取り計らいをお願い申し上 げます。以上でございます。

#### 日程第1 「一般質問」

#### 議長

それでは、会議に入ります。日程第1、一般質問を行います。 あらかじめ申し上げておきますが、会議規則第55条を準用する同第63条の規 定により一般質問を行いますので、ご協力をお願いいたします。

#### 第2番 渡辺 均 議員

#### 議 長 それでは、順次質問を許します。第2番 渡辺均議員の質問を許します。 渡辺均君。

#### 2番議員

おはようございます。

通告に従いまして一般質問を行わさせていただきます。

私は、質問事項として健全財政と長期振興計画のかかわり方について話を進めていきたいと思います。

初めに、起債と基金についてというテーマでお伺いしますけれども、昨年3月の定例議会で古谷議員の質問に対して、町の財政が健全であることを説明し、十分安心して事業の推進を図ると町長は語っておられます。私はわたなべ通信24号で、起債が基金を上回り、町の財政は赤字だというふうに記載いたしまして、このことについて町長より、これは赤字ではないと、わたなべ通信は間違っていると申されました。冒頭の質問として、改めてそのような見解に至った経緯、背景を町長にお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

#### 町 長

ただいまの渡辺議員のご質問に対してお答えをいたします。起債残高、現在が43億7,510万余ですが、元利償還金のほぼ7割が交付税措置されるため、 実際の一般財源での返済はおよそ13億1,200万ほどになろうかと思います。 基金残高は34億7,870万余で、差し引きすると21億6,600万円ほど基金が多い ということになります。町では起債をする場合に、職員が過疎対策事業債の ような交付金のついたものを、高いものを使うようにしております。そういった努力があり、今の数字となっております。したがって、額面上の起債残 高と基金残高の差が9億という渡辺議員の数字は間違っておりません。しか し、これは内容を紐解きますと、町民の皆様の不安をあおるようなことにな

|      | ると私は判断しましたので、渡辺議員に相談をしてお話をしたという経過が        |
|------|---|
|      | ございます。以上でございます。                           |
| 2番議員 | ありがとうございます。私も起債について交付税で措置されることは承知し        |
|      | ておりまして、要は国の交付税措置分の取り扱い、考え方をどのように捉え        |
|      | るかということかと考えてみました。それで、並行して、議会だよりの143       |
|      | 号、昨年3月の議会、一般会計の説明が書かれている資料ですけれども、歳        |
|      | 入歳出を町の家計簿とみなして、国からの交付税のことを「親からの援助」        |
|      | と表現しています。親の財政をつかさどる財務省は、借金が2018年12月現在     |
|      | で1,100兆5,266億円を超え過去最大になり、国民1人当たり885万円に及び、 |
|      | 単年度の借金は8兆7,581億円、その9割が国債、いわば国の借金だと述べ      |
|      | ております。親が借金をして子を支える交付税、この小遣いを当たり前の収        |
|      | 入として見るか、それとも借金は借金、国の借金は我々の借金ではないのか、       |
|      | 私はここの見解の差ではないかと思いますが、町長、どのようにお考えでし        |
|      | ようか。                                      |
| 町 長  | ただいま渡辺議員の発言されたことは間違いはないかと思います。されど、        |
|      | この町を運営していくに当たりまして、長い歴史の中、そして私どもが毎日        |
|      | 営んでいるこの仕組みの中で国を大きく変え、そしてその財政を行っていく        |
|      | ことは非常に困難であろうかと私自身思っております。また、我が町が軽井        |
|      | 沢町のように不交付団体になれれば、それはそれにこしたことはないと思い        |
|      | ますけれども、道ほど遠いところだと思っておりますので、現在のことにつ        |
|      | きまして町民の皆様のためになる方向を選んでいるということです。以上で        |
|      | す。  |
| 2番議員 | 私も小海町がどうこうしたから国がどうこうなるというふうなレベルでは         |
|      | 捉えておりません。しかしながら、地方自治法では自治体の自立をうたって        |
|      | おります。依存を当たり前のように考えたら、地方自治の趣旨に反するので        |
|      | はないでしょうか。地域づくりは、あるいはまちづくりは交付税に頼らない        |
|      | まちづくり、このことをどこまでできるかは別として、そのことを基本、本        |
|      | 線として考えるべきだと思いますが、町長はどのようにお考えでしょうか。        |
| 町 長  | 私の考えといたしましては、やはり国と一緒に生きていかなければいけない        |
|      | という考えでございます。それは、我が町も主幹の産業であります農業、林        |
|      | 業等々、いろんなタイアップした補助金とかもろもろのことを行っているわ        |
|      | けですけれども、農業についてはほぼ自立できていると思いますが、ほかの        |
|      | 産業につきましては、やはりまだ町が介入しなければこれは立ち行かないと        |
|      | いうところが多々あろうかと思います。したがって、町が中心になって、税        |

|      | 金をたくさん払っていただけるようなそういう仕組みを模索しているとこ   |
|------|-------------------------------------|
|      | ろでありまして、それはいろんな事業の中で顕著に出ていると思いますの   |
|      | で、今後ともそういった事業をできるよう町としても推進していきたいと思  |
|      | っております。                             |
| 2番議員 | 原則、やはり自立を目指さなければいけないということについては意見が一  |
|      | 致しているということでよろしいですね。それで、しかしながら、なかなか  |
|      | 自立は厳しいと、私もこのことは認識しております。そのことについて、今  |
|      | 日2つほど提案いたします、後ほどですね。その前に、今、国と一緒にと申  |
|      | されましたけれども、国もいかにして財源を生み出すかということで成長戦  |
|      | 略を模索しているということでございまして、いかに財源を確保するかとい  |
|      | うのは国も小海町も同じ地平に立たなければいけないと、こういう認識でよ  |
|      | ろしいでしょうか。                           |
| 町 長  | 私の率直な感想から言わせてもらいますと、国とこの小海町では、キャパシ  |
|      | ティ1つにしても、それから諸々の体制にしても、余りにも大きさが違いま  |
|      | す。そして、その考えを私どもが国へ押しつけるというようなことは到底で  |
|      | きないと私は踏んでおります。そして、この町に、いかにこの町がうまくい  |
|      | くか、町民の皆様が幸せに暮らせるかというのが原則でございます。基本で  |
|      | ございます。したがって、それを職員ともども模索しながら行政を進めてい  |
|      | るというところでございます。そして、国のいわゆる税収がどうであろうか  |
|      | ということにつきましては、我々も微力ながらこれは貢献しているのではな  |
|      | いかというふうに思います。以上です。                  |
| 2番議員 | 基本的に規模の大小を論じたら話にならない。目的意識、志を共有するとい  |
|      | うことの理解は一致できるということでよろしいかと思いますけれども、そ  |
|      | のことを踏まえて、このような国の財政事情の中で町の財政事情、これを長  |
|      | 期振興計画では5年先、10年先にどのように組み直していくのか、そのこと |
|      | の方向性を、お考えをお聞かせいただきたいと思います。          |
| 町 長  | まさに第6次の長期振興計画は今年度中にまとめるということで、やはり先  |
|      | 人が築いていただいた健全なものが残っております。そして、私もそれに対  |
|      | して努力をしております。つきましては、これからの小海町、5年、10年た |
|      | ったときに、その使い方が間違っていなかったという自負が自分でもできる  |
|      | よう、そして町民の皆様にもご理解できるような方法を考えていきたいと思  |
|      | います。                                |
| 2番議員 | どのように取り扱われますか、方向性として。そのことをお示しいただきた  |
|      | いです。                                |

#### 町 長

無駄のないような方法を考えていきたいと思っております。それには、やは り町民の皆様、議会の皆様のご理解が得られるような施策という形になろう かと思います。

#### 2番議員

この件につきましては、後ほど具体的に私も質問、提案のところでさせてい ただきますけれども、今、皆様のお手元に総務省が出している決算カード、 その資料を私なりにまとめた「平成29年度決算カード」という資料がありま す。これを見ながらお話を進めさせていただきますけれども、冒頭で申し上 げました起債と基金の差額、これが南佐久郡内6町村の間でどうなっている か。調べましたら、マイナスの自治体は小海だけなんです。川上は23億円、 南牧は30億円、南相木は33億円、北相木は6億円、佐久穂は21億円の起債と 基金の差額が黒で出ているわけです。この実態を町民1人当たりで換算いた しますと、お手元の資料の一番下の段の左側です。小海町は1人当たりの積 立金が68万円になりますが、地方債、 起債ですね、 の1人当たりの、い わば私の言葉で言えば借金ですけれども、92万円になります。川上村、南牧、 南相木、北相木、佐久穂、それぞれ全て町民1人当たりで見ますと黒字にな っておるわけです。こういう実態に対して健全な財政であるという判断基準 が、私にはいま一つ見えないわけでございます。高齢化が進み、医療や福祉 関係の経費がかさむ中で安心して暮らすには、これらのサービスを低下させ ないための財源確保が必要ではないでしょうか。それをどのようにお考えで しょうか、それをお聞かせ願いたいと。ちなみに、30年度の社会福祉協議会 の収支はマイナス2,326万円の赤字が報告されています。町民の福祉と厚生 をどのように維持するかを含めて、財政の充実が求められますが、この財政 の充実をどのように考えるか、町長のお考えをお聞かせください。

#### 町 長

決算カードを見せていただくと、これは事実かどうかはまだ私は確認しておりませんので、再度確認させていただきます。他町村がどうであれ、私は最初に冒頭に申し上げたとおり、国を信じ21億6,000万円のお金は使えるんだという、借金と貯金の差額が実質上はそうなっているということでご理解を願いたいと思います。そして、町民の皆さんに、これがこうだから負担をかけるというような今ご提示いただいた中のものではありませんので、その辺ご理解願いたいと思います。

#### 2番議員

今質問したのは、町長が考える健全財政の指標とは何かと、何をもって健全と呼ぶのかということの考え方をお示しいただきたいと質問しました。ちなみに、国では、この健全財政の指標を実質公債費比率という数字で出しております。それで、上段の数表の右から10番目、実質公債費比率を見ますと、

小海町は6.9、川上が1.4、南牧はマイナスですからプラスになるわけですね。 それから、南相木が0.1、北相木が4.5、佐久穂は10.5。佐久穂は、これは実質公債費比率というのは財政需要と歳入歳出の基本数値を出すときに人口で出しますので、人口規模の大きいところはどうしてもふえてしまうという傾向があります。したがって、佐久穂は別にしても、小海の6.9というのは川上や南牧、南北相木に比べて高くなっているわけです。国は、この実質公債費比率というものをもって健全財政の一つの指標としているわけです。したがって、もし長期振興計画で健全財政をうたうのであれば、6.9というのをせめて5.0とか4.0とかそういう目標を掲げて、そこに向けて地場産業の振興なり、観光需要の盛り込みなり、そういったものを私は長期振興計画に掲げるべきではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

#### 町 長

ただいま細かいご指摘がございましたけれども、これにつきましては、いわゆる公債費比率の赤信号はたしか10%というような数字だと思います。これを切っていれば、そういった言い方はおかしいんですけれども、大丈夫でしょということでございます。そして、これはやらないで残していくという手は、決して健全な財政ではないと思います。積極的に使い、町民の皆様のためになる施策を思いっきり進めていくというのが行政だと思いますので、ただ単に数字にとらわれた中で、じゃあ、あなたこうしろということを鵜呑みにすることは私はしません。したがって、先ほど申し上げたとおり、21億6,600万円という数字を置いておいて、町民の皆様が安心して楽しく暮らせる財政を目指しておりますので、ぜひご理解を願いたいと思います。

#### 2番議員

私は、抽象的な意見交換をするために数字を出しているわけじゃなくて、具体的、実質的な目標値を定めて、それに向かってどういうような振興計画をつくっていくかという考え方の手順を示しております。したがって、数字がどうこうというわけではなくて、目標値としてこうしようと、何が絶対的な財政健全化を示す指標かという絶対値はないわけです。したがって、そこに1つのまちづくりの哲学が入っていく、町はこうしようと。たとえ起債と積立金の差額が少なくても、町民がいいんではないかということであれば、それはそれでいいでしょう。そのことをまた後ほど提案しますけれども、とりあえず、私は地方自治体が自立を目指すのであれば、交付税に頼らない、自主財源をいかに確保していくかで、自主財源に見合った行政サービスを提案していくのか、このことが大事ではないかなと思っているわけです。財政の健全化というのは、言ってみれば、方法としては2つしかないと思っております。1つは歳入をふやすこと、もう一つは歳出を減らすことでございます。

今年、今、長期振興計画が作成されるわけですが、改めてお聞きしますけれども、5年後から10年後に向けた歳入増加策と歳出削減策を具体的にお聞かせください。

#### 町 長

渡辺議員、先ほどから言っておいでですけれども、我が町が自分の、いわゆる町税だけで政治をやっていくと、これ無理です。それをやれとおっしゃるなら、できないんですけれども、それを、あなたはさっきから言っているんですよ。そういったことで、私はずうっとそれをお答えしているのに、何度も何度も同じことを言っておいでです。ご理解ください。それともう一つ、第6次の長期振興計画、今からつくるもんでありまして、目標値も近々に発表できると思います。

#### 2番議員

私も、いきなり自立できるなんていうことは一言も考えておりません。ただ、 志として財政を健全化していくという基本姿勢は持たなければいけないだ ろう。そのためには、できることは何かを精査して、できることをやりなが ら、できることは2つ、いかに歳出を減らし、歳入をふやすかと、この2つ であるということを申し上げておるわけでございます。その具体策が見えな いので、繰り返しのように聞こえるかもしれませんけれども、1つ、私はこ の決算カードで具体的な提案に入りますけれども、自主財源の調達力が非常 に弱くなっている。これは、北相木を除いて、川上、南相木、佐久穂よりも 低いわけです。1つは、事業所統計というのがありまして、決算カードにも 出ておりますけれども、就労者の人数が、川上村が3,268人、それから南牧 村は2,193人に対して小海町は2,509人なんですね。割合でいくと、小海町は 全人口に占める就業者、働いている人の割合というのは53%、川上は70%、 南牧は64%なんです。したがって、町民税を納める人の割合が低いと、この ことが自主財源を弱くしている1つの原因である。もう一つは、とりわけ南 相木の数字を見ていただくとわかりますけれども、固定資産税が南相木は非 常に多い、これは当然ダムの話でございます。この2つの原因をいかに克服 していくかということが、まちづくりの基本にならなければいけない。1点、 企業誘致の話を進めさせてもらいますけれども、私は再三、小水力発電事業 を町で取り上げるべきだというふうに申し上げてきました。国も県も、エネ ルギー産業を成長産業、環境政策に絡めた新しい成長産業として育成する方 針を打ち出しています。この流れに沿って、小海でも小水力発電をどうかっ て訴えてきましたが、投資総額が多大であると、担い手がいればできると、 収支見通しが出れば考える等々の課題を示して、私に言わせていただけれ ば、その取り組みがおくれているなという感じがしております。町長より収

支見通しを出せと言われておりまして、お手元の2枚目の資料にその収支可 能性をお示しいたします。「小海町小水力発電事業地区別可能性一覧」とい うものでございます。知り合いの事業者、これは長野でみずからも発電所を 持って、かつ県とタイアップして地域小水力事業を地域振興に生かそうとい う取り組みをしている会社と相談しまして、現地調査をいたしました。町内 7カ所の事業化可能性を概略したものです。そのうち、八那池のほうで3カ 所、東馬流で1カ所、この4カ所については10年から11年ぐらいで収支がと れますよと。IRRという、これはわかりやすく説明いたしますと、銀行の 利回りと考えていただければ結構です。今、利子は0.012%ですけれども、 この事業でやると、例えば八那池のA1という地点では5.2%、B2では 5.82%、B4では7.06%、東馬流では3.21%、こういった利回りが確保でき る可能性が示唆されました。もちろん、課題があります。右側のような課題 でございます。私は、今までの企業誘致事業というのは、工場団地を整備し て、そこに企業、製造業を誘致して、そこから固定資産税なり、従業員が雇 用されることによる町民税の増収はあった。こういう工場団地造成型の事業 ではなくて、町の自然環境を生かしたこういった事業を新たな企業誘致事業 として、この収支見通しを大手の建設会社、商社、重電機メーカーなどのエ ネルギー部門の高い企業に、小海ではこんな適地があるから、おたくでは小 海で発電事業をやってみませんかという、公募型の企業誘致事業をやってみ たらどうかと。それで、その課題としては、そういう企業が二の足を踏む課 題としては、水利権の問題や地元住民への理解、協力、そういうことが非常 に大きな足かせになっているというふうに、調べた範囲では聞いておりま す。これは、地元が地ならしをすることが最も手早い。こういうお膳立てを することによって、新しい企業団地が造成できるわけです。この進出企業に 対して、売電売り上げの1%とか2%を町、あるいは公社なんかを介在して 町の収益にしていく。ダムができれば固定資産税もふえると。例えば、10 年間で2つ、3つという事業はできますよという答えを得ております。一番 下の稲子地区の大月川では、おおむね1,500キロワットの発電可能性がある と。1カ所で1,500つくってもいいし、3カ所で500キロワットずつつくって もいいと。要は、水力発電の電力量は水量掛ける落差ですから、最適なもの を選べばいいわけです。こういった手間暇にかかわる事務負担を地元が地な らしして、大手企業に企業進出を要請するという新しい産業振興策について 提案いたしますが、町長、ぶっちゃけた話、こういう話はいかがでしょうか。

**町 長** たび重なる提案、ありがとうございます。私が渡辺議員との中で数回打ち合

わせをさせていただきましたが、こういった数字が出てきたのは今回初めて でございます。その前にも誘致をしてくれという話でしたので、大手2社に は私のほうから、口頭ではございますが打診しました。そしたら、担当のほ うがとかなんとかという形でありましたし、それから発電のいわゆるエキス パートである会社にも、この12日から売電が開始になり、町には二千数百万 の固定資産税が年間入るというような事業が終わっておりますが、そういっ た皆様がちょっとまだ理解をできないというのが現状でございます。また、 渡辺議員さんにおかれましては、この収支を含んだ中で、現在もやる企業が いますよという返事を私はもらっております。その企業をぜひ紹介していた だき、その後押しを町がするというような形ではいかがでしょうか。それか ら、机上の問題を現場へ持っていくというのは非常に難しいものでありまし て、やはり机上論争というものはなかなか現場へ反映しないというのは、私 が民間人をやっていたときからの経験値でございまして、さらにこういう何 ですかね、買っていただく、あるいはこれは売電を目的とする事業でござい ますが、それに対する投資は、町とすれば平等に行わなければいけないとい う私の理念であります。したがって、各産業にこういった初期投資をたくさ んするということについては、慎重に考えていきたいと思っています。

#### 2番議員

私は、話の流れとして、健全な財政をつくるために収入源の確保が必要であると。一例として、新しい産業政策として新しい企業誘致事業、これを検討して、こういう形で固定資産税を増やし、町民税が上がるような仕組みを考えたらどうかという、一例として小水力発電事業を申し上げておるわけです。今の町長のご答弁は、正に過去に私が聞いた話と全く軌を一にしておりまして、一歩も私にとってみれば踏み出されていないなという感じが否めないですね。ただ、今おっしゃっている平等という考え方は、何が、どのように平等なのか、ちょっと理解に苦しむんですけれども、いずれにしても、新しい施策を導入する、それは長期振興計画の中でしっかり骨太の事業として位置づけるということを考えていただかないと、町の5年先10年先が危ういと。危ういとは言いませんけれども、財政がますます厳しくなるんじゃないかと、そのことについて具体策をお答えいただきたいというふうにお願いしているわけでございます。もう一度お願いできませんか。

#### 町 長

渡辺議員さんも、まこと先ほどから同じことをおっしゃっておりますけれども、私は町税だけでこの町をやっていくというのは不可能だと申し上げました。それに近づけることについては、さまざまな努力をしていると思います。 町の農業、林業、工業、商業等々について、景気をよくして税金を払ってく ださいというような形で、例えば林業については今度はトレーラーの補助を お願いしているわけなんですけれども、そういった中でカラマツを大量に出 荷して稼いでいただくと。それから、たまたま先ほど言いましたけれども、 太陽光発電の発電所が完成しまして、その売電が12日から始まります。そう いった中で、固定資産税が町に二千数百万入るということは先ほどご説明申 し上げました。その背景には、投資というものがあろうかと思います。町が 投資をする中で、平等にやっていきたいという考えでございます。というの は、ほかの産業からも、もっといろんなリクエストがございまして、全部応 えるというのはこれは無理なんですけれども、やはり皆さんと論議をしなが ら、どれが一番最初にやるべきか、あるいはどっちの方向へ重きを置くかと いうようなことは非常に大切だと思います。その結果がこの議会に反映され ないということは一滴もございません。したがって、議員さんのおっしゃる ように、町が消滅するだとか、いわゆる不安をあおるようなことは、私はま ず避けたいというふうに思っております。そのために、日々努力しているん です。ですから、先ほどからいただいたご提案、私、今まで答えてきました けれども、だんだん、ずっと同じじゃないですよ、ずっと変わっていますよ、 そうじゃないですか。同じだと受けとめられれば、私はこういうお答えしか できませんので、申しわけありませんが、ご理解ください。

#### 2番議員

町が投資しろと、私は一言も言っていません。大手企業に投資させろと、町 へ。そして、投資の先の経済環境を町が地ならしをしていくと。したがって、 町が多大な投資をするということは一言も言ってないんですね。次の質問の ほうに移りますけれども、もう一つ、手元に「経済産業省の新エネルギー庁 平成31年度予算」、小水力発電の導入促進のための事業費補助金というのが あります。これは、100%国の補助でできる事業なんです。これで新しい工 場団地、先ほど言いましたように、自然の水量の落差を生かしたエリアに小 水力発電事業用地を用意して、さあ何々企業さん、小海町ではこんな条件の 小水力発電候補地がありまして、地元住民との折衝とか水利権等は町で調整 しますから、ぜひ我が町に小水力発電事業所を建設してくれませんかと。つ いては、1%なり2%なりを事業収益として町に納めてくださいという事業 を提案している、それが新しさなんです。そのことを理解していただかない と、新しい産業にならないんです。その事業を、小水力に限らず、5年先、 10年先の産業振興政策の柱にしてほしいというふうに提案しておるわけで す。その取っかかりとして、たまたまこういうのがあるので、これで地なら しをしたらどうかということでございます。それから、私に改めてどこか大 手企業を紹介しろと言いましたけれども、私は紹介する以上、町もこういう方向性が出ているということが示されない限り、責任を持ったことはできないわけです。町が長期振興計画でこういう企業団地を造成するから、予定しているから、大手A社さん、B社さんいかがですかと。それは、私も知り合いがいますから打診できます。でも、私が空手形を打つわけにいかない。そういうことで、次のほうの説明に入らせていただきます。

もう一つの財政健全化の柱として、既存事業の見直しがあります。要は、会 社経営も町の経営もそうですけれども、入りを量りて、出づるを制すと。要 するに、出銭を減らして収入を増やすというのが商売の原則でございます。 支出を削減するために、どういった手だてが長振の中で描かれているのか。 これも一例でお示しいたしますけれども、具体的に言いますと、スケートセ ンターの事業でございます。センターの運営管理費として、29年度予算では 7,428万4,000円計上されていました。これを町民1人当たりでならすと1万 5,751円、平成30年1月の人口です。町税5億6,675万円に占める割合は 13.1%に上ります。私もスケートには非常に強い愛着を持っておりますけれ ども、このことを町民はどう考えているのか。前にも私は質問しました。こ れは、スケートは町の文化であると、このことは私は否定しておりません。 しかしながら、限りある財政の中で適切な配分をどうするかといったとき に、この負担というのは果たして適正であるかどうか。先ほど町長が、町民 の声を聞きながら、町民と相談をしながらということであれば、一度スケー トセンターだけに限らず、もろもろの既存の町営事業について、その予算と 妥当性について具体的に、例えばアンケートのようなもので評価をしていた だいたらどうかというふうに考えておるんです。その結果を6次の長期振興 計画に反映させると。その反映するアンケートは既に昨年やっているとおっ しゃられるかもしれませんが、個別具体的な事業についての評価は、30年度 での調査ではほとんどなされておりません。したがって、改めて直接町民の 声を聞く必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

町 長

今のご質問の前に、1つ、渡辺議員さんに申し上げたいことがありますので、よろしくお願いします。本日、この資料は本日出していただきました。その前にいろいろ相談もしました、出してくださいと。その中では、3カ所の水力発電所をつくるのに十数億かかるとおっしゃっているわけですよ。私は全然言っていませんという言葉は、これは撤回していただきたい。それともう一つ、この発電の事業は非常に大きな壁があるということもお伝えしております。あるんですから、そういうことはやっぱりね、ご理解願いたいと思い

ます。それから、こういう資料があるなら、どんどん持ってきていただけりゃいいじゃないですか。きょう、ここでこう出して、あんたどう思っているのって言ったって、これは人間ですからね、大変なことなんですよ、ご理解くださいよ。それから、長期振興計画についての住民アンケートみたいなことは、これは極力やらなきゃいけないと思いますが、ここは議会です。したがって、町の事業を決定する最高機関なんです。だから、前段の話はなるべくというか、努力はします。したがって、意見を拝聴したいと。いつも、何やるにも、段取りだ、計画だ、どうのこうのと渡辺先生おっしゃいますけれども、やはりこの町を運営していくには、運営するなりの手法がございまして、町民の皆さんの意見を踏まえた上で、我々が練って、そしてこの議会へかけるということをしているつもりなんですけれども、まだ足りないということであれば、それなりの手法をとらせていただきます。

#### 2番議員

今の話は、私の質問の意図とは全く異次元の話でございますよね。それで、 事前の相談云々とか、前はこう言っていたじゃないかとかというのは、なぜ この場で、逆に言えば言わなければいけないのか。それで、時間も限られて いるので、私なりの意図、それから提案は進めさせてもらいますけれども、 例えばの話でスケートセンターの話を出しましたけれども、それの具体的な ことについてとやかく私は言っているんじゃなくて、財政再建のため、再建 と言っちゃいけないな、健全なんだから。だから、財政をよりよくするため に、支出をもう一度見直したらどうかと。その流れの中で、例えば既存事業 を見直しましょうと、やめろなんて一言も言っていません。やり方として、 前にも申し上げましたけれども、広域の町村で共同経営するとか、国や県の 助成で新しい運営主体をつくるとか、そういったことも5年先、10年先の長 期振興計画の中でうたっていただけませんかと、あるいは検討しませんか と、そういうことを申し上げるために具体例で出しているんです。したがっ て、3カ所のダムで十何億かかるとかどうのこうの、そういう話を今、私は 申し上げているんじゃないんです。よろしいですね。それで、私は、繰り返 しますけれども、長期振興計画は第5次の事業成果を町民にただして、個々 の事業のよしあしを整理して、その課題・問題点を次期の6次のほうに反映 させていくと、これは町民の理解と協力を得る最も重要な手続ではないか と。それは、基本的に町の自立を達成していくための一里塚として、すぐに はできないけれども、志としては可能な限り自立を目指して、財源を適切に 配分していくと。そういうために、町民の意見を聞くということが必要だと 訴えているわけです。このことについては異論はないと思うんですが、いか

|      | がでしょうか。                             |
|------|-------------------------------------|
| 町 長  | 先ほど来、そのことについての異論をしているわけではございません。渡辺  |
|      | 議員のおっしゃることが、やはり小海の町のためになるということであれ   |
|      | ば、どんどん取り入れてやっていきたいと思います。また、今おっしゃいま  |
|      | したけれども、私は言ってないとか、やってないとかと言うことはやめまし  |
|      | ょうよ。ちゃんと私は聞いている中で、長として聞いているんですから、こ  |
|      | の場でそんな、金は全然かからないよ、やらないよなんていうこと言ってな  |
|      | いじゃないですか。私はしっかり聞いておりますから、その部分の話をこの  |
|      | 自分の論争の中で上げるのはいかがなもんかと私は思います。        |
| 2番議員 | ちょっと堂々めぐりしている感がありますけれども、私は6次の長期振興計  |
|      | 画の中で取り上げるべき事業の課題としては、その事業がいずれ自立的に運  |
|      | 営できて、持続性、継続性を担保できるような事業であらねばいけないんじ  |
|      | ゃないかというふうに考えておりますが、町長、その点はいかがですか。   |
| 町 長  | もちろん、そのとおりでございます。                   |
| 2番議員 | その持続性、継続性を担保するということは、その事業の枠組み、構造が町  |
|      | 民の方々に理解されて、なるほどこれなら我々の町としても大いに取り組む  |
|      | べきだなという理解、納得が大前提になります。そういうことも含めた町民  |
|      | の声を聞く、例えばそのことをアンケートで問う、そういうことはいかがで  |
|      | しょうか。                               |
| 町 長  | アンケート等は大切なことです。ですから、それは持っていきます。しかし、 |
|      | 町民の皆様が、大多数の皆様がこれはやりたい、正解だと思っても、やはり  |
|      | それは本当に正解かどうかを見きわめるのが、これはリーダーでございま   |
|      | す。したがって、私には重い責任がございます。よって、そのアンケート、  |
|      | それから数字というものは入れますけれども、私あるいは議会の皆さんとの  |
|      | この判断を一番重要視したいと思っています。               |
| 2番議員 | もちろん、議会の一員として、私も言ったこと、やったこと、提案したこと  |
|      | は責任とっていきます。お互いにそういう形で重責を果たしながら、町のた  |
|      | めに何ができるかということは大前提でございます。それで、このような町  |
|      | 民の声を聞くと、事業性、継続性を担保できるような事業を、6次の振興計  |
|      | 画で具体的、実践的に町民にわかりやすく説明すると、具体的にですよ。そ  |
|      | ういう手続をぜひ用意して、そのメモを開示して、検証ができるような仕方  |
|      | で6次の長期振興計画を開示していただきたいと思いますが、その素案はい  |
|      | つごろでき上がるんでしょうか。                     |
| 総務課長 | 事務的なことになりますので私のほうでお答えいたしますが、今回の議会の  |

ときにも中間報告ということで進みぐあいをご説明する予定ではおります けれども、最終的には素案は9月の議会の折に皆さんにお示しをいたしまし て、そこでいろいろとご意見を伺った中で、最終的なものは12月の議会で決 めていっていただきたいというふうに考えております。それで、先ほど来、 確かなものを長期振興計画に盛り込んでいくようにというご意見でござい ますけれども、スケートセンターの歴史を、今までの他町村との交渉経過、 こういった歴史がございまして、渡辺議員ご存じかどうかわからないんです けれども、いずれにしましても、今のスケートセンターはこの長期振興計画 の中でも小海独自でやっていくしかないという、私はそういうふうに思って おります。今までの他町村との交渉経過の中では、びた一文出さないよとい うふうに言われています。これを、渡辺議員今おっしゃるように、他町村と 連携を考えたりというようなことは恐らく不可能に近いというふうに思い ます。もしそれができなかったらやめろということであれば、もうスケート センターの経営はやめなければならないわけなんですけれども、やはり小海 の子供たち、夢を持った活動をしてもらうためにも、やはりオリンピック選 手も何人も輩出している松原湖、それから松原湖スケートセンターでござい ますので、そういったことも加味して、金がかかるからやめろとかどうしろ とか、そういうことではなくて、行政がやるべきことの本質をやはり考えて いっていただきたいというふうに思いますが、よろしくお願いいたします。

#### 2番議員

今、総務課長から話があったことは、2回ぐらい前の議会でもたしか聞いておりまして、難しいという話をしました。それで、この問題について、私は深掘りするつもりはないんですけれども、1点、町民がどう評価しているのかということを改めてただしてほしいのが1点と。それから、子供たちに夢をというのは、小海の子供たちではなくて、南北相木や川上や南牧、同じエリア内、あるいはさらに広域的な面でも、子供たちの夢を実現することについて私はいささかも反対していない。そのために、十数%の負担を小海だけがする、川上とかほかも一部負担はしていますけれども、総額に対しては一部でございます。そういったことの適否、それが正しいのかというか、間違っているかじゃなくて、妥当であるか否か、それはね、もう一度長期振興計画の中で、例えば茅野市でも岡谷市でも、今の冷凍装置が壊れたらつくらないという方向性を出しています。そういったことの検討をあわせてね。今、総務課長、できっこないというふうに申されましたけれども、改めてそういうテーブルを用意して私は考える時期に来ているというふうに考えて提案して、その提案はあくまでも財政支出をいかに適切に配分するかという流れ

の中で考えて今、例として取り上げたわけでございますので、そのことを理 解していただきたいと思います。それで、最後になりますけれども、ハザー ドマップの作成活動、このことについて過日、私は本間川地区のハザードマ ップの作成会議に出席しまして、本定例議会の冒頭にも、議長の挨拶にも町 長の挨拶にも異常気象が千千されて、集中的な突発の雨量が多々発生する と、いわゆる想定外ということが生じるということが示されました。このこ とを踏まえて、本間川地区の防災に向けて、上流域の雨量測定と雨量が異常 値を来したときの通信体制について早急に対処してほしいというようなこ とを述べたわけでございますが、その件について、これは町民課長の管轄に なるんでしょうか、現在どのように進捗しているのか、お聞かせください。 町民課長 それでは、ハザードマップの作成についてということでお答えを申し上げま す。現在、町では地区防災マップの作成に向けまして、その支援に取り組ん でおります。昨年の10月から11月にかけて開催しました地区懇談会におきま して、地区防災マップの作成について説明させていただき、平成30年度は本 間川地区において作成に取り組んだところでございます。作成の手順としま しては、本年の2月に区民の皆さんにお集まりをいただきまして、佐久建設 事務所、町の担当者を交えた中で、必要な地区の情報の収集及び確認作業等 を行って、具体的な内容としましては、今、渡辺議員さんおっしゃいました けれども、具体的にまず、過去に災害が発生した箇所など、地域の中での具 体的な危険箇所をまず把握すること。それから、川の氾濫や浸水の危険があ る場合、あるいは土砂崩れの危険が迫っている場合に、例えば役場から避難 勧告あるいは避難指示を発表した場合などに、地域独自の具体的な避難方法 を考えるということでございます。渡辺議員さんおっしゃいます危険につき ましては、このでき上がったマップを中心にまた具体的な内容について、地 域の皆さん、それから関係者の皆さんで対応を考えてまいりたいということ でございます。本間川地区の防災マップにつきましては、こうして決めてき たことをまとめまして、この5月末にデータがこちらのほうに来ましたの で、今後、区民の皆さんに周知をするため、冊子として本間川全戸に配布し たいというのが今のところの状況でございます。以上でございます。 本間川地区のことはわかりましたけれども、その他の地区に対して同様の、 2番議員 とりわけ重点地域幾つかあろうかと思いますけれども、何カ所あって、それ は31年度中にすべからく網羅できるんだというような段取りは示されてい るんでしょうか。

地区防災マップにつきましては、町内各地区の地域の実情に沿った実践的な

町民課長

| 内容のものの作成を目指してまいりたいと思っております。本年4月の前期 区長会において、マップの作成について各区長さんにご説明をして、各地区 からの取り組みをお願いしているところでございまして、今後は作成を希望 される地区の皆様からお手を挙げていただいたところから、建設事務所との 調整等を仰ぎながら、多くの地域でマップの作成ができるよう取り組んでま いりたいという段階でございます。 以上です。 以上です。 以上です。 ということは、地区から要請がなければやらないということですか。 の民課長 であれば、こちらからまた数カ所の地区の皆さんに働きかけることも必要 になってくるかと思っております。以上です。 私は、防災、減災等については、やはり町主導でどんどん進めるべきではな いかと、とりわけ危険地域が想定される場所については早急にやってほしい と。もう時間がないので、そのことだけお願いして。もう1点、例えば相木 川流域で集中豪雨があった場合に、小海小学校がその下流域に当たってくる と。上流域の集中豪雨の雨量測定が小海小学校まで到達する時間、タイムラ グ、その間に避難しなければいけないわけですから、そのことについて情報 の伝達と避難の経路、それから集中豪雨の雨量測定、こういったものについ て、教育長、何か対策を講じておられるんでしょうか。 教育長 おっしゃるとおり、小海小学校という場所につきましては、相木川で川の面 からも低い位置ということはあります。ただ、あくまでも今現在、特に学校 に対してそこまで想定した動きを、準備というところまではやってはおりません。 2番議員 昨今の流行語では想定外という言葉があります。とりわけ町の室、町長がし よっちゅうおっしゃる子供たち、だから年寄りが云々かんぬんというわけじ やないんですけれども、学校については早日に、想定外が生じても大丈夫な ように、まずは雨量計の設置から、雨量計が一定程度を超したら避難する割 練、それがどのくらいの時間のタイムラグでできるのか、そのことを検討していただきたいと思いますが、いかがでしようか。 おっしゃるように、水害に関しては、確かにこれまで余り考えておら なかったことだとは思います。ただ、管理しておるのがやっぱり長野県とい   |      |                                    |
|---|------|------------------------------------|
| からの取り組みをお願いしているところでございまして、今後は作成を希望される地区の皆様からお手を挙げていただいたところから、建設事務所との調整等を仰ぎながら、多くの地域でマップの作成ができるよう取り組んでまいりたいという段階でございます。以上です。  2番議員 ということは、地区から要請がなければやらないということですか。 助民課長 説明を地区の皆さんにさせていただいて、もし手が挙がってこないということであれば、こちらからまた数カ所の地区の皆さんに働きかけることも必要になってくるかと思っております。以上です。  2番議員 私は、防災、減災等については、やはり町主導でどんどん進めるべきではないかと、とりわけ危険地域が想定される場所については早急にやってほしいと。もう時間がないので、そのことだけお願いして。もう1点、例えば相木川流域で集中豪雨があった場合に、小海小学校がその下流域に当たってくると。上流域の集中豪雨の雨量測定が小海小学校まで到達する時間、タイムラグ、その間に避難しなければいけないわけですから、そのことについて情報の伝達と避難の経路、それから集中豪雨の雨量測定、こういったものについて、教育長、何か対策を講じておられるんでしょうか。おっしゃるとおり、小海小学校という場所につきましては、相木川で川の面からも低い位置ということはあります。ただ、あくまでも今現在、特に学校に対してそこまで想定した動きを、準備というところまではやってはおりません。  2番議員 昨今の流行語では想定外という言葉があります。とりわけ町の宝、町長がしよっちゅうおっしゃる子供たち、だから年寄りが云々かんぬんというわけじゃないんですけれども、学校については早目に、想定外が生じても大丈夫なように、まずは雨量計の設置から、雨量計が一定程度を超したら避難する訓練、それがどのくらいの時間のタイムラグでできるのか、そのことを検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。  教育長 おっしゃるとおり、現在、学校側では避難訓練ということで、その想定しておるものが火事ですとか地震ですとか、そういった場合が起きた場合には土村公園まで逃げる訓練をやっておるところでございます。そうしたときに、今おっしゃるように、水害に関しては、確かにこれまで余り考えておら   |      | 内容のものの作成を目指してまいりたいと思っております。本年4月の前期 |
| される地区の皆様からお手を挙げていただいたところから、建設事務所との 調整等を仰ぎながら、多くの地域でマップの作成ができるよう取り組んでまいりたいという段階でございます。 以上です。  2番議員 ということは、地区から要請がなければやらないということですか。 説明を地区の皆さんにきせていただいて、もし手が挙がってこないということであれば、こちらからまた数カ所の地区の皆さんに働きかけることも必要になってくるかと思っております。以上です。  4 私は、防災、減災等については、やはり町主導でどんどん進めるべきではないかと、とりわけ危険地域が想定される場所については早急にやってほしいと。もう時間がないので、そのことだけお願いして。もう1点、例えば相本川流域で集中豪雨があった場合に、小海小学校がその下流域に当たってくると。上流域の集中豪雨の雨量測定が小海小学校まで到達する時間、タイムラグ、その間に避難しなければいけないわけですから、そのことについて情報の伝達と避難の経路、それから集中豪雨の雨量測定、こういったものについて、教育長、何か対策を講じておられるんでしょうか。  おっしゃるとおり、小海小学校という場所につきましては、相木川で川の面からも低い位置ということはあります。ただ、あくまでも今現在、特に学校に対してそこまで想定した動きを、準備というところまではやってはおりません。  本さいんですけれども、学校については早目に、想定外が生じても大丈夫なように、まずは雨量計の設置から、雨量計が一定程度を超したら避難する訓練、それがどのくらいの時間のタイムラグでできるのか、そのことを検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。  教育長 おっしゃるとおり、現在、学校側では避難訓練ということで、その想定しておるものが火事ですとか地震ですとか、そういった場合が起きた場合には土村公園まで逃げる訓練をやっておるところでございます。そうしたときに、今おっしゃるように、水害に関しては、確かにこれまで余り考えておら  |      | 区長会において、マップの作成について各区長さんにご説明をして、各地区 |
| 調整等を仰ぎながら、多くの地域でマップの作成ができるよう取り組んでまいりたいという段階でございます。以上です。  2番議員 ということは、地区から要請がなければやらないということですか。  町民課長 説明を地区の皆さんにさせていただいて、もし手が挙がってこないということであれば、こちらからまた数カ所の地区の皆さんに働きかけることも必要になってくるかと思っております。以上です。  2番議員 私は、防災、減災等については、やはり町主導でどんどん進めるべきではないかと、とりわけ危険地域が想定される場所については早急にやってほしいと。もう時間がないので、そのことだけお願いして。もう1点、例えば相木川流域で集中豪雨があった場合に、小海小学校まで到達する時間、タイムラグ、その間に避難しなければいけないわけですから、そのことについて情報の伝達と避難の経路、それから集中豪雨の雨量測定、こういったものについて、教育長、何か対策を講じておられるんでしょうか。  お  |      | からの取り組みをお願いしているところでございまして、今後は作成を希望 |
| いりたいという段階でございます。 以上です。  2番議員 ということは、地区から要請がなければやらないということですか。  町民課長 説明を地区の皆さんにきせていただいて、もし手が挙がってこないということであれば、こちらからまた数カ所の地区の皆さんに働きかけることも必要になってくるかと思っております。以上です。  私は、防災、減災等については、やはり町主導でどんどん進めるべきではないかと、とりわけ危険地域が想定される場所については早急にやってほしいと。もう時間がないので、そのことだけお願いして。もう1点、例えば相木川流域で集中豪雨があった場合に、小海小学校がその下流域に当たってくると。上流域の集中豪雨の雨量測定が小海小学校まで到達する時間、タイムラグ、その間に避難しなければいけないわけですから、そのことについて情報の伝達と避難の経路、それから集中豪雨の雨量測定、こういったものについて、教育長、何か対策を講じておられるんでしょうか。  おっしゃるとおり、小海小学校という場所につきましては、相木川で川の面からも低い位置ということはあります。ただ、あくまでも今現在、特に学校に対してそこまで想定した動きを、準備というところまではやってはおりません。  2番議員 昨今の流行語では想定外という言葉があります。とりわけ町の宝、町長がしよっちゅうおっしゃる子供たち、だから年寄りが云々かんぬんというわけじゃないんですけれども、学校については早目に、想定外が生じても大丈夫なように、まずは雨量計の設置から、雨量計が一定程度を超したら避難する訓練、それがどのくらいの時間のタイムラグでできるのか、そのことを検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。  教育長 おっしゃるとおり、現在、学校側では避難訓練ということで、その想定しておるものが火事ですとか地震ですとか、そういった場合が起きた場合には土村公園まで逃げる訓練をやっておるところでございます。そうしたときに、今おっしゃるように、水害に関しては、確かにこれまで余り考えておら  |      | される地区の皆様からお手を挙げていただいたところから、建設事務所との |
| □ 以上です。  2番議員 ということは、地区から要請がなければやらないということですか。 町民課長 説明を地区の皆さんにさせていただいて、もし手が挙がってこないということであれば、こちらからまた数カ所の地区の皆さんに働きかけることも必要になってくるかと思っております。以上です。  2番議員 私は、防災、減災等については、やはり町主導でどんどん進めるべきではないかと、とりわけ危険地域が想定される場所については早急にやってほしいと。もう時間がないので、そのことだけお願いして。もう1点、例えば相木川流域で集中豪雨があった場合に、小海小学校がその下流域に当たってくると。上流域の集中豪雨の雨量測定が小海小学校まで到達する時間、タイムラグ、その間に避難しなければいけなかわけですから、そのことについて情報の伝達と避難の経路、それから集中豪雨の雨量測定、こういったものについて、教育長、何か対策を講じておられるんでしょうか。  おっしゃるとおり、小海小学校という場所につきましては、相木川で川の面からも低い位置ということはあります。ただ、あくまでも今現在、特に学校に対してそこまで想定した動きを、準備というところまではやってはおりません。  2番議員 昨今の流行語では想定外という言葉があります。とりわけ町の宝、町長がしよっちゅうおっしゃる子供たち、だから年寄りが云々かんぬんというわけじゃないんですけれども、学校については早目に、想定外が生じても大丈夫なように、まずは雨量計の設置から、雨量計が一定程度を超したら避難する訓練、それがどのくらいの時間のタイムラグでできるのか、そのことを検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。  教育長 おっしゃるとおり、現在、学校側では避難訓練ということで、その想定しておるものが火事ですとか地震ですとか、そういった場合が起きた場合には土村公園まで逃げる訓練をやっておるところでございます。そうしたときに、今おっしゃるように、水害に関しては、確かにこれまで余り考えておら   |      | 調整等を仰ぎながら、多くの地域でマップの作成ができるよう取り組んでま |
| <ul> <li>2番議員 ということは、地区から要請がなければやらないということですか。         説明を地区の皆さんにさせていただいて、もし手が挙がってこないということであれば、こちらからまた数カ所の地区の皆さんに働きかけることも必要になってくるかと思っております。以上です。     </li> <li>2番議員 私は、防災、減災等については、やはり町主導でどんどん進めるべきではないかと、とりわけ危険地域が想定される場所については早急にやってほしいと。もう時間がないので、そのことだけお願いして。もう1点、例えば相木川流域で集中豪雨の雨量測定が小海小学校がその下流域に当たってくると。上流域の集中豪雨の雨量測定が小海小学校まで到達する時間、タイムラグ、その間に避難しなければいけないわけですから、そのことについて情報の伝達と避難の経路、それから集中豪雨の雨量測定、こういったものについて、教育長、何か対策を講じておられるんでしょうか。     <li>教育長 おっしゃるとおり、小海小学校という場所につきましては、相木川で川の面からも低い位置ということはあります。ただ、あくまでも今現在、特に学校に対してそこまで想定した動きを、準備というところまではやってはおりません。</li> <li>2番議員 昨今の流行語では想定外という言葉があります。とりわけ町の宝、町長がしよっちゅうおっしゃる子供たち、だから年寄りが云々かんぬんというわけじゃないんですけれども、学校については早目に、想定外が生じても大丈夫なように、まずは雨量計の設置から、雨量計が一定程度を超したら避難する訓練、それがどのくらいの時間のタイムラグでできるのか、そのことを検討していただきたいと思いますが、いかがでしようか。</li> <li>教育長 おうに、現在、学校側では避難訓練ということで、その想定しておるものが火事ですとか地震ですとか、そういった場合が起きた場合には土村公園まで逃げる訓練をやっておるところでございます。そうしたときに、今おっしゃるように、水害に関しては、確かにこれまで余り考えておら</li> </li></ul>   |      | いりたいという段階でございます。                   |
| <ul> <li>町民課長</li> <li>説明を地区の皆さんにさせていただいて、もし手が挙がってこないということであれば、こちらからまた数カ所の地区の皆さんに働きかけることも必要になってくるかと思っております。以上です。</li> <li>和は、防災、減災等については、やはり町主導でどんどん進めるべきではないかと、とりわけ危険地域が想定される場所については早急にやってほしいと。もう時間がないので、そのことだけお願いして。もう1点、例えば相木川流域で集中豪雨があった場合に、小海小学校がその下流域に当たってくると。上流域の集中豪雨の雨量測定が小海小学校まで到達する時間、タイムラグ、その間に避難しなければいけないわけですから、そのことについて情報の伝達と避難の経路、それから集中豪雨の雨量測定、こういったものについて、教育長、何か対策を講じておられるんでしょうか。</li> <li>教育長</li> <li>おっしゃるとおり、小海小学校という場所につきましては、相木川で川の面からも低い位置ということはあります。ただ、あくまでも今現在、特に学校に対してそこまで想定した動きを、準備というところまではやってはおりません。</li> <li>2番議員</li> <li>昨今の流行語では想定外という言葉があります。とりわけ町の宝、町長がしよっちゅうおっしゃる子供たち、だから年寄りが云々かんぬんというわけじゃないんですけれども、学校については早目に、想定外が生じても大丈夫なように、まずは雨量計の設置から、雨量計が一定程度を超したら避難する訓練、それがどのくらいの時間のタイムラグでできるのか、そのことを検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</li> <li>教育長</li> <li>お育長</li> <li>本れがどのくらいの時間のタイムラグでできるのか、そのことを検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</li> <li>おうに、まずは雨量計が上できるのが、そのことを検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</li> <li>教育長</li> <li>本のとるとおり、現在、学校側では避難訓練ということで、その想定しておるものが火事ですとか地震ですとか、そういった場合が起きた場合には土村公園まで逃げる訓練をやっておるところでございます。そうしたときに、今おっしゃるように、水害に関しては、確かにこれまで余り考えておら</li> </ul> |      | 以上です。                              |
| とであれば、こちらからまた数カ所の地区の皆さんに働きかけることも必要になってくるかと思っております。以上です。  私は、防災、減災等については、やはり町主導でどんどん進めるべきではないかと、とりわけ危険地域が想定される場所については早急にやってほしいと。もう時間がないので、そのことだけお願いして。もう1点、例えば相木川流域で集中豪雨があった場合に、小海小学校がその下流域に当たってくると。上流域の集中豪雨の雨量測定が小海小学校まで到達する時間、タイムラグ、その間に避難しなければいけないわけですから、そのことについて情報の伝達と避難の経路、それから集中豪雨の雨量測定、こういったものについて、教育長、何か対策を講じておられるんでしょうか。  おっしゃるとおり、小海小学校という場所につきましては、相木川で川の面からも低い位置ということはあります。ただ、あくまでも今現在、特に学校に対してそこまで想定した動きを、準備というところまではやってはおりません。  「時今の流行語では想定外という言葉があります。とりわけ町の宝、町長がしよっちゅうおっしゃる子供たち、だから年寄りが云々かんぬんというわけじゃないんですけれども、学校については早目に、想定外が生じても大丈夫なように、まずは雨量計の設置から、雨量計が一定程度を超したら避難する訓練、それがどのくらいの時間のタイムラグでできるのか、そのことを検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。  教育長  おるものが火事ですとか地震ですとか、そういった場合が起きた場合には土村公園まで逃げる訓練をやっておるところでございます。そうしたときに、今おっしゃるように、水害に関しては、確かにこれまで余り考えておら  | 2番議員 | ということは、地区から要請がなければやらないということですか。    |
| <ul> <li>になってくるかと思っております。以上です。</li> <li>2番議員 私は、防災、減災等については、やはり町主導でどんどん進めるべきではないかと、とりわけ危険地域が想定される場所については早急にやってほしいと。もう時間がないので、そのことだけお願いして。もう1点、例えば相木川流域で集中豪雨があった場合に、小海小学校がその下流域に当たってくると。上流域の集中豪雨の雨量測定が小海小学校まで到達する時間、タイムラグ、その間に避難しなければいけないわけですから、そのことについて情報の伝達と避難の経路、それから集中豪雨の雨量測定、こういったものについて、教育長、何か対策を講じておられるんでしょうか。</li> <li>教育長 おっしゃるとおり、小海小学校という場所につきましては、相木川で川の面からも低い位置ということはあります。ただ、あくまでも今現在、特に学校に対してそこまで想定した動きを、準備というところまではやってはおりません。</li> <li>2番議員 昨今の流行語では想定外という言葉があります。とりわけ町の宝、町長がしょっちゅうおっしゃる子供たち、だから年寄りが云々かんぬんというわけじゃないんですけれども、学校については早目に、想定外が生じても大丈夫なように、まずは雨量計の設置から、雨量計が一定程度を超したら避難する訓練、それがどのくらいの時間のタイムラグでできるのか、そのことを検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</li> <li>教育長 おっしゃるとおり、現在、学校側では避難訓練ということで、その想定しておるものが火事ですとか地震ですとか、そういった場合が起きた場合には土村公園まで逃げる訓練をやっておるところでございます。そうしたときに、今おっしゃるように、水害に関しては、確かにこれまで余り考えておら</li> </ul>  | 町民課長 | 説明を地区の皆さんにさせていただいて、もし手が挙がってこないというこ |
| <ul> <li>2番議員 私は、防災、減災等については、やはり町主導でどんどん進めるべきではないかと、とりわけ危険地域が想定される場所については早急にやってほしいと。もう時間がないので、そのことだけお願いして。もう1点、例えば相木川流域で集中豪雨があった場合に、小海小学校がその下流域に当たってくると。上流域の集中豪雨の雨量測定が小海小学校まで到達する時間、タイムラグ、その間に避難しなければいけないわけですから、そのことについて情報の伝達と避難の経路、それから集中豪雨の雨量測定、こういったものについて、教育長、何か対策を講じておられるんでしょうか。おっしゃるとおり、小海小学校という場所につきましては、相木川で川の面からも低い位置ということはあります。ただ、あくまでも今現在、特に学校に対してそこまで想定した動きを、準備というところまではやってはおりません。</li> <li>2番議員 昨今の流行語では想定外という言葉があります。とりわけ町の宝、町長がしよっちゅうおっしゃる子供たち、だから年寄りが云々かんぬんというわけじゃないんですけれども、学校については早目に、想定外が生じても大丈夫なように、まずは雨量計の設置から、雨量計が一定程度を超したら避難する訓練、それがどのくらいの時間のタイムラグでできるのか、そのことを検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</li> <li>教育長 おっしゃるとおり、現在、学校側では避難訓練ということで、その想定しておるものが火事ですとか地震ですとか、そういった場合が起きた場合には土村公園まで逃げる訓練をやっておるところでございます。そうしたときに、今おっしゃるように、水害に関しては、確かにこれまで余り考えておら</li> </ul>   |      | とであれば、こちらからまた数カ所の地区の皆さんに働きかけることも必要 |
| いかと、とりわけ危険地域が想定される場所については早急にやってほしいと。もう時間がないので、そのことだけお願いして。もう1点、例えば相木川流域で集中豪雨があった場合に、小海小学校がその下流域に当たってくると。上流域の集中豪雨の雨量測定が小海小学校まで到達する時間、タイムラグ、その間に避難しなければいけないわけですから、そのことについて情報の伝達と避難の経路、それから集中豪雨の雨量測定、こういったものについて、教育長、何か対策を講じておられるんでしょうか。おっしゃるとおり、小海小学校という場所につきましては、相木川で川の面からも低い位置ということはあります。ただ、あくまでも今現在、特に学校に対してそこまで想定した動きを、準備というところまではやってはおりません。  2番議員 昨今の流行語では想定外という言葉があります。とりわけ町の宝、町長がしよっちゅうおっしゃる子供たち、だから年寄りが云々かんぬんというわけじゃないんですけれども、学校については早目に、想定外が生じても大丈夫なように、まずは雨量計の設置から、雨量計が一定程度を超したら避難する訓練、それがどのくらいの時間のタイムラグでできるのか、そのことを検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。  教育長 おっしゃるとおり、現在、学校側では避難訓練ということで、その想定しておるものが火事ですとか地震ですとか、そういった場合が起きた場合には土村公園まで逃げる訓練をやっておるところでございます。そうしたときに、今おっしゃるように、水害に関しては、確かにこれまで余り考えておら  |      | になってくるかと思っております。以上です。              |
| と。もう時間がないので、そのことだけお願いして。もう1点、例えば相木川流域で集中豪雨があった場合に、小海小学校がその下流域に当たってくると。上流域の集中豪雨の雨量測定が小海小学校まで到達する時間、タイムラグ、その間に避難しなければいけないわけですから、そのことについて情報の伝達と避難の経路、それから集中豪雨の雨量測定、こういったものについて、教育長、何か対策を講じておられるんでしょうか。  ***数 育長*** おっしゃるとおり、小海小学校という場所につきましては、相木川で川の面からも低い位置ということはあります。ただ、あくまでも今現在、特に学校に対してそこまで想定した動きを、準備というところまではやってはおりません。  **2番議員*** 昨今の流行語では想定外という言葉があります。とりわけ町の宝、町長がしよっちゅうおっしゃる子供たち、だから年寄りが云々かんぬんというわけじゃないんですけれども、学校については早目に、想定外が生じても大丈夫なように、まずは雨量計の設置から、雨量計が一定程度を超したら避難する訓練、それがどのくらいの時間のタイムラグでできるのか、そのことを検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。  ***教育長*** おっしゃるとおり、現在、学校側では避難訓練ということで、その想定しておるものが火事ですとか地震ですとか、そういった場合が起きた場合には土村公園まで逃げる訓練をやっておるところでございます。そうしたときに、今おっしゃるように、水害に関しては、確かにこれまで余り考えておら  | 2番議員 | 私は、防災、減災等については、やはり町主導でどんどん進めるべきではな |
| 川流域で集中豪雨があった場合に、小海小学校がその下流域に当たってくると。上流域の集中豪雨の雨量測定が小海小学校まで到達する時間、タイムラグ、その間に避難しなければいけないわけですから、そのことについて情報の伝達と避難の経路、それから集中豪雨の雨量測定、こういったものについて、教育長、何か対策を講じておられるんでしょうか。  おっしゃるとおり、小海小学校という場所につきましては、相木川で川の面からも低い位置ということはあります。ただ、あくまでも今現在、特に学校に対してそこまで想定した動きを、準備というところまではやってはおりません。  2番議員 昨今の流行語では想定外という言葉があります。とりわけ町の宝、町長がしょっちゅうおっしゃる子供たち、だから年寄りが云々かんぬんというわけじゃないんですけれども、学校については早目に、想定外が生じても大丈夫なように、まずは雨量計の設置から、雨量計が一定程度を超したら避難する訓練、それがどのくらいの時間のタイムラグでできるのか、そのことを検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。  教育長 おっしゃるとおり、現在、学校側では避難訓練ということで、その想定しておるものが火事ですとか地震ですとか、そういった場合が起きた場合には土村公園まで逃げる訓練をやっておるところでございます。そうしたときに、今おっしゃるように、水害に関しては、確かにこれまで余り考えておら  |      | いかと、とりわけ危険地域が想定される場所については早急にやってほしい |
| と。上流域の集中豪雨の雨量測定が小海小学校まで到達する時間、タイムラグ、その間に避難しなければいけないわけですから、そのことについて情報の伝達と避難の経路、それから集中豪雨の雨量測定、こういったものについて、教育長、何か対策を講じておられるんでしょうか。  教育長 おっしゃるとおり、小海小学校という場所につきましては、相木川で川の面からも低い位置ということはあります。ただ、あくまでも今現在、特に学校に対してそこまで想定した動きを、準備というところまではやってはおりません。  2番議員 昨今の流行語では想定外という言葉があります。とりわけ町の宝、町長がしょっちゅうおっしゃる子供たち、だから年寄りが云々かんぬんというわけじゃないんですけれども、学校については早目に、想定外が生じても大丈夫なように、まずは雨量計の設置から、雨量計が一定程度を超したら避難する訓練、それがどのくらいの時間のタイムラグでできるのか、そのことを検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。  教育長 おっしゃるとおり、現在、学校側では避難訓練ということで、その想定しておるものが火事ですとか地震ですとか、そういった場合が起きた場合には土村公園まで逃げる訓練をやっておるところでございます。そうしたときに、今おっしゃるように、水害に関しては、確かにこれまで余り考えておら  |      | と。もう時間がないので、そのことだけお願いして。もう1点、例えば相木 |
| グ、その間に避難しなければいけないわけですから、そのことについて情報の伝達と避難の経路、それから集中豪雨の雨量測定、こういったものについて、教育長、何か対策を講じておられるんでしょうか。  教育長 おっしゃるとおり、小海小学校という場所につきましては、相木川で川の面からも低い位置ということはあります。ただ、あくまでも今現在、特に学校に対してそこまで想定した動きを、準備というところまではやってはおりません。  2番議員 昨今の流行語では想定外という言葉があります。とりわけ町の宝、町長がしょっちゅうおっしゃる子供たち、だから年寄りが云々かんぬんというわけじゃないんですけれども、学校については早目に、想定外が生じても大丈夫なように、まずは雨量計の設置から、雨量計が一定程度を超したら避難する訓練、それがどのくらいの時間のタイムラグでできるのか、そのことを検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。  教育長 おっしゃるとおり、現在、学校側では避難訓練ということで、その想定しておるものが火事ですとか地震ですとか、そういった場合が起きた場合には土村公園まで逃げる訓練をやっておるところでございます。そうしたときに、今おっしゃるように、水害に関しては、確かにこれまで余り考えておら  |      | 川流域で集中豪雨があった場合に、小海小学校がその下流域に当たってくる |
| の伝達と避難の経路、それから集中豪雨の雨量測定、こういったものについて、教育長、何か対策を講じておられるんでしょうか。  教育長 おっしゃるとおり、小海小学校という場所につきましては、相木川で川の面からも低い位置ということはあります。ただ、あくまでも今現在、特に学校に対してそこまで想定した動きを、準備というところまではやってはおりません。  2番議員 昨今の流行語では想定外という言葉があります。とりわけ町の宝、町長がしょっちゅうおっしゃる子供たち、だから年寄りが云々かんぬんというわけじゃないんですけれども、学校については早目に、想定外が生じても大丈夫なように、まずは雨量計の設置から、雨量計が一定程度を超したら避難する訓練、それがどのくらいの時間のタイムラグでできるのか、そのことを検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。  教育長 おっしゃるとおり、現在、学校側では避難訓練ということで、その想定しておるものが火事ですとか地震ですとか、そういった場合が起きた場合には土村公園まで逃げる訓練をやっておるところでございます。そうしたときに、今おっしゃるように、水害に関しては、確かにこれまで余り考えておら  |      | と。上流域の集中豪雨の雨量測定が小海小学校まで到達する時間、タイムラ |
| <ul> <li>で、教育長、何か対策を講じておられるんでしょうか。</li> <li>教育長</li> <li>おっしゃるとおり、小海小学校という場所につきましては、相木川で川の面からも低い位置ということはあります。ただ、あくまでも今現在、特に学校に対してそこまで想定した動きを、準備というところまではやってはおりません。</li> <li>2番議員</li> <li>昨今の流行語では想定外という言葉があります。とりわけ町の宝、町長がしょっちゅうおっしゃる子供たち、だから年寄りが云々かんぬんというわけじゃないんですけれども、学校については早目に、想定外が生じても大丈夫なように、まずは雨量計の設置から、雨量計が一定程度を超したら避難する訓練、それがどのくらいの時間のタイムラグでできるのか、そのことを検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</li> <li>教育長</li> <li>おっしゃるとおり、現在、学校側では避難訓練ということで、その想定しておるものが火事ですとか地震ですとか、そういった場合が起きた場合には土村公園まで逃げる訓練をやっておるところでございます。そうしたときに、今おっしゃるように、水害に関しては、確かにこれまで余り考えておら</li> </ul>   |      | グ、その間に避難しなければいけないわけですから、そのことについて情報 |
| <ul> <li>教育長 おっしゃるとおり、小海小学校という場所につきましては、相木川で川の面からも低い位置ということはあります。ただ、あくまでも今現在、特に学校に対してそこまで想定した動きを、準備というところまではやってはおりません。</li> <li>2番議員 昨今の流行語では想定外という言葉があります。とりわけ町の宝、町長がしょっちゅうおっしゃる子供たち、だから年寄りが云々かんぬんというわけじゃないんですけれども、学校については早目に、想定外が生じても大丈夫なように、まずは雨量計の設置から、雨量計が一定程度を超したら避難する訓練、それがどのくらいの時間のタイムラグでできるのか、そのことを検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</li> <li>教育長 おっしゃるとおり、現在、学校側では避難訓練ということで、その想定しておるものが火事ですとか地震ですとか、そういった場合が起きた場合には土村公園まで逃げる訓練をやっておるところでございます。そうしたときに、今おっしゃるように、水害に関しては、確かにこれまで余り考えておら</li> </ul>   |      | の伝達と避難の経路、それから集中豪雨の雨量測定、こういったものについ |
| からも低い位置ということはあります。ただ、あくまでも今現在、特に学校に対してそこまで想定した動きを、準備というところまではやってはおりません。  2番議員 昨今の流行語では想定外という言葉があります。とりわけ町の宝、町長がしょっちゅうおっしゃる子供たち、だから年寄りが云々かんぬんというわけじゃないんですけれども、学校については早目に、想定外が生じても大丈夫なように、まずは雨量計の設置から、雨量計が一定程度を超したら避難する訓練、それがどのくらいの時間のタイムラグでできるのか、そのことを検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。  教育長 おっしゃるとおり、現在、学校側では避難訓練ということで、その想定しておるものが火事ですとか地震ですとか、そういった場合が起きた場合には土村公園まで逃げる訓練をやっておるところでございます。そうしたときに、今おっしゃるように、水害に関しては、確かにこれまで余り考えておら   |      | て、教育長、何か対策を講じておられるんでしょうか。          |
| に対してそこまで想定した動きを、準備というところまではやってはおりません。  2番議員 昨今の流行語では想定外という言葉があります。とりわけ町の宝、町長がしょっちゅうおっしゃる子供たち、だから年寄りが云々かんぬんというわけじゃないんですけれども、学校については早目に、想定外が生じても大丈夫なように、まずは雨量計の設置から、雨量計が一定程度を超したら避難する訓練、それがどのくらいの時間のタイムラグでできるのか、そのことを検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。  教育長 おっしゃるとおり、現在、学校側では避難訓練ということで、その想定しておるものが火事ですとか地震ですとか、そういった場合が起きた場合には土村公園まで逃げる訓練をやっておるところでございます。そうしたときに、今おっしゃるように、水害に関しては、確かにこれまで余り考えておら   | 教育長  | おっしゃるとおり、小海小学校という場所につきましては、相木川で川の面 |
| <ul> <li>世ん。</li> <li>2番議員 昨今の流行語では想定外という言葉があります。とりわけ町の宝、町長がしょっちゅうおっしゃる子供たち、だから年寄りが云々かんぬんというわけじゃないんですけれども、学校については早目に、想定外が生じても大丈夫なように、まずは雨量計の設置から、雨量計が一定程度を超したら避難する訓練、それがどのくらいの時間のタイムラグでできるのか、そのことを検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</li> <li>教育長 おっしゃるとおり、現在、学校側では避難訓練ということで、その想定しておるものが火事ですとか地震ですとか、そういった場合が起きた場合には土村公園まで逃げる訓練をやっておるところでございます。そうしたときに、今おっしゃるように、水害に関しては、確かにこれまで余り考えておら</li> </ul>   |      | からも低い位置ということはあります。ただ、あくまでも今現在、特に学校 |
| <ul> <li>2番議員 昨今の流行語では想定外という言葉があります。とりわけ町の宝、町長がしょっちゅうおっしゃる子供たち、だから年寄りが云々かんぬんというわけじゃないんですけれども、学校については早目に、想定外が生じても大丈夫なように、まずは雨量計の設置から、雨量計が一定程度を超したら避難する訓練、それがどのくらいの時間のタイムラグでできるのか、そのことを検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</li> <li>教育長 おっしゃるとおり、現在、学校側では避難訓練ということで、その想定しておるものが火事ですとか地震ですとか、そういった場合が起きた場合には土村公園まで逃げる訓練をやっておるところでございます。そうしたときに、今おっしゃるように、水害に関しては、確かにこれまで余り考えておら</li> </ul>  |      | に対してそこまで想定した動きを、準備というところまではやってはおりま |
| よっちゅうおっしゃる子供たち、だから年寄りが云々かんぬんというわけじゃないんですけれども、学校については早目に、想定外が生じても大丈夫なように、まずは雨量計の設置から、雨量計が一定程度を超したら避難する訓練、それがどのくらいの時間のタイムラグでできるのか、そのことを検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。  教育長 おっしゃるとおり、現在、学校側では避難訓練ということで、その想定しておるものが火事ですとか地震ですとか、そういった場合が起きた場合には土村公園まで逃げる訓練をやっておるところでございます。そうしたときに、今おっしゃるように、水害に関しては、確かにこれまで余り考えておら   |      | せん。                                |
| やないんですけれども、学校については早目に、想定外が生じても大丈夫なように、まずは雨量計の設置から、雨量計が一定程度を超したら避難する訓練、それがどのくらいの時間のタイムラグでできるのか、そのことを検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。 <b>教育長</b> おっしゃるとおり、現在、学校側では避難訓練ということで、その想定しておるものが火事ですとか地震ですとか、そういった場合が起きた場合には土村公園まで逃げる訓練をやっておるところでございます。そうしたときに、今おっしゃるように、水害に関しては、確かにこれまで余り考えておら   | 2番議員 | 昨今の流行語では想定外という言葉があります。とりわけ町の宝、町長がし |
| ように、まずは雨量計の設置から、雨量計が一定程度を超したら避難する訓練、それがどのくらいの時間のタイムラグでできるのか、そのことを検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。  教育長 おっしゃるとおり、現在、学校側では避難訓練ということで、その想定しておるものが火事ですとか地震ですとか、そういった場合が起きた場合には土村公園まで逃げる訓練をやっておるところでございます。そうしたときに、今おっしゃるように、水害に関しては、確かにこれまで余り考えておら   |      | ょっちゅうおっしゃる子供たち、だから年寄りが云々かんぬんというわけじ |
| <ul><li>練、それがどのくらいの時間のタイムラグでできるのか、そのことを検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</li><li>教育長 おっしゃるとおり、現在、学校側では避難訓練ということで、その想定しておるものが火事ですとか地震ですとか、そういった場合が起きた場合には土村公園まで逃げる訓練をやっておるところでございます。そうしたときに、今おっしゃるように、水害に関しては、確かにこれまで余り考えておら</li></ul>  |      | ゃないんですけれども、学校については早目に、想定外が生じても大丈夫な |
| ていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。 <b>教育長</b> おっしゃるとおり、現在、学校側では避難訓練ということで、その想定しておるものが火事ですとか地震ですとか、そういった場合が起きた場合には土村公園まで逃げる訓練をやっておるところでございます。そうしたときに、今おっしゃるように、水害に関しては、確かにこれまで余り考えておら   |      | ように、まずは雨量計の設置から、雨量計が一定程度を超したら避難する訓 |
| <b>教育長</b> おっしゃるとおり、現在、学校側では避難訓練ということで、その想定しておるものが火事ですとか地震ですとか、そういった場合が起きた場合には土村公園まで逃げる訓練をやっておるところでございます。そうしたときに、今おっしゃるように、水害に関しては、確かにこれまで余り考えておら   |      | 練、それがどのくらいの時間のタイムラグでできるのか、そのことを検討し |
| ておるものが火事ですとか地震ですとか、そういった場合が起きた場合には<br>土村公園まで逃げる訓練をやっておるところでございます。そうしたとき<br>に、今おっしゃるように、水害に関しては、確かにこれまで余り考えておら   |      | ていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。            |
| 土村公園まで逃げる訓練をやっておるところでございます。そうしたとき<br>に、今おっしゃるように、水害に関しては、確かにこれまで余り考えておら   | 教育長  | おっしゃるとおり、現在、学校側では避難訓練ということで、その想定し  |
| に、今おっしゃるように、水害に関しては、確かにこれまで余り考えておら  |      | ておるものが火事ですとか地震ですとか、そういった場合が起きた場合には |
|   |      | 土村公園まで逃げる訓練をやっておるところでございます。そうしたとき  |
| なかったことだとは思います。ただ、管理しておるのがやっぱり長野県とい  |      | に、今おっしゃるように、水害に関しては、確かにこれまで余り考えておら |
|   |      | なかったことだとは思います。ただ、管理しておるのがやっぱり長野県とい |

うような川になりますので、今後、県のほうとも調整しながら、河川に雨量 計を設置する云々については、産業建設課を通じてお願いして、そういった 数字を見れるような段階で、おっしゃるような訓練を行っていくのも確かに 有効なことだと思っていますし、必要なものだと感じています。

2番議員 ありがとうございました。

議 長 以上で第2番 渡辺均議員の質問を終わります。 (ときに11時04分)

#### 第5番 小池 捨吉 議員

議 長 再開します。なお、暑いようでしたら上着を脱いでいただいて結構です。 次に、第5番 小池捨吉議員の質問を許します。小池捨吉君。

#### 5番議員

5番 小池捨吉です。通告に従いましてご質問いたしますもんで、よろしく お願いします。通学路の安全についてですが、最近、テレビ、新聞等で痛ま しい交通事故が報道されます。交通事故の内容を見ますと、加害者は高齢者、 被害者は子供が圧倒的に多い。車の運転手がアクセルとブレーキの踏み間違 いがもとだということで報道されております。子供の通学の列に、信号機で 待っているところに、また横断歩道を渡っているところにということで、車 が突っ込むという事故が起きております。次世代を担う子供たちがこのよう な悲惨な目に遭わないための安全の確保が重要ではないかと考えます。ただ し、田舎では、高齢者になっても車がないと生活が成り立たないような現状 です。地域住民、行政等が意識を持って改善し、安全を確保することが重要 と考えております。町内では、小海トンネルを通って小学校に通学している 子供が非常に多くおります。また、学校より児童館へ来る子供も多くおりま す。この小海トンネルを見ますと、照明用のライトの滅灯が多く見られます。 先月月末に、私が小海トンネルの照明をチェックしたときは、トンネルの上 部にある黄土色の照明ですが、歩道側では26基のうち12灯が消えておりま す。また、反対側のほうでは25灯中8灯が消えております。実際に点灯して いるのは40%程度という状況です。それで、時間によってかもしれないけれ ども、蛍光灯は点灯しておりませんでした。ただし、けさ、ちょっと見てき ましたら、歩道側の車道というか、上の黄土色のライトですが、それは飛び 飛びで、左右とも5灯ついているということでありまして、歩道の蛍光灯は ついていなかったと。ただし、きのう、ちょっと用事があって通りましたら、 歩道側の蛍光灯は全てついておりましたが、これがどういうふうに管理して いるかということでありますもんで、その辺をお聞きしたいもんで、ひとつ

|      | よろしくお願いします。ごく基本的なことを6項目ぐらいお伺いしますの   |
|------|-------------------------------------|
|      | で、端的に答えてもらえばいいかと思います。1つは、本当に基本的であれ  |
|      | ですが、あのトンネルの財産というか、これはどこの持ちでありますか、そ  |
|      | れをちょっとお答えお願いします。                    |
| 産業建設 | それでは、お答えさせていただきます。トンネルにつきましては町道ですの  |
| 課長   | で、町の管理ということであります。以上です。              |
| 5番議員 | トンネルは町の管理ということですが、財産は町ですか、それとも県ですか。 |
| 産業建設 | 町道ですので、町の財産です。以上です。                 |
| 課長   |                                     |
| 5番議員 | 私は、あのトンネルは県道だから県の持ちと思っていたんですが、町という  |
|      | ことでありますね。                           |
| 産業建設 | トンネルにつきましては町道ですので、町の道路につくられているトンネル  |
| 課長   | ということでご理解をいただければと思います。              |
| 5番議員 | そうするとあれですね、維持管理は町で行うということであると思います。  |
|      | 全て県より移管されているという解釈でいいわけですね。          |
| 産業建設 | 工事の方は県でやっていただいて、町に移管をされたということで町道とい  |
| 課長   | うことでお願いします。                         |
| 5番議員 | そうすると、照明も上部の照明と、それから歩道にある蛍光灯があるわけで  |
|      | すが、これは全て町の管理ということで理解していきたいと思います。そん  |
|      | なもんでありますもんで、トンネルの電気料は全て町で払っているというこ  |
|      | とでいいでしょうか。                          |
| 産業建設 | 電気料等につきましては、町のほうで支払いをさせていただいております。  |
| 課長   |                                     |
| 5番議員 | それでは、照明機器の良否というか、そういう検査の把握とか、そういうの  |
|      | は全て町でやっていると思いますが、これは建設課でやっているですか、そ  |
|      | れとも委託でやっているでしょうか。                   |
| 産業建設 | 管理等につきましては、町のほうでさせていただいております。       |
| 課長   |                                     |
| 5番議員 | このトンネルの利用者というか、利用を見ますと、全て大人は車だと、それ  |
|      | から歩行者は一部はあると思いますけれども、大半が小学生というふうに理  |
|      | 解します。小学生1人で渡ることもあると思いますが、これは高速道路と違  |
|      | って、高速道路は非常時のときの照明ということですが、高速道路は基本的  |
|      | には人は通らないと。ただし、小海トンネルは生活道路ということでありま  |
|      | して、常に徒歩で通りますということで、徒歩で通るトンネルだということ  |
|      |                                     |

|      | で、照明は明るさですね、明るさは十分されているかどうかということを聞  |
|------|-------------------------------------|
|      | きたいですが、町としては何ルクスぐらいがよいとお考えですか。      |
| 産業建設 | トンネル内の照明ですけれども、照明の輝度というのがありまして、基準が  |
| 課長   | ありまして、晴天時と荒天時では明るさが違うということです。晴天時にお  |
|      | きましては中を明るく、荒天時については中を暗くするようにセンサーで管  |
|      | 理をしております。この輝度というのは、トンネル法というものによって、  |
|      | 設計時に計算された輝度になっております。また、歩道の蛍光灯につきまし  |
|      | ては、通学時間に合わせてタイマーで管理をさせていただいております。少  |
|      | し暗いというふうに感じるところもありますけれども、今度余り明るくし過  |
|      | ぎますと、運転をしている方にとっては運転しにくい環境になるというよう  |
|      | なことでありますので、また今年度、小海トンネルの法定点検を行う年にな  |
|      | っておりますので、またその中で、ただいまご質問いただいたような点、検  |
|      | 討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。       |
| 5番議員 | ただいまお聞きしますと、管理、電気の照明の明るさの管理はセンサーとタ  |
|      | イマーで行っているということでありましたもんで、この歩道のところはタ  |
|      | イマーということですか、小学生が通る時間帯はつけて、それで後は消えて  |
|      | いるというような状態を保っているということですか。           |
| 産業建設 | 通学時間に合わせまして、蛍光灯のつくものが数が違うというような解釈で  |
| 課長   | いていただければいいかと思います。                   |
| 5番議員 | 節電ということで、いずれにしろタイマーとセンサーを併用しているという  |
|      | ふうな回答でありますが、安全を考えると、ちょっと照明は無駄じゃないか  |
|      | という考えもあるかと思いますが、いつ、誰が通るかわからないもんで、将  |
|      | 来を担う子供、要するに宝を失うことのないよう、ある程度照明も確保して  |
|      | いただきたいと思いますが、よろしくお願いします。それでは次に、ガード  |
|      | レールのことについて、トンネル内のガードレールですが、それについてお  |
|      | 伺いしますが、高速道路とかね、そこは退避通路であって、高さ、皆さんも  |
|      | ご存じのとおり1.3メートル以上の通路があります。だが、小海トンネルは |
|      | 車道との段差、これは普通の縁石ブロックで25センチしかないと。また、そ |
|      | の安全柵ということで簡易なものでありまして、自動車が暴走した場合は簡  |
|      | 単に壊れるような状況であります。現在、安全柵は、人が歩道から車道のほ  |
|      | うに出ないだけの柵であって、車が歩道に乗り上げてくることは考えていな  |
|      | プに囲なりにけるがして、手が多地に水ブエげてくることはつんでいる    |
|      | い状況だと思います。いつ事故が起きてもおかしくないような状態だと理解  |
|      |                                     |

| 産業建設    | 町の管理ということでご理解をいただければと思います。                                |
|---------|---|
|         | 〒1 V/目/生に V・/ こと くこ/生)ffで V・/に/にイノイレ/はこ/応V・より。            |
|         | ガードレールですが、あの程度のガードレールだと、縁石も25センチという                       |
| り田磁貝    | ことで、簡単に大型とかああいうのは、もし何かあれば乗り上げてきちゃう                        |
|         |   |
|         | というようなことであります。それで、現在、信号機付近にあります構造の                        |
|         | ガードレール、柱の間隔が2メートル、ガードレールは2段の設置を希望し                        |
|         | ますが、この町の管理ということでありますならば、そのガードレールを設置することは可能も思いますが、いかがでしょうか |
| ナッキュニロ. | 置することは可能と思いますが、いかがでしょうか。                                  |
| 産業建設    | トンネル内のガードレールの強化ということで、トンネル内の歩道につきま                        |
| 課長      | しては現在、横断防止のフェンスが設置されているというところです。重大                        |
|         | な交通事故が起きて、通学中の子供たちの安全対策というのは大変重要だと                        |
|         | いうふうに思っております。その中で、ガードレールを設置というご意見を                        |
|         | いただきましたけれども、小海トンネル、構造上、コンクリートを上からず                        |
|         | うっと下まで巻いてあるような形でのトンネルになっております。中に鉄筋                        |
|         | 等が配筋されておりますし、また、地下にケーブルがあるという可能性もあ                        |
|         | りますので、ガードレールの設置はできるかどうか、調査が必要だというふ                        |
|         | うに思っておりますので、今後、対応を検討させていただきたいというふう                        |
|         | に思います。  以上です。   |
| 5番議員    | 私は、あの構造からいっても、何というか、ケーブルが地下に埋設されてい                        |
|         | るような話もありますけれども、恐らくその何というか、道路との境、今フ                        |
|         | ェンスがあるところにはないと思いますもんで、ぜひ強固なガードレールの                        |
|         | 設置をお願いしたいと思います。これも、事があってからでは遅いもんで、                        |
|         | その辺を考慮した中で、ぜひ考えていただきたいと。もし事故があってから                        |
|         | ね、ああ、ああすればよかったというようなことのないように考えていただ                        |
|         | きたいというふうに、よろしくお願いします。それで、あともう1件という                        |
|         | ことでありますが、国道141号線の照明関係をちょっとお願いします。これ                       |
|         | は、本間川信号機についての照明です。主に小海高校の生徒が利用するわけ                        |
|         | ですけれども、本間川の人たちも時々は利用すると思います。東馬流の橋よ                        |
|         | り上のほうに向かっては照明がありますと、それから本間川の川より下方に                        |
|         | 向かっては照明があります。前後が明るいせいか、押しボタン式の信号機付                        |
|         | 近は非常に暗く感じますということです。車を運転していても、信号機待ち                        |
|         | をしている人がね、確認が困難なときもあります。地元の人はともかく、県                        |
|         | 内外の車はスピードも出しており、危険を感じるときさえもあります。最近、                       |
|         | 国道141号線での死亡事故については、近隣の市町村よりも小海はちょっと                       |
|         |   |

| 多いではないかというふうに感じております。少しでも危険除去をする努力  |
|-------------------------------------|
| を求められていると思います。よって、本間川の信号機付近ということで、  |
| 街路灯を1基設置していただきたいと思います。これも小海高校のほうから  |
| もそんな話がちょっと出ましたもんで、行政としまして早急に検討していた  |
| だいて、今年、日が短くなる前に設置できるように努力してもらいたいと思  |
| いますが、その辺の前向きの検討はいかがでしょうか。           |
| それでは、お答えをさせていただきます。国道141号線、本間川の信号機付 |
|                                     |

#### 産業建設 課 長

それでは、お答えをさせていたたきます。国直141号線、本間川の信号機付近の照明の強化ということです。本間川の信号の付近、確かに小海高校生の通学路になっている箇所であると思います。部活帰りなどで夜遅く通る生徒さんもいらっしゃるというふうには思っております。国道につきましては、県の管理というようなところもありますので、現場の状況を再度県のほうへ要望していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

#### 5番議員

今、産建の課長より、あれは国道だからということで、県のほうへ要望するという意見もありますが、いずれにしろ、事故が起きる前に強い要望を出していただきまして、ぜひあそこのところに街路灯なり、防犯灯になるとちょっとまた違うかなというふうに思いますが、いずれにしろ、明るいものを設置していただきたいと思います。小海トンネルもそうですし、今、国道のところもそうですが、危険箇所についてはなるべくなくす方向で検討していただきたいということでお願いしたいと。以上をもちまして私の質問は終わりますが、いずれにしろ、悲しい事故が起きない、起きる前に早目の対応をお願いしたいということです。これで私の質問は終わらせていただきますが、ありがとうございました。ぜひ早目の検討ということで、よろしくお願いします。

#### 議長

以上で第5番 小池捨吉議員の質問を終わります。

少し早いようですが、ここでお昼休みといたします。午後は1時から再開しますので、お願いいたします。 (ときに11時41分)

#### 第1番 古谷 恒晴 議員

# 議長 それでは、再開いたします。なお、7番 篠原伸男議員と8番 篠原義從議員は、所用のため欠席との報告を受けております。それでは、第1番 古谷恒晴議員の質問を許します。古谷恒晴君。 1番議員 それでは、古谷です。通告に従いまして質問をさせていただきます。最初に、防災訓練についてということで質問をさせていただきたいと思いま

す。3月の一般質問で小池議員のほうから、同じく防災訓練について質問が ございまして、ちょうどその日は東日本震災の3月11日ということで、期待 をして、防災訓練どのように町のほうではやっていただけるかなと思いまして考えていた次第ですが、ちょっと期待を裏切ったかなと思うような返答で、本間川のハザードマップができ上がったので本間川だけで行うというような回答をいただきました。この3年間で防災訓練が行われたという事実は、土村で3年前に行われたというのが最終でもって、町民一人一人が震災もしくは火事・火災、それと水害だとか、そういった災害に対処できるような危機感を持つような啓蒙がされてなかったというように思います。それとあと、お年寄りの安否確認だとか隣近所の組合、隣組といいますかね、そういったところで助け合いというような形でその訓練をされてはいかがかなと思いまして、この質問をいたします。町全体で防災訓練をやってはいかがでしょうかということ、特にことしは9月1日防災の日が日曜日ということも重なりますので、そのあたりのご返答を町長、お願いします。

#### 町 長

かねてから古谷議員、私のところへ来て個人的な立場でもリクエストがありました。このことについては、私も重く感じているところでございます。各地域で防災訓練ということですけれども、本間川地区については川の氾濫、それから各地区につきましても山の崩壊あるいは大水というようなことになろうかと思いますけれども、土村の皆さんについてはアルル周辺の火災ということで3年前やったかと思います。そういった想定の中のものを9月1日を目標に、私どもも想定できることをお聞きするというか、集約しまして、ちょっと規模を変えた防災訓練はしたいと私は思っております。前向きにやろうと思っています。

#### 1番議員

ありがとうございます。やる方向でということなんですけれども、これ町民課のほうでやられると思うんですけれども、その前にすみません。一般の企業、それと大規模な商業施設だとかそういったところにつきましては、消防法で年に2回、必ず防災訓練をやるというように、防災訓練もしくは避難訓練をやるというふうになっておりますので、それをちょっとつけ加えておきます。やる方向であるということなんですが、もう9月1日ということになりますと、そろそろ動き出さなくてはならないというふうに思うんですが、粗々で結構でございますので、どういった方向、どういった方法で考えていらっしゃるのかを町民課長、ちょっとお願いをいたします。

#### 町民課長

お答えをいたします。 防災につきましての心構えとしまして、町としましては過去の災害の実態や災害のおそれがある土地の区域に関する情報の収

集、それから取りまとめをしまして、積極的に提供することによって地域や 個人が災害に適切に対応できるよう、最大限の行政としての皆さんに「知ら せる努力」をしていくことが求められております。また、町民の皆さんには、 町が提供するこのような情報を日ごろから十分に把握するように努めてい ただくとともに、避難訓練の実施等を通じてそれらの情報の内容や意味、災 害の特質などの知識を得るための「知る努力」をしていただくことが重要で あるというふうに考えております。こうした中で、町全体としまして、町民 の皆さんを対象とした防災意識の向上を図る取り組みとしまして今、議員さ ん、それから町長申しておりますように、災害を想定した中での町全体の避 難訓練、それからもう一つ、例えば講演会を開催しまして、災害が多様化す る時代にあって防災・減災に事前に取り組むこと、それから防災・減災知識 の普及啓発、その取り組みを図る上で、町全体の地域防災計画に加えて、今 作成中であります地区防災マップ等の重要性を町民の皆さん全体へ認識と してお伝えすることが重要だとも考えております。1つの方法としては、町 民全体を対象とした講演会の開催といったことも1つの方法として計画し ていきたいという考えでおります。以上でございます。

#### 1番議員

ありがとうございます。今、町民課長のおっしゃったのは理念といいますか、 そういったものでありまして、私ちょっと、もうちょっとお聞きしたいのが、 具体的な方法といいますかね、区単位でやるだとか、区の中でこういったも のをやってもらいたいんだとか、そういったものをちょっと突っ込んで、も う少しご答弁いただければと思いますが、お願いします。

#### 町民課長

啓蒙とともに、実際の行動についての訓練ということでございますので、全町的な災害というものがどういうものが考えられるかとか、ただ避難場所があって、ここへ何分で避難するということだけでなくて、やはり具体的といいますか、本当に皆さんが自分の危険として一体どういう、まずどういう行動をとったらいいかとか、持っていき方とかがちょっと、一概にこうしましょうというのは難しいところありますので、9月に向けまして、本当に具体的な訓練のやり方について、関係各位ともお話をいただきながら具体的な計画を詰めていきたいと思います。よろしくお願いします。

#### 町 長

私も先般、5月の末等々に全国の市町村会の中で、東京大学の片山先生から 講演をいただいた次第でございます。そして、防災についての講演をいただ いたわけなんですが、それは先生もおっしゃっておりました。幾ら講習やろ うが何しようが、当人が自ら意識を持って逃げる気がなければ、これは避難 はしてくれないということですので、それを啓蒙するということが一番大切 だと。それから、先日、長野県建設事務所との小海町の皆さんとの交流会というものがございまして、小海町の災害箇所、危険箇所を一望したわけなんですが、その中に係のほうから、そういった計画があれば県でも国でも積極的に指導に来るということを伺っておりますので、係を通じて積極的にやっていきたいと思っております。

#### 1番議員

ありがとうございます。町長からそういったご返答いただいて、非常に心強く感じます。それで、冒頭に申し上げましたけれども、町民一人一人が危機感を担うといいますか、感じるということと、それとあとお年寄りの安否確認といいますか、そういったものを踏まえて、隣組というものをうまく利用していただいて、防災訓練の中に盛り込んでいただけるように要望して、この質問は終わらせていただきます。

次に移ります。去年の9月に私、一般質問のほうでブロック塀の倒壊について質問をさせていただいて、その中でブロック塀を見るに目視でしか見てないということをお伝えしたわけですが、それの返答としまして、金属探知機、これを町で買って、これを提供するというご返答を得ましたんですが、その金属探知機の使用状況をお知らせいただければと思います。

#### 総務課長

ただいまのご質問でございますが、金属探知機を買いまして、広報にもご利用いただきたいという形で載せさせていただいたんですが、いまだに1件も問い合わせがないというのが現状でございます。

#### 1番議員

ありがとうございます。個人の家のブロック塀を自分のところでやるというのは非常に難しいかもしれないんですが、僕さっきの質問、防災の質問に関してといいますか、関連して、ブロック塀で危ない部分も多分目視だけではわからない部分があるかと思いますけれども、個人の方の、この自分ちのブロック塀は安全なのか、そういった、先ほどから啓蒙という言葉を大分使っておりますけれども、啓蒙するようなことを考えていただきたいと思うんですが、今後どのようにお考えかをお聞かせいただけますか。

#### 総務課長

個人の財産にかかわることですし、一応一通り職員のほうで各集落全部確認はしまして、どの程度かというのは把握はしてございます。当面、緊急性を要するものについてはないだろうという判断で今のところはおりますけれども、今後、なかなか皆さんのそういったものに対する意識が低いというのも、まだ恐らく反応がないということを考えれば事実だと思いますし、さりとて、じゃ何もしないのかと言われるとあれですので、とりあえず本当に通学ですとかそういったところに、危険だと思われるような部分については所有者宛に、こういう金属探知機がありますからご利用くださいだとか、もし

補強等をする場合には住宅リフォームの対象になりましたので、ぜひそういった補助金を使って取り組んでみてはいかがでしょうかというような案内を差し上げると。直してくださいということは言えませんので、案内を差し上げるというようなことで今後対応していければというふうに考えております。

#### 1番議員

ありがとうございます。町民一人一人そういった意識を持っていただくということが非常に大切なことだと思います。事があってからでは非常に大変なことになると思いますので、今後もいい方法がございましたら随時町民の啓蒙に役立てていただきたいと思いますので、お願いをいたします。

それでは、次の質問に移りたいと思います。滋賀ですね、大津市で子供が交 差点で事故に巻き込まれて、歩道にいた幼稚園児2名が亡くなっているとい うような事故がこのところ多いということで、80歳を超える人の免許返納と いうのが大分このところ私の耳に入ってくるわけですが、近所でも80歳を過 ぎて免許を返納されたという方もおりますし、きのうのニュースでは杉良太 郎さんが76歳と聞いたんですけれども、きょうの新聞で見ますと74歳で免許 を返納したということで、それの内容的に、いわゆる自分でも心配だとは思 うんですが、それ以上にこういった啓蒙といいますか、全国の皆さんにこう いったことを意識して考えていただきたいということで免許返納したとい うことでございます。高齢者の事故が多いということですが、これは自主的 な本人の意思でもって返納するか、しないか。事故はそうじゃなくて、自分 では思っていなかったことが事故につながるということでございますので、 そこの部分はどうしようもないことだと思いますが、幼稚園児にしては、子 供たちにしてはそれの、事故の災害といいますかね、事故に伴った被害を受 けるということが非常に悲惨なことだと思います。行政、町でできるという ことを考えた場合に、交差点で、例を言いますと、小海トンネル西、これは 南町区の要望でもって、あの交差点にバリケード、いわゆるガードレールで すね、それを設置したというようなことがございますんですが、町として、 いろいろと通学路、その他もろもろあると思いますけれども、交差点と、そ れとあと保育園児の毎日の散歩ですかね、そういったところの防御として、 やっぱり何か考えていかなくちゃならないなというふうに思うわけなんで すが、その点どのようにお考えか、お聞かせいただきたいと思います。

#### 町 長

大津市での事故は大変痛ましいものだと私も痛感しております。また、このところ高齢者、特に80歳以上の方のアクセルとブレーキの踏み間違いによる事故というものが多発しており、これは現在、社会問題となっておりますが、

それで杉良太郎さん74歳の返納ということでありますけれども、この小海町につきましてはなかなか勇気の要る判断ではないかと思います。というのは、みずからが運転しなければ生活にならないという部分があろうかと思いますけれども、そういった部分を含めた中で、やはり返納者にはタクシーの助成金とか、そういうものを大いに利用していただいて、返納者が多くなってくることを望んでおります。また、古谷議員におかれましては、毎朝、小海トンネル西でお子さんたちの指導ということで大変ご苦労を願っているわけなんですけれども、あの場所につきましてはガードレール、そしてポールの補強等を行って、ほぼほぼできていると思います。しかし、ほかの交差点、あるいは保育園児の散歩というようなところは、もう危険だということを考えれば切りがないわけですけれども、できる限りの要望をいただきまして、これは町道に対しては町で設置、県道に対しては県のほうの確認をしていただいて、我々も積極的な部分で安全対策に臨みたいと思っております。また、戻りますけれども、免許返納の啓発活動においては、安協、それから警察等の指導を仰ぎながら積極的に行っていきたいと思っております。

#### 1番議員

ありがとうございます。町の長としての発言をいただきました。それで、建設課のほうでもこれをよく考えてらっしゃると思うので、どこか危ないところ、それから危険なところ、同じことですけれども、そういった場所がありましたら、ちょっとご発言いただきたいと思うんですけれども。

## 産業建設課 長

それでは、お答えをさせていただきます。危ない場所はどこかということですけれども、交差点、今の交番前の部分、または馬流の清流ふれあい橋、あとは直売所の前というようなところかというふうに思っております。それらにつきましては国道でありますので、また県のほうへ、現場を一緒に立ち会っていただきながら、どういった方策がとれるのか一緒に考えて、要望等をしていきたいと思っております。以上です。

#### 1番議員

ありがとうございます。そういった中で、国道だとか、県道もそうですよね。ちょっと一筋縄ではいかない案件だというふうに思うわけでございますが、1つちょっと気になったことがありますので、ちょっとご報告だけさせていただきます。大畑の住民のほうから要望がございまして、旧南部漁業組合の前の交差点といいますか、三差路ですね。そこの部分に今年、新たに舗装をし直して横断歩道ができました。横断歩道のその部分に安全の旗を設置してほしいという要望が大畑区の区民からありまして、町民課のほうにそれを伝えましたところ、安協のほうに相談したところ余りいい返事が出てこなかったと聞きました。今の産建の課長のほうからもありましたように、国道、県

道につきましては町での要望というものが非常に弱いといいますか、その部 分、受け入れてもらえない部分があるかと思いますが、安全協会という部分 の枠からすれば、やはり最初にそういった話を県、それから警察署なりに持 っていく役目があるし、そういった事情にも詳しいと思いますので、そのあ たりを安協の方々にもできるだけ率先をして、我々がこういった質問するだ けでなくて、安協の方に要望を出していただければ、県だとか、それについ て町からも出ている、安協からも出ているというようなことをやっていただ きたいというふうに思うわけでございます。これで3問、質問終わりました んですが、役場の職員の今回、私2件ほど要望したことがありまして、各課 単位ですが、今の大畑の旗の件につきましても、そういった安協の断りとい いますか、要らないよというようなニュアンスでの回答があったにもかかわ らず、すぐに動いていただきまして、今、設置をされております。ですので、 早い対応、本当にありがとうございましたというふうに担当係の方にお伝え をしたいと思います。それとあと1点、今、皆さんご存じかと思いますけれ ども、清流ふれあい橋の上下で砂利とりで河川の工事をしておりますが、あ の中で土村区民のほうから、千曲川の河川の真ん中が盛り上がっていて、大 水が出たような場合は、どうしても護岸といいますか、岸のほうに水が流れ てしまい、岸のほうが危ないではないかと。案の定、馬流橋の下なんかはか なり下がっておりますのでその部分と、あとうれしい知らせなんですが、そ の工事のときに川回しをした際、ちょうどヤナショウスタンドの前のあの河 川、水をとめたときに、少なくなっているカジカと、それからザリガニが大 分出てきたということで、漁業組合のほうとしましても、これだけ今までハ ヤとかアユとかもいなくなっているところで、カジカとザリガニ、こんなも のが出てきたということで、そこの部分を河床整備をして、そこをカジカの すみかにしたいという要望がありまして、ふれあい橋の上にちょうど水が分 かれるところがあるんですが、そこまでを工事をやっていただいて、真ん中 に水が流れるようにしていただきたいという要望がありましたものを、産業 建設課の努力によりまして、すぐにそれが実現をして、今、工事にかかって いるということでございますので、非常に感謝をしておりますし、役場の職 員のスピードに関することで非常にすばらしいというふうに思いまして、私 の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長 以上で第1番 古谷恒晴議員の質問を終わります。

#### 第11番 新津 孝徳 議員

議 長 次に、第11番 新津孝徳議員の質問を許します。新津孝徳君。

#### 11番議員

11番 新津孝徳です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。今回は、大洗町との友好姉妹都市提携について質問をいたします。平成26年の姉妹都市提携を結びまして、5年を迎えようとしております。中山間地域で標高が高く、冬はスキーやスケートのできる小海町と、高いところで海抜数十メートルで太平洋が目の前にあり、夏は海水浴ができて、水族館もあるといった風景も立地条件も対照的であります。姉妹都市として友好を深めるには、視覚的にも体験をするのにも状況に違いがあり、会得するところも多くあると思われます。互いに尊敬し、尊重の気持ちで接し合い、向上していかなければなりません。小海町として、友好姉妹都市提携を結んだところは大洗町が初めてであります。改めて、姉妹都市提携の目的を伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

#### 総務課長

友好都市の目的ということでございますが、やはり交流から生まれるものというのはいろいろな効果があると思います。この友好都市につきましても、そうかといって、簡単にどことでも結べるということではなくて、何か縁がないとなかなか話が進展しないのではないかというふうに思います。町としましては、過去にはウェンゲンと友好都市をやっていたわけですけれども、それも途中で立ち消えてなくなってしまったというようなことで、今回が2例目となるのではないかと思うんですが、大洗との友好都市協定につきましては、ご存じのとおり前新井町長のときに、大洗に本拠工場を構える千代田テクノルというところの細田会長さんと前町長が知り合ったということがきっかけで話が進んで、友好都市協定を交わしたと。友好都市協定と一緒に災害対策支援協力協定というようなことで提携をしたようでございます。

やはり大洗にしてみれば、東日本大震災、それから東電の原発事故等がございまして、そこに近かったというようなことで、ほかにも12の自治体とこの友好都市協定を結んでいるようですけれども、縁があってこういうふうになったわけですから、お互いが結んだことによってメリットがあるようなおつき合いが今後できていけばいいんじゃないかと。今、まだまだ始まって数年ということで小学生の交流等にとどまっているわけですけれども、今後どういったことが起きるかわかりません。それから、交流することによって生まれるものもあると思いますので、今後ともご縁があれば大洗に限らず、あ

ちらこちらとこういった協定を組んでいけばいいのではないかというふうに感じております。以上です。

#### 11番議員

今、提携をした理由、いろいろございましたが、全くそのとおりだと思います。簡単にやっても内容がなければ価値がないわけでありまして、目的を本当に再確認しながら、無理もせず、常に状況判断をしながら進めるべきだと思います。私たち議会も大洗町議会と懇談をしたこともございますが、やはりいろんな面でそのようなことが起きていけば、非常にいろいろ勉強になります。改めて今、総務課長が説明したとおりだと思いまして、つき合っていればいろいろなことが起きてくる可能性は十分あると思います。とりあえず5年間の、5年間といいましても、4年間のここに資料が出ておりますが、交流の現状について説明をお願いしたいと思います。

#### 教育次長

お疲れさまです。小学生の交流につきまして、主に生涯学習課で担当してお りますので、その部分についてお答えしたいと思います。資料つづりの表を ごらんいただきたいと思います。昨年度の、中段に30年度がありますが、昨 年度夏は8月6日、7日と、人数34名でしたが、大洗のほうを訪問しました。 小学校6年生が海水浴に行く、そしてサンビーチにおいてライフセービング の講習を受けていますが、浜で4メートルもあるような砂山に登ったり、ボ ディボードで荒波を乗り越えたりというような体験をしており、ふだん海の ない小海町としますれば、大変貴重な体験をしているということでございま す。次の日に水族館を訪問したようでございます。アクアワールドという水 族館で、イルカショーを見学したという報告があります。また、冬ですけれ ども、2月16、17日に、大洗町からは23名こちらに来ているということでご ざいます。小学生5年生、6年生合わせて二十数名が来たということで、ワ カサギ釣りやスケートの体験をしたり、それから美術館において雪上アート をしたり、30年度はちょっと天気の都合でできなかったようなんですけれど も、可能なときには星空観察会をしたりということで、厳しい寒さを体感し ていただいているということでございます。資料にもありますとおり、事業 費についてなんですけれども、宿泊代、バス代、それからライフセービング の体験費用、水族館等もろもろ合わせて訪問の関係が58万円程度、冬の受け 入れについて、大洗町の宿泊代の一部とお土産代等17万、合計しまして75 万円ぐらい、1年度。その前の年度も上段にありますけれども、大体80万円 から100万円と、そういう金額で推移をしております。あと、当初なんです けれども、こちらにありますとおり、27、28年度は熟年野球ということもあ りました。2年度、16人が参加したということですけれども、現在はこの大 会そのものが中止となってしまっているということで、その交流については 行われておりません。以上でございます。

#### 産業建設 課 長

それでは、引き続いてですけれども、産業建設課のほうで担当をさせていただいております大洗のあんこう祭の関係です。生涯学習課のほうで報告をさせていただいた状況の下に、一覧表で載せさせていただいております。11月に開催されます大洗のあんこう祭には、平成27年度から平成30年度まで、4回にわたりまして参加出店をさせていただいております。主な内容ですけれども、約13万人が来場される大洗のあんこう祭を目の前にしたステージのほうで、友好都市提携の自治体の皆さんと順番に観光のPRですとか物産のPRをしながら、小海町の魅力を伝えてきております。新海誠監督の映画「君の名は。」が大ヒットをした出身地の小海町ということで、会場にいらっしゃった皆さん、小海町を知っている方が多数いたというようなこともあったようであります。あんこう祭での小海町の存在が年々浸透してきているんじゃないかなというふうに感じているところであります。事業費につきましては、右のほうに記載をさせていただいておりますように、4カ年で280万円ほど事業に使わせていただいております。以上であります。

#### 11番議員

ただいまそれぞれのところから説明をしていただきましたけれども、やはり目的に沿って一応やっているということではありますけれども、まだ5年たったとはいいましても、やはりまだ5年、実質的には4年というようなことで、この程度でしようがないかというような感じもしております。そしてまた、やはり交流人口というものは大事でありますけれども、やはりここに書いてあるのとは別に、交流があれば、やはり陰でも個人的な交流も出てきていると思いますので、その辺もまた進んでいっていただければ大変ありがたいと思います。山の町と海の町ということで、大洗町よりの海産物等が町の直売所で販売されていると思いますが、どんなものが、どの程度売られて、冬場等、直売所での存在感、影響はどうか。また、小海町からイベントに参加して、小海町からの物品等も販売されておりますけれども、その辺についてもひとつ説明をお願いしたいと思います。

### 産業建設課 長

それでは、資料つづりの2ページのほうをごらんいただければなというふうに思います。大洗町の特産品の販売実績ということで、平成27年から平成30年で把握している限りのところでピックアップをさせてというか、ここへ計上させていただいております。大洗町のあんこう祭での物品の販売の状況につきましては、中段より下のほうになりますけれども、平成27年度は初年度ということもありまして、小海町を知ってもらうために、ブースに来ていた

|       | だいたお客さんに町内の旅館・ホテルの宿泊券ですとか、抽せん会や何かを   |
|-------|--------------------------------------|
|       | 実施をさせていただいた中で、鞍掛豆、鞍掛のひたし豆、きな粉、まんじゅ   |
|       | う、おやき等を販売をしたり、振る舞ったりさせていただいております。健   |
|       | 康福祉まつりのバザーのほうにおきましては、大洗町の焼酎ですとかシラス   |
|       | のとろろ飯、たたみ干しですとか梅干しといったものを20から30個購入をさ |
|       | せていただいて、販売をしたところであります。4年間でバザーのほうでは   |
|       | 35万円ほどの売り上げ、それから直売所につきましてはサンマの開き、イワ  |
|       | シの丸干し、それから干し芋等で、ここは29、30年のデータしかちょっと拾 |
|       | えなかったので大変申しわけないんですが、それで43万円ほど。それから、  |
|       | あんこう祭につきましては、4カ年で53万円ほどの小海町のあんこう祭での  |
|       | 収入というような格好になります。健康まつりのバザー、直売所は大洗の特   |
|       | 産品、あんこう祭では小海町の特産品の販売をしたといったところでありま   |
|       | す。以上です。                              |
| 11番議員 | ただいま説明をいただきましたけれども、4年間やった中ですね、大洗町か   |
|       | らこういうものがもっとあるよとか、そういう情報はあるのか。また、小海   |
|       | 町といたしましても、もっとこういうものを考えているとか、そういうとこ   |
|       | ろがあるのか、その辺を1つ聞きたいと思います。              |
| 産業建設  | 大洗町の特産品、まだ何かあるのではないかというようなお話です。これも   |
| 課長    | 交流を続ける中で、今後、大洗町の特産品、このほかにもたくさんあろうか   |
|       | とは思うんですけれども、そこまで現在把握ができておりませんので、今後   |
|       | の交流の中で物品を増やしたり、小海町の特産品を向こうへ持って販路を広   |
|       | げたりというようなことを考えていきたいというふうに思います。以上で    |
|       | す。                                   |
| 11番議員 | 小海町からはどうでしょうか、もっとこのようにしていきたいというような   |
|       | ことはありますか。                            |
| 産業建設  | 小海町の特産品についても、29年度は蜂蜜ですとかまんじゅう、リンゴ等を  |
| 課長    | 持っていきました。30年度も高原のパンやさんの牛乳パン、あとはまんじゅ  |
|       | う、おやき等を持っていきましたけれども、またいろいろと商品開発をして   |
|       | いく中でこれはというようなものができましたら、大洗のほうでPRをして   |
|       | いきたいというふうに思っております。以上です。              |
| 11番議員 | 今、いろいろ説明の中で交流の状況がわかってきたわけですけれども、そう   |
|       | しますと、自然に今後の課題というものも見えてきたと思いますが、やはり   |
|       | まだ、逆に言えば始まったばかりというようなことだと思いますので、また   |
|       | ぜひいろいろ常々よろしくお願いいたしたいと思います。大洗町は13もの自  |

治体と交流をしているとお聞きしているが、それだけやはり魅力のある町だと思っていますし、提携交流の先進の町であります。交流自治体とのサミット的な会議もあるか、この5年間でもしそういうことがあったとすればお聞きしたいし、またそういうことがありそうですか、その辺はいかがでしょうか。

#### 町 長

お答えします。30年度、私もあんこう祭に参加させていただきまして、そこで13の首長が集まると、それから大洗の町長さん、小谷町長さん初め行政の幹部が集まって懇親をするわけですけれども、その中で私からはちょっと言えなかったわけなんですが、古いおつき合いのある町長さんが、我々もこんないいゴルフ場があるんだから、個人的に寄り合いを持ってゴルフをしたらという話があったり、それから13の首長あるいは町が集まって、大洗の魅力を語ったり、自分の町の魅力を語り合う場所をつくりましょうという話は出ておりますので、私のほうもそういった話があれば、やはり積極的につき合っていくのが常識ではないかというふうに考えております。

#### 11番議員

やはり、そういうところからまた他町、ほかの自治体等でもまた仕事が、何が生まれるかわかりませんが、その辺はまた大事に今後ともしていっていただいて、チャンスがあればまた町の宣伝もしていただきたいと思います。最後に、今後の予定と取り組みについて伺います。町内でも大洗町を知らない人も多くいます。「大洗町って何だい」と言う人もいれば、少し提携を理解している人は「今どうなっているんだい」と言います。やはり、まだ日が浅いということで、これからだと思うとは話はしているんですけれども、これからずっと長く、戦略的なやはり互恵関係がなければ、この維持発展というものはさせていくことができないし、また大事であると考えます。町民への参加の呼びかけをすることも必要であると思いますが、現時点でのそういう点で町の予定や考えがございましたらお願いいたします。

#### 教育次長

小学生の交流の関係についてですけれども、小海町から大洗町への訪問は毎年、6年生がほとんど全員の児童が参加しているという現状でございます。感想文においても、「とても初めてな体験で楽しかった」だとか、「アクアワールドでは知らない魚をいっぱい見て、びっくりした」「よい思い出になった」というような感想を寄せております。今後についても、継続していくことが児童の将来にとってプラスになると考えられますので、行っていきたいと。そして、冬の大洗町の小学生の受け入れについてですけれども、大洗にある小学生2校から、5、6年生がそれぞれ申し込みをして参加してくるというような現状です。ワカサギ釣りやスケート体験を通して、小海のPRは

十分できているということなんですけれども、費用について小海町の負担もあるということで、参加者 1 人4,000円はいただいているんですけれども、そのほかは町ということなので、このあたりが課題であろうと思っております。今後の発展として、親子などで参加できる大洗の情報なんかを取り寄せて、町内で P R する。そして、個人で行っていただく、そういうことができればいいかなと考えております。以上です。

#### 町 長

つけ加えますが、大洗町との交流から生まれました、先ほども出ました千代 田テクノルの会長さん初め数名の皆様に、ふるさと納税、それからご寄附、 多額のものをいただいております。その原因というのは、我が町を知って我 が町を好きになっていただいたということが伝えられております。そういっ たことも含めた中で、我が町も大洗町は非常に魅力的なものではないかとい うふうに考えております。また、あんこう祭に13万人という人が集まるわけ なんですが、それを私も見させていただきまして、どういうことが原因だっ たということで調べさせていただいた結果、「ガールズ&パンツァー」とい う高校生が戦車に乗って、アニメなんですが、そういった形のもので町の若 者2人がそれを起こしまして、それが軌道に乗って13万人の人間が、あんこ う祭ですとそんなに集まらないみたいなんですけれども、そうした集いがあ ると。それで、各商店の皆さんに架空の女子高生の誕生日を決めて、誕生会 をやるというところに1,000人単位の観光客が集まるというような、大変な ヒントを伺っております。そういった先進地でございますので、私どももそ ういう部分をどれだけでも吸収できればということと、やはり高冷地のすば らしさをわかっていただくために高原野菜ですとか、それから夏の涼風を味 わっていただくとか、そういったものを数多く取り入れて、今後とも、13 ある中での我が町としてはこれが売りだよというようなものを求めまして、 積極的に交流をしていきたいと思っております。

#### 11番議員

ありがとうございます。今、小学生のほうも拡大の予測があるというようなことで、また今、町長からも言われたとおり、先がやはりまだまだ明るく見られるのではないかと、そんなような気がいたしました。先ほども述べましたとおり、大洗町は姉妹提携の先進地でございます。先輩地であります。今後も交流のデータをきっちりと積み上げて、今後に生かしていかれるようにしていただきまして、明るい、もっとすばらしい提携交流姉妹都市になりますようお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

#### 議長

以上で11番 新津孝徳議員の質問を終わります。ここで休憩といたします。 再開を2時15分から行いますのでお願いいたします。 (ときに13時56分)

#### 第9番 的埜 美香子 議員

#### 議長

それでは、再開いたします。次に、第9番 的埜美香子議員の質問を許します。的埜美香子君。

#### 9番議員

的埜美香子です。さきに提出しました通告に従いまして一般質問をいたします。早速1つ目の質問に入ります。松原湖周辺の景観の維持と観光についてということで、今回、なぜこの問題を取り上げたかというのは、言うまでもなく、音楽堂周辺に以前取り上げましたソーラーパネルの設置、そして最近になって民家が建てられ、これまでの景観が変わってしまいました。フィンランドのイベントや音楽堂のコンサートイベントなどにかかわってこられてきた方たちから、またあそこの場所を見に行かれた方から嘆きの声が寄せられたからです。このことについてどのように考えておられるか、まずお答えください。

#### 町 長

的埜議員の今回おっしゃられることは、音楽堂へ下りていくところに住宅が 新築されたということかと思いますが、その住宅建設については賛否両論、 私のところへも来ております。私も現場のほうを確認させていただきまし た。そして昨日、森の音楽祭等々で意見を聞き、また外の景色も見させてい ただきました。その結果なんですが、賛否というのは、賛のほうもございま す。これは町として受け入れなければいけないと思います。否のほうは、今 的埜議員がお聞きしたというようなことかと推測されます。持ち主が他町村 あるいは県外の方で別荘に使うというような目的ではなく、代々松原にお住 みになって、そこの自分の代で残してきた土地に新宅を建て、住みなれた松 原に住みたいという長年の夢をかなえたく、そういったことになっておりま す。そのことについては、行政がとやかくと言うわけにはいかないと思いま す。また、今回現場で私も数度お願いした、余り奇抜なものやそういうもの にしないでくれというリクエストには、音楽堂と同色の外壁、それからサッ シ等々を使うなど配慮がされていると思います。また、殊のほか低層、低 いですね、住宅にしていただいたということにつきましては、配慮してい ただいたのじゃないかというふうに感じております。外から見て、大変な違 和感を感じるというような感想は持たなかったわけですが、これで光った足 場が取れれば、非常にまた景色が変わってくるというふうに私は思っており ます。したがいまして、その建て主さんが松原が最適地だというところで選 んだということでありますので、大変変わってしまったというふうな認識は

私のほうではないということです。また、否のほうの話も何件か来ておりましたけれども、やはりそれも、昨日現場での中ではご説明を申し上げた次第でございます。以上です。

# 9番議員

賛否両論あるということで今、町長言われましたように、地権者の権利があ りますので、個人を責めることはもちろんできないと思いますし、つくった ものをどうしろああしろということは、もちろん言うつもりはありません。 ただ、これから今後、今、町長もおっしゃられたように、別荘だとか、同じ ように考える方もおられるかもしれません。やはり、皆さんから見ても最高 の場所だと思います。よそから来て、別荘にと考える方いると思います。だ からこそ、あの場所での音楽堂コンサートやフィンランド夏至祭などのイベ ントも定着してきたのではないでしょうか。たまたまおとといの信毎に、23 日に開催されるノルディックウォークのことが掲載されていました。フィン ランドに似た長湖周辺ノルディックウォーク10周年事業の会場として同町 に着目、日本でもフィンランドの雰囲気を味わってほしいと開催を決めたと あります。産業建設課のほうでも、湖や畑、山などいろいろな景色が楽しめ る、フィンランド人お墨つきの美しい風景を楽しんでほしいとPRされてい るわけですが、私も全く同じ気持ちでPRをしていきたいわけです。しかし、 正直言って、評判が落ちないか心配です。音楽堂コンサートやフィンランド 関係の行事など、一生懸命やってきた人たちの努力もあって、こういった行 事定着してきたと思います。町長も前観光協会長という立場で長年携わって きておられるので、いろいろその辺は感じておられるのではないでしょう か。今後、長湖周辺の生かし方をどのように考えられておられるか、その辺 お答えください。

# 町 長

まさに的埜議員のおっしゃるとおり、長湖周辺は小海町の宝だと私は認識しております。そして、今仰せのとおり、私も観光についての事業を多々やらせていただきました。そういった中で、やはり景観というものは大変大切だと思っております。そして、どの程度の規制がどうかということにつきましては、専門的な数字になりますので、総務課長のほうから説明していただけますか。私の感覚とすれば、そういったことを認識しております。

## 9番議員

今後もこれまで同様に、やはりわざわざあそこの場所に多くの人に足を運んでいただきたい、それはやはり今、町長も言われましたように自然との調和、そういうことだと思います。そして、それは長湖に限らず、松原湖全体、周辺同じだと思います。まさに、今始めようとしている「憩うまちこうみ」事業にとっても大事なポイントだと思います。自然に優しいというイメージを

町の人がしっかりと持ち、それが外部の人にも伝わるようにしなければ価値がないと思います。町自身が松原湖周辺の観光のイメージをどのように描くのか、それは時の町長の考えではなく、統一的な見解を今示しておく必要があるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

# 町 長

私の独断とか感覚だけで行政は進むとは考えておりません。したがって、法律、条例等々に基づいた中で、先ほどから申し上げているとおり、小海町の宝でございますので、進めていきたいと思っております。観光、非常に難しいわけなんですが、先日、私が直感したのは、人が集まるということはこういうことなのかなと思ったんですが、佐久穂の火災で自衛隊のヘリコプターが7台来ていただきました。そして、5台の双発のヘリコプターで、1回に7トンの水を運んでいただいたわけなんですが、それのマニアがどっと押し寄せて、すごい状態になっていました。したがって、どこかに我々もそういった考えをちょっと変更したり、それから基本的なものをしっかり持っていけば、十分な観光地になると考えております。

# 9番議員

今後も、松原湖周辺の観光やテレワーク等、自然を売りにして続けていくのであれば、やはり私は一定のルールを定めなければ景観を維持できないと思っています。ですから、今後、景観条例等を設けるべきではないでしょうかというふうに提案をさせていただきました。ほかの市町村を見ましても、観光に力を入れてやっていこうというところは条例でしっかりと定め、統一感や周辺の風景と調和を保つよう規制をかけています。例えば北柱市では、山岳高原景観形成地域と田園集落景観形成地域、2つの区分に分けて、それぞれの地域の特性に応じた景観形成基準を定めています。信濃町でも野尻湖周辺が風致地区となっており、風致地区内における建築物等の規制に関する条例で、建築物の位置や形態、色など、風致と不調和でないこととあります。今回、ほかの市町村の条例も多分いろいろと調べていただいていると思いますが、こういったところを参考に検討すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

#### 町 長

私も前職が建設だったということで、この周辺の町村の条例というものは大変といいますか、勉強させていただいた結果なんですが、一番厳しいのは軽井沢町でございまして、浅間の周辺、それから建ぺい率等々、あと色ですね、屋根の形状、軒の出、大変厳しいものがございます。そういったものは、やはりなぜそうするかということは町を守るため、あるいは町の価値を上げていくということだと感じております。小海町でも建築時の制限としまして、建築基準法はもちろんでございますけれども、景観法に伴う長野県景観条例

というものに基づいて、小海町自然保護条例によるというところでございます。それは、13メートルを超えるものとか、建築面積が1,000平米を超すもの、自然条例条件については高さ15メートルを超えるもの、面積が1,000平米を超すものが、これはまずいというような、別の許可をとれという形になってございます。したがって、こういうものに抵触するものですね、当たるものはもちろんできないわけですが、今後、色とか形状というものは条例の中で決められるわけですから、それは皆さんの意見を拝聴しながら、特に松原湖周辺については国定公園内ということですので、その基準に沿った中で、また町の中の検討も必要じゃないかというふうに考えております。

# 9番議員

ただいま町長のほうから軽井沢の例も挙げられまして、町を守るため、価値を上げていくために、やはりこういった条例も必要ではないかというふうなことを、私としても受けとめさせていただきました。これから、町が松原湖の自然を売りに事業を始めようとしているときでもありますので、景観を保てるような、町の人もそういった認識が持てるようなルールづくりを条例等でぜひ設けていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次の質問に移ります。新規就農者支援についてということで、これまでも何度も議論させてもらっていただいています。独自の支援策をということで、住まいの問題や技術支援の問題、経済的支援等、新規で農業をやろうと思ったときに、大変ハードルの高い問題が多いということを繰り返し言って、お願いをしてきました。その中でも研究施設の検討をということでたびたびお願いをし、研究をするというお答えも以前いただきました。今年度予算にある移住体験施設は、農業限定ではないと思いますが、農業体験で長期宿泊もできるようにするというふうに説明いただいたかと思いますが、どのように活用していくのか、具体的な中身と進捗状況をお伺いしたいと思います。

## 総務課長

親沢の住宅の件でございますけれども、これ空き家の補助金を使ってやるということで、今現在、まだ交付決定が来ておりません。所有者とはもう話がついて、交付決定が来次第取得をさせていただきたいという話にはなっているわけですが、交付決定が来ないことにはちょっと動きがとれないということで、まだそのままでおります。活用については、交付決定が来次第即改造に取りかかりまして、やはり男女で来られてというような話、各グループで来て男女がいるという話にもなりますので、その辺、男女が一緒にそこへ入って活動できるようなスタイルのものをつくっていかなければならないというようなことで、水回りの整備ですとか、あとは部屋のほうの整備ですね、そういったものに取りかかりたいというふうに思っております。今年の利

用、やはり交付決定が来てから取りかかりますので、早くても秋ごろになってしまうんじゃないかなというような気がしております。来年以降、もう当初から活発に利用いただけるような方式に考えていきたいと思いますけれども、大学生のインターンシップですとかそういったものも取り組めたらということで考えておりますので、その辺は宿泊しながら農家の体験ですとかいろいろあると思いますけれども、期間を区切った中で、1人の人ばかりにずっと貸しておくというわけにもいきませんので、そのあたりはまた利用のルールを決めた中で考えていきたいと、まだそこまではちょっとルールづくりが進んでおりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

# 9番議員

ありがとうございます。交付決定がまだということで、ことしの利用は秋以降になるという話で、ちょっと農業体験にしてはことしは先送りなのかなという今、印象を受けました。いずれにしましても、第1段階としてはすごく有効な施策だと思いますが、第2段階として、5年ぐらい住みながら地域との交流や生活になれるということができてくれば、その間に空き家を紹介してもらったり、土地を紹介してもらったりして、本住まいできるところを個人的に探すということも考えられると思います。先ほども言いましたが、以前から研修施設を集落につくってはどうかという提案もさせていただいておりますが、その辺はいかがでしょうか。

# 総務課長

今回の親沢の住宅については、そういった長期間で貸し出すというようなことは考えておりませんで、短期間の利用の方に順次貸していくという方向でちょっと今のところは考えております。今、的埜議員おっしゃったような長期でやりたいということにつきましても、当然そういった施設ができればいいかなという考えはございます。できれば、山間部の各集落にそういったものが1棟ぐらいずつできれば、たとえ3年でも4年でもそこに人が居ついてくれるだけでその地域の活性化にもつながりますので、順次、来年以降計画を立てた中で空き家の利用という面で考えていきたいというふうに思います。

## 9番議員

ありがとうございます。今、総務課長からも、山間部に1つでも、1棟でも 2棟でもという話もいただきましたので、1つ提案でございますが、集落内 にほとんど利用されていない公民館というのが幾つかあるんじゃないかな と思うんですけれども、ちょっと私が思いつくところでいえば二夕小池、今、派出所がかわりに建っていますが、二夕小池とか小海原の集会所、そういう ところを使っていないというふうに聞いていますので、そういったところだ と畑も、小海原だと畑もあっせんできるのではないかなと思います。公民館

|      | を改修して、二、三世帯が住めるような施設というか、今言った研修住宅み  |
|------|-------------------------------------|
|      | たいなものをつくるというのはどうでしょうか。今、急な提案なのでなかな  |
|      | か難しいと思いますが、いかがでしょうか。                |
| 総務課長 | 二夕小池の公民館は確かに利用頻度が低いということで今貸しております。  |
|      | 小海原は使っていると思いますけれども、使ってないという話は聞いてない  |
|      | ので。それから、やはり条例で設置されている建物ですから、簡単にそうい  |
|      | う目的外使用といいますか、そういったことはどうかなと思うんですが、そ  |
|      | れだったら、やはり空き家はどこにでもありますので、そういった空き家を  |
|      | 利用するということで考えていったほうが、公民館の利用というのはなかな  |
|      | かちょっと難しいと思いますので、私たちとしては空き家の利用にもつなが  |
|      | るということで、どちらかというとそっちで進めていきたいなというふうに  |
|      | 思います。                               |
| 9番議員 | 空き家利用のほうが進めるにいいじゃないかということで、それももちろん  |
|      | お願いしたいわけです。集落内になじんで、農業のことを教わるだけでなく、 |
|      | 子育てや生活全般をサポートしてもらえるようなシステムができれば、その  |
|      | 地域にきっと定着して、定住してもらえるのではないでしょうか。ぜひ空き  |
|      | 家利用も含めて検討していただきたいと思います。そして、資金の問題もあ  |
|      | ると思います。農業を一から始めると、本当にお金がかかります。国でやっ  |
|      | ている青年就農給付金制度や県での里親制度、町でも移住・定住促進支援制  |
|      | 度などありますが、青年就農給付金については大変評価する声が大半であり  |
|      | ますが、一方で、計画どおり就農ができずに返還を迫られる事例も出始めて  |
|      | いると、全国農業新聞のほうで報道されていました。制度の複雑な仕組みを  |
|      | 理解することや市町村からの支援が欠かせないというふうに指摘されてい   |
|      | ます。例えば、親元就農の条件等、かなり大変です。町ではそういった問題  |
|      | は起きていないかということを、ちょっとまずお伺いしたいと思います。   |
| 産業建設 | お答えをさせていただきます。今、町のほうでは、そのような問い合わせと  |
| 課長   | いうか、困っているというような情報はつかんでいないのが現状でありま   |
|      | す。以上です。                             |
| 9番議員 | 私、今例を出しましたが、親元就農の条件というのがかなり大変ということ、 |
|      | 就農計画づくりの段階において大変というイメージがあります。そういうこ  |
|      | とを親身になって本当に相談できる体制はできているかどうか、その辺お聞  |
|      | かせください。                             |
| 産業建設 | 町のほうでは、農業に対していろいろと相談あれば、担当者のほうで相談を  |
| 課長   | させていただいておりますし、普及センターのほうでもいろいろと相談には  |

|      | 乗っていただいているというふうに把握はしておりますが、またその都度ご     |
|------|--|
|      | 相談いただければ、対応策等一緒に考えていきたいなというふうに思ってお     |
|      | ります。以上です。                              |
| 9番議員 | 農政の方や普及センターのほうで、またしっかりとやっていただきたいと思     |
|      | います。また、青年就農給付金を受けられなかった人、条件が満たされなか     |
|      | った人というんですかね、その方々へのフォローがどうなっているか、今の     |
|      | 町独自の支援策で十分かどうか、補える制度になっているかどうかというこ     |
|      | とをお伺いしたいと思います。                         |
| 総務課長 | その青年就農支援金の対象とならなかった人というのは、ちょっと私のほう     |
|      | では把握はしておりませんけれども、ことしからチャレンジ支援金について     |
|      | は50万ではありますけれども、起業する方にも門戸を開いておりますので、    |
|      | そういった場合には50万、青年就農はもうちょっと150万でしたか、あると   |
|      | 思うんですけれども、額は少ないですけれども、そういったものを利用して     |
|      | いただければなというふうに考えております。                  |
| 9番議員 | 今、チャレンジ支援金の話も出ました。そして、町でやっている多分、移住・    |
|      | 定住促進支援制度も当たると思います。北相木、南相木では補助金制度があ     |
|      | ります。花卉栽培にビニールハウスのパイプに、補助金制度で新規就農者が     |
|      | ふえているという話もお聞きしました。補助金制度の枠をもう少し広げると     |
|      | いう考えはないでしょうか。                          |
| 産業建設 | 町のほうでも今年度から、ビニールハウスの補助については、野菜のほかに     |
| 課長   | 花卉も追加で今年度から対象にするというふうにさせていただきました。そ     |
|      | の他、もっとほかのものも必要ではないかというようなことですけれども、     |
|      | またこういったものの補助があったらどうかというようなご提案をいただ      |
|      | ければ、内部で検討しながら、できるだけ農業や花卉農家の方々の負担の軽     |
|      | 減につながればいいのかなというふうに、担当としてはそのように感じてお     |
|      | ります。以上です。                              |
| 9番議員 | 私、最初に言いましたように、やはり新規で就農しようと思うと大変な資金     |
|      | がかかるわけですので、今の補助制度では少し新規で始めるには大変かなと     |
|      | いうふうに思いますので、もう少しやっぱり枠を広げていただきたいなと思     |
|      | います。実は、余り知られていないのですが、49歳以下の新規就農者は4年    |
|      | 連続で2万人を超えて、有効求人倍率では全職種の1.38倍を大きく上回る割   |
|      | 合で、例えば畜産では1.80倍、農耕で1.78倍というふうな数字になっていま |
|      | す。全国農業会議所の方が言われています。「農業は次世代の成長が見込ま     |
|      | れる分野で、上手に橋渡しする仕組みさえ用意すればスムーズな世代交代が     |

進むだろう」というふうに言われております。小海で農業をやりたいという人をふやすには、町で仕組みをしっかりとつくるということです。そこで、次の質問にも大きくかかわってくる話なので、次の質問に移りたいと思います。農業の担い手の問題やこれからの食料の問題もそうですが、農山村地域の存続にかかわる問題だと思います。近隣では、川上村や小諸市は農業振興条例を制定し、村の産業としての位置づけ、あるいは農村振興と豊かで住みよい地域社会の目的を明記しています。小海でも、農業の基幹産業としての位置づけ、農業の果たす役割、重要性をしっかりと条例で明確にするべきではないでしょうか、お願いします。

# 産業建設 課 長

それでは、お答えをさせていただきます。農業は、人間の生命を維持するために欠くことができない食料を供給する産業であるというふうには思っております。当町においても、農業は町の基幹産業であります。しかしながら、近年、少子高齢化ですとか社会経済の状況の変化によって、農業人口の流出、他産業への労働人口の流出、また耕作者の減少とか遊休農地の増加というようなところに農業が置かれている、大変厳しい状況であるなというふうに思っております。ですので、今、「農業振興条例」をというご提案をいただきました。それにつきましても、さまざま農業振興に対して施策は行っております。条例でしっかりとはうたってはありませんけれども、農業施策としては幾つかのものをやっております。農家の皆さんからの相談についても個々に対応させていただいておりますので、しっかり条例で明確にすべきというようなことであるとするならば、条例の整備に関しては今後、農業委員会や農業振興審議会等に、このような条例をつくったらどうかというようなこと等を打診をしながら検討していければなというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

## 9番議員

ありがとうございます。今、産建課長おっしゃられたように、やっぱり農業の果たす役割、そして今おっしゃられたように、農業を取り巻くさまざまな課題や問題があります。そして今、遺伝子を操作する技術でゲノム編集食品の問題だとか種子法廃止の問題、また環境問題や食料危機の問題など、この地域で農業を持続させ、どう発展させるかということを町がしっかり持つことと、農家自身も町と一緒になって考え進めていくことが大事になってくるかなというふうに思います。1月の「里山が枯れる前に!」と題した、ここの下でやったシンポジウムに多くの農業関係者の方が参加されました。皆さん、町のこれからの農業をどうしていくのかということにすごく強い関心があることがうかがえました。ただいま産建課長のほうから、農業委員会や農

業振興審議会のほうにまたかけたいという話もありましたが、もう少し広い 範囲での小海のこれからの農業の発展みたいな、そういうような懇談会のよ うなものを何回か重ねて進めてみてはどうかなと思うんですが、その辺はい かがでしょうか。

# 産業建設 課 長

ただいまのこれからの農業の発展についての勉強会というようなことがありましたので、早速持ち帰って、係と今後どのような方法ができるのか、検討させていただいて取り組んでいきたいなというふうに思います。

# 9番議員

よろしくお願いします。国連総会で、2019年から2028年を国連の家族農業の10年とすることが全会一致で可決されました。命の糧としての食料供給、国土保全、生物多様性、景観や伝統文化、遺産の継承といった社会的・環境的価値に農業の役割があると、国際社会は家族農業を重視する政策に大きくシフトしようとしています。担い手や生産量の維持、そして持続可能な環境保全型農業の推進といったことも、そういったことも盛り込めるような小海町農業振興条例の制定をぜひ進めていただきたいと思います。そのことを強く要望いたしまして、私の一般質問を終わりにします。

議長

以上で第9番 的埜美香子議員の質問を終わります。

# 第10番 井出 薫 議員

議 長 次に、第10番 井出薫議員の質問を許します。井出薫君。

## 10番議員

10番 井出薫でございます。それでは、続けてということでありますので、質問に入りたいと思います。私は今回、3月議会と同じように、国民健康保険税についてと野良猫対策についてということで質問を通告しました。町長、6月議会というのは2回目ですよね、町長になってから。そういう中で私、この6月議会の大きな1つの役割としてね、小海町では約800世帯の国民健康保険に加入されている皆さんに課税する、そういった重要なことが毎回決定される議会だということであり、それを踏まえて、3月の議会で町長と一定程度の議論をさせていただきました。そういう中で、国保は本当に高いとかね、場合によっては協会けんぽの2倍ぐらいになるというような議論をしましたし、国保の加入者、そういった皆さんは非常に他の保険に入れなくてね、最終的に国保へ入るという最後のセーフティネットの役割を果たすと、福祉的な役割を果たしているというようなこと、また、所得に関係なく税金がかけられるという、そういう制度だというようなことを議論した中で、町長もね、そこいら辺は理解していただいて、3人目からの均等割部分

に対する町の支援というような事業を決めてきていただきました。そんなこ んなの議論をしながら、全国でもやはり国保に対しては非常に問題が多くな ってきており、全国の知事会が国に対しても1兆円のやっぱり国保への国費 投入というようなことを議論させてもらい、また、近隣町村ではそれぞれに、 このときは宮崎市や韮崎市などの取り組み、あるいは仙台市などでも子供の 均等割に対する減額措置というようなことをやられたというようなことを 議論しながら、基本的に公的医療保険は国民に平等に医療保険を保障するた めの仕組みであり、加入する保険によって負担や給付に大きな格差があると いうことは問題じゃないかというようなことを議論し、町長にも、全国でも 国保料が払えなくて、病院に行くのがおくれて、毎年60人超の皆さんがやは り亡くなっていると、そういう実態があるわけでありますけれども、そんな 議論を3月の議会で議論させていただいて、そういう中で、町長、きょう資 料をね、国保の議論の部分の最後の部分を町長の答弁として、資料つづりの 3ページに載せてもらったんですけれども、3ページ、4ページにあるんで すけれども、「やはり不平等による病人、あるいは病院の利用ですとか、そ ういうことはあってはならないと認識しておる」と。「また国保税の件につ きましては、私の方ももう少し勉強といいますか、中身を掘り下げた中で多 い意見を」、大いにだと思いますけれども、「意見を取り入れたいと思います ので、やはりもうちょっと研究をさせていただきたいと私自身もその件につ きまして前向きな検討していきたいと思います」という答弁を町長されたと いうことで、町長がこうした答弁の中でどういう取り組みをね、この6月議 会に向けてされたかという点を伺いたいと思います。

町 長

私も6月議会2回目ということで、町長になったばっかりに、なったすぐ後に10番 井出薫議員からのご提案をいただき、そして走ったわけなんですが、ちょっとそこで、待てよということをいただいたことを痛感しております。そして、10番議員とは国保運営協議会という中で、議員さんが長を務めているという中で数々係のほうへ足を向けていただき、いろんな施策のものを提案していただいたり、忠告をいただいたりという形になっているかと思います。私も3月議会の一般質問で、国民健康保険税は10番議員さんから適切かというご指摘をいただきまして、その件について検討したいということで、先般の運協に出させていただきまして、現状維持という結論にはなったと思います。その間に、国民健康保険がルールが変わるというか、県のほうが主役になっていただけるというような形のものになったかと思います。そして町は、それに対する言われたものに対しての納付をしなさいと、幾ら重病人

が出ても県で見てくれるよという形になったかと思います。しかし、その納 める金額がどうやって決まってくるかということは、我々にはちょっと予想 が今のところつかないというような状況ではないかというふうに思います。 したがって、それを抑えるということと、それから10番議員さんがおっしゃ る広く弱者が医療を受けられる体制をつくるべきだと、その意見には全く同 感でございます。そして、この医療が受けられないという方がおっては私も ならないというふうには思っております。しかし、現状のものをつぶさに把 握するということは、ちょっと私もできておりません。したがって、今の件 については、私は前回前向きに進めるということでご返答したかと思います けれども、できる限り低い保険料ということでやりたいというものは念頭に 思っているわけですけれども、やはりこの事業を何としても町としても円滑 に進めていかなければいけないというものの中で、最小限のお願いを町民の 皆さんにしたいということでございます。私のいわゆる県に対しての賦課と いうものにつきましては、もう少し県のほうでも明確なものをいただければ というような気はしておりますけれども、数字が決まっているからには、町 はやはりこれに反するというのはいかがなものかというふうには私は思っ ております。以上です。

## 10番議員

町長、私は納付金云々とか、幾らかけるとか、国だ県だという議論を伺って いるわけじゃないんです。3月議会で町長は、勉強をして前向きに検討した いという答弁をされたわけですよ。ですから、私はその後、係の皆さんとも 何回か話をさせていただきました。そういう中で、係の皆さんが従来型の案 をつくってくるわけですよ。要するに、平成31年度3月の国保税、あの金額 を、所得が確定したからそれを満たすための案だけをつくって説明してくる わけです。そこにはやはりね、私は町長が3月で答えられたこれに対しての 動きというですか、町長の意向が全然働いていないじゃないかということを 係の皆さんとも話をしたわけです。何せお金が足らないから平成29年度の課 税に戻したいと、上げるというわけですよ。1.5%も上げるという話ですか らね、最初は。だから、町長ホホウといったときには、町長は知らなかった わけだよ。だから、私は何というですか、議会でこうやって私たちに答弁を してね、町長は精いっぱい私どもに答えるわけです。それで、その答弁を行 政として、あるいは長としてどういうふうに職員を指導されたり、職員とし ては町長の答弁をどう受けとめるかという部分でのところを、私はきょうは 議論したいと思って言っているわけです。言うことを聞いて下げねえからけ しからんとか、そんなことを言っているつもりはないんです。町長がこうい

う答弁をされた、町長は係にどういう指導されたか知りませんし、あるいは 課長会議あたりで、私の答弁だけじゃないですよ、きょうも6人もやってい るわけですから。こういった皆さんの答弁に対して、町長はどうやってやっ て町長のその答弁の実現をするかという部分が、私はね、いま一考えなきゃ ならんところじゃないかというふうに思うんですけれども、町長どうです か、そこいら辺は。町長の意向は、この答弁が反映した結果になったと思っ ておられるんですか。

## 町 長

先ほども申しましたとおり、国保の運営協議会というところで話し合っている内容につきましては、まさに町民のおっしゃるものを委員の皆さんが発してくれたということだと思います。そういった中で、1から10まで細かい打ち合わせはしておりません。ということになりまして、私は全てのものの責任者でございますから、そういった中の指示等々はしてございますが、今、薫議員がおっしゃったそのことについての十分な検討はしているかということにおかれましては、係のほうでは十分知っているという認識でございますが、私のほうに届いたものをこの間は提出させてもらったものでございますので、それを審議していただいたという理解を願いたいと思います。

## 10番議員

町長、私はね、やっぱり行政のトップの意向が、行政組織の中でどういうふ うに動かしていくかと。また、各課長を初めとした職員の皆さんが町長の答 弁をどう捉えて動いていくかと、これがやはり町の行政、小海町を町長言う ように元気のあるまちづくりをしていくには、私はかなめ中のかなめだと思 うんです。そういった部分でね、私が今回取り上げたというのはなぜかとい ったら、例えば町長、この意見はきょう私が初めて言う話じゃねえわけ。3 月議会の総務産業常任委員会の要望事項の中で、議会での町長答弁を課長会 議等で検討し、予算に反映されたいと、総務常任委員会でもこういう要望が 3月議会で出ているわけです。それに対して町長は、「ご指摘につきまして は、課長会議等でしっかりと議論し、議会の意思が行政に反映されますよう にやっていきたいと思いますので、よろしくお願いします」と、町長こうい うふうに答弁しているんです。私、この答弁でね、1つ違うところがあると いうのは、ご指摘につきましては、課長等でしっかりと議論し、議会の意思 が行政に反映されるように、議会の意思じゃないんです。町長の意思が反映 されるようにやらなきゃ、行政というのは動いていかないわけなんですよ。 そこが町長に問われている、私は指導力だと思いますよ。ですから、やはり よりよくするとかね、それはもう誰だってそういう気持ちでやっているわけ です。だから、問題はこの役場庁舎の中、役場の職員の皆さんが、町長が言 われるように一丸となって、町長が議会でこういうふうに答弁したと、だけど、町長それ無理じゃないかいと、この辺でどうだいとか、やはりそういう行政の中が一丸となって、まちづくりのために町長の意向を生かしていくような行政運営がされなかったら、我々だってどんなに議論したって何の価値もないですよ、議会が終われば終わりですから。やはり、そういうまちづくりこそね、やはり町長、副町長を先頭に、課長さんたちと一体となって、あるいは係長の皆さんとも一体となって、やはりまちづくりを進めていくというふうにしないと、一部の人の意見だけを聞いて動かしていればいいみたいな、私たちは別なんだよみたいな行政組織のつくり方がやられていっちゃうじゃないかと。そうすればね、町民が一番不幸になるんです。改めて、やはり町長の指導力、あるいは行政組織を動かしていくという点での町長の思いというんですか、今、私の質問と3月の総務常任委員会での答弁というのも含めてやっているわけですから、ちょっと見識を伺いたいというふうに思います。

## 町 長

私に指導力がないというご指摘であれば、私はその意見は拝聴して、改めるべきことだと思いますけれども、議会の皆さんと一緒に物事を詰めて、そして持っていくということの考えは私の考えでございます。それと、職員がコミュニケーションできてないんではないかと、それから私の思惑を発揮できないのではないかということにつきましては、私は職員の皆さんを信じていますし、そして最善のことをやっていると思ってはいます。しかし、そういうご指摘であれば、それは謙虚に受けとめて考えるべきではないかということであります。しかし、長として能力がないと言われれば、これは私の持った能力ですので、精いっぱい発揮させていただくということしかご返答できませんけれども、そんなつもりではやっておりますので、そういうご指摘があったということは謙虚に受けとめたいと思います。

## 10番議員

私は、町長ね、町長の能力というものはこういうもんだ、ああいうもんだという定義はないと思います。問題は、こうやってやってお互いが知恵を出して、まちづくりやいろいろなことで議論をしてきたと、それに対して行政の一番の責任者が答えられたことをさ。普通ならね、町長の答弁は各課長さんが全部認識しなきゃいけないんですよ、私に言わせれば。町長こういうふうに答えられたと、これをやるにはこういう問題があると、一人一人の課長さんたちが町長の答弁をさ、議員の質問はもちろん聞いてもらなきゃ困るんですけれども、町長の答弁を課長さんたちが認識をして、じゃあ、どこからやるべえと、こういうことですよ。全てなんか一瞬にしてできるはずねえわけ

ですから。ですから、やはりそういった点でね、町長、指導力で私はこれだ けしかねえからなんていう言い方でなくてさ。やはり、行政を動かしていく 上でどうしたらいいかという点を、やっぱり改めて見ていただきながら、各 課長さんたち、係長さんもいますし、皆さんが頑張って力をさらに発揮して もらうというようなことで、もちろん課長さんたちの経験は重要ですよ。重 要ですけれども、経験だけの範囲でやっていたんじゃ、私は町長の意向じゃ ないというふうに思うんです。ですから、そこいら辺も含めて、これから頑 張っていただきたいというふうに思うんです。それで、1つ提案であります けれども、私はどう考えてもね、国保税がやたらと高いということは、町長 も協会けんぽから比べたら2倍もあるとか、私はそういう認識してもらえる と思っているんですけれども、あとは滞納、例えば滞納されている皆さん、 よく私たち資料で出してもらうんですけれども、例えば平成29年度の決算を 見ると、滞納されている方が50件あるわけです。滞納といったって全然払わ ねえじゃねえだいな。月賦で頑張って払っているとか、そういう人たちも含 めて、29年度は50人いるそうです。そういう中で、200万円以下の所得の人 が滞納を持っている、200万円以下の人が44人いるわけですよ、約88%。そ のほとんどの皆さんがゼロの人だっていうだからね、所得、国保というのは。 29年度は59人、9人ふえているんですけれども、30年度は59人で9人ふえて いるんですけれども、50人の方がさっきの200万円以下ですよ、84.7%とい うようなね、やはり低所得者の皆さんにとっては重い保険料なんです。 私は、そういった点で、やはり県の納付金というのは、町長ね、我々が決め ることじゃねえんでね。県の各係の皆さんが決めることで、私たちはそれを いかに間に合わせるかということが仕事であって、それとあわせて国保税を どういうふうに集める、あるいは行政がどう応援するかというようなことな んです。ですから、均等割なんかをぜひということで町長も県のほうからい ろいろ言われて、それ以上言われたらかわいそうだと思って私も緩めたんで すけれども、町長ね、1歳の子供が後期高齢者、75歳以上のお年寄りの医療 費を払わされているんですね。1歳、そんな子供まで、頭数(あたまかず) の中で均等割といっていて国保税を納めているわけです。もうそんなこと は、社会性からいったって何いったって合う話じゃないわけです。それで、 私は、やはり今度はしっかりと提案をして、検討してもらいたいということ で、きょう、資料の6ページにやはり均等割、平等割という税金の取り方そ のものが国保税を高くしているということからしまして、やはりこれまで第 3子以上ということで町も努力してきましたけれども、私は少なくとも子供 の分ぐらいは行政として考えていくと、金額にすれば190万ばっかりあるん です。この190万円でね、いわゆる低所得者で子供が多いと言われる皆さん は物すごく助かるんです。ですから、私は何ですかな、今度こんなにないに しても、町長の3月の答弁からすれば、係の人がどうしたもんだいというよ うな話ぐらいしてくれると思ったら、1.5%の値上げ、今度の諮問に出てき たやつだって1%の値上げだったんですよね、0.8と0.2だから。ですから、 そういう値上げ案だったわけですよ。だから、ぜひ町長ね、私はこれから考 慮してもらいたいというのは、この6ページの資料、この部分でのやはり国 保加入者の皆さんの重税と言われる部分をぜひとも考えていただきたいと。 全国には、いつも運協で資料は出ているんですけれども、この枠が広がって いるんです。最近、また運協の委員の新津さんが、名簿に出ていた各自治体 に全部電話をしまして、予算がどうなっているんだというようなのを調べて いただいたんですけれども、26の市町村で、もう市段階ですと1,400万から と、1,600万というような国保の規模大きいわけですから、そういう努力を して、国に対しても県に対しても、これは私たちの市や町でやる仕事だと、 自治事務であるからそんないろいろ言うなということで、頑張っている市町 村がふえているわけです。私は、ぜひこの小海町からも、やはり国に対して ね、もう少しそういった部分での市町村その応援とあわせて、そういった方 向を目指して町もいま一歩歩き出していくというような取り組みを、係の皆 さん含めて考えていただきたいというふうに思うんですけれども、いかがで しょうか。

# 町 長

10番議員におかれましては、運営協議会の中の委員長さんということで、またその中で新津さんという非常にその筋に明るい方がおいでになるということで、私も勉強させてもらっているわけなんですけれども、おっしゃることは大変まともなことであり、そして我々の向かう方向ではあるかと思いますので、そういった方向での研究を十分させていただいて、また10番議員さんにおかれましては、運営協議会の委員長さんということでぜひまた案を賜ったり、相談をさせていただきたいと思います。

#### 10番議員

国保は、数字ばっかり並んでいてなかなか大変ですけれども、例えば30年の 決算見込みというか、今度の4号補正でも補正予算で出ているんですけれど も、平成31年の繰越金のときに、予算のときに繰越金を3,000万円見ている んですよね。ところが、今度の4号補正の中では予備費として3,900万と、 900万円以上の予備費が元年度のほうへ繰り越せるというような見通しも立 ってきているという点では、私はこれまでのような医療費がふえたら払うお 金がふえるというような制度とは違うもんですから、町としてもぜひ前向き に考えてやっていただければと、またそういった提案がしていただければと いうふうに強く要望して、2番目のほうへ移っていきたいと思います。2番 目の野良猫対策についてということで、その後の対応はということで通告し てありますけれども、6月、9月、12月という各定例会で粘っこくこのお願 いをやってきまして、行政のほうといたしましてもホームページなども直し ていただいたり、いろいろ住民の皆さんへの広報という点でお願いもしてき ました。やってきていただきました。そういう中で、3月議会では、きょう の資料の何ページですか、これは。5ページのところに町長の答弁があるん ですけれども、動物愛護ということは大変これ大切なことだと思いますけれ ども、人間の生活を壊してまではという話にはいかないと思うと。先日のテ レビ放映でありました小学校5年生がクラウドファンディングによるSN S等々の呼びかけで、100匹を超える猫を自力で捨て猫を引き取って、そし て飼い主さんを見つけてというような行為をしているような、これテレビ放 映でしたっけね、町長答えられましたけれども、ありました。「そういった ものを掘り下げて研究した中で、やはり愛護の精神にのっとった施策を立て ていきたいと思っております」という答弁をされています。ぜひそういった 点で、担当のその後の取り組みといいますか、そういった点をまず聞かせて いただきたいと思います。

# 町民課長

それでは、3月以降の対応ということでご説明を申し上げます。3月議会の一般質問で井出議員さんからのご質問に対しまして、野良猫対策のそれまでの取り組みとしては、区長会での調査の依頼、ホームページへの掲載などの取り組みをご報告させていただきました。また、新たな年度からは、さらに効果的な広報活動を実施していくよう答弁させていただいたところでございます。今年度に入りまして現在、全国の自治体の取り組みについての調査研究をしておるところでございます。例えば、神戸市におきましては、不妊や去勢手術の費用を公費で全額負担する制度を実施しているという事例、また、茨城県では猫の個体識別ができるマイクロチップの装着や終生飼育する。また、みだりな繁殖の防止などの適切な繁殖管理を飼い主に求める条例の制定といった取り組みが挙げられております。県内で不妊や去勢手術に対する助成事業を行っているというのは、前にもお話ししたかもわかりませんけれども、市町村という単位でいきますと7つの市町村、それからそのほかに長野県の動物愛護協会の上小支部、上伊那支部、飯伊支部という3つの支部、この中に幾つかの市町村が含まれているという意味でございますが。そ

れからもう一つは、長野県獣医師会の上小支部、諏訪支部といった2つの支部で助成事業がされております。佐久地域におきましては、佐久市で佐久市内在住の個人または市内で活動する団体で、佐久市内の動物病院において飼い猫及び飼い主のいない猫の不妊・去勢手術を実施された方を対象として、不妊手術は5,000円、去勢手術は3,000円を上限として助成しておると。こういった全国の取り組みについて引き続き調査研究しまして、効果的な広報活動を続けることとあわせて、助成金の創設等も検討に入れていきたいと考えております。以上でございます。

# 10番議員

その後、さまざま全国の取り組みだとか町村の取り組みというのを調べてい ただいたりしながら、またという話ですけれども、私もちょっと調べてみま してね。長野市だとか、村では泰阜村だとか下條村、須坂市だとか小布施町 とか高山村というようなところが不妊手術に5,000円とか、町によっては去 勢手術5,000円、3,000円というような具体的な取り組みをされているところ を見つけたわけですけれども、私、ひとつ各町村のいろいろの補助基準を見 ると、飼い猫に対しての補助なんですよね。よく考えてみたら、町長、野良 猫というのは飼い猫から生まれるだよね。飼い猫がだんだんふえていって外 へ出て、外でふえるというのがどうも野良猫の流れのように、私はいろいろ 調べていったり、よその町村の補助基準なんか調べていったら、ああ、やは りそういう流れの中で野良猫がふえていくんだなということを今回ちょっ と勉強させてもらったわけです。ですから、そういった意味では、飼い猫の 皆さんにいろいろの点でご協力をいただくというのはもちろんであります けれども、飼い猫対策としての不妊・去勢手術という部分を町としてもぜひ とも研究していただきたいと。実は、ある家で、3月にこのくらいだった猫 が3匹いるんですが、こんなになっちゃったですよね。ですから、いつか、 3年で2,000匹になるみたいな話を私して、町のホームページでもその資料 を載せてもらったんですけれども、やはり近々に飼い猫対策として考えてい く必要があるではないかというふうに思いますけれども、町長、ちょっと今 までのこの報告や、そんな聞いた町長の思いでいいですから、聞かせていた だければと思います。

#### 町 長

猫、余り私得意じゃなくて、彼らがいるとくしゃみが出てとまらないというような症状になりますので、余り近づかないのが実情でございますが、今、10番議員さんおっしゃるとおり、飼い猫に対する飼い主のモラルというものは非常に大切じゃないかと思います。ですから、そこからの発信源であるということになれば、今度は不妊、去勢というようなものは、野良ちゃんより

は簡単にできるじゃないかというふうな方向になろうかと思いますので、係のほうとまた研究しまして、予算がどの程度どうであればというような形になろうかと思いますが、私はそういった認識でおりますので、よろしくお願いいたします。

# 10番議員

ぜひ、私もいろいろ勉強しながら、野良猫の原因がそこにあったかというのは、何回もやってくる中でやっとわかったと、私自身がそんな状況でありますし、行政の皆さん、担当の皆さんもそれぞれにまた住民の皆さんの中の状況を見ていただきながら、行政でぜひとも努力していただきたいということを要望したいと思います。私は、ぜひ課長の皆さんそれぞれにこうやって議論をするわけですけれども、町長の言わんとするところ、そういったところをやっぱり端的に町長と話し合っていただきながら、行政をさらに盛り上げていくというようなことを切にお願いし、私の議員としましてもこれはどうだ、あれはどう、粘りっこく訴えていきますもので、力を合わせて、まさに車の両輪としてね、そういった点ではまちづくりを進めていきたいというふうに思いますので、また皆さんのご奮闘をお願いしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

# 議長

以上で第10番 井出薫議員の質問を終わります。

# <u>O 散 会</u>

# 議長

以上で本日の一般質問は終了いたしました。なお、明日の予定といたしまして、11日火曜日午前10時から現地視察を行います。視察場所は、宅老所なごみ、大畑災害復旧現場、音楽堂付近、レストハウスふるさとです。服装は作業着でなく、普通の服でお願いをいたします。また、現地視察終了後、全員協議会を行います。これをもちまして本日は散会といたします。ご苦労さまでした。 (ときに15時29分)

|   |   | 令 和 元 年 第 2 回                                |
|---|---|--|
|   |   | 小海町議会定例会会議録                                  |
|   |   | 「第 8 日」                                      |
|   | * | 開会年月日時 令和元年6月11日 午後 1時12分                    |
|   | * | 閉会年月日時 令和元年6月11日 午後 1時21分                    |
|   | * | 開会の場所 小海町議会議場                                |
|   |   |  |
|   |   | 会議の経過  |
|   |   | <u>〇 開 会</u>                                 |
| 議 | 長 | 皆さん大変ご苦労様です。本日臨時本会議を開催いたしましたのは理事者            |
|   |   | 側より令和元年度一般会計補正予算第1号について訂正、差し替えがある            |
|   |   | ということで臨時の会議要請がございましたので、昨日議会運営委員会を            |
|   |   | 開催致しまして臨時本会議を行うこととしました。急なことで申し訳ござ            |
|   |   | いませんがこれより臨時本会議を開催いたします。只今の出席議員数は12           |
|   |   | 人全員であります。定足数に達しておりますのでこれより本日の会議を開            |
|   |   | きます。   |
|   |   | 〇 議事日程報告                                     |
|   |   | <u>O                                    </u> |
| 議 | 長 | 本日の議事日程はお手元に配布申し上げたとおりであります。                 |
|   |   | 本日、会議事件説明のため出席を求めた者は、町長・副町長・教育長・会            |
|   |   | 計管理者・各課長・教育次長・所長であります。                       |
|   |   |  |
|   |   | <u>〇「町長あいさつ」</u>                             |
| 議 | 長 | まず、町長より挨拶をお願いします。                            |
|   |   | 黒澤町長。  |
| 町 | 長 | 皆様改めてお疲れ様です。本日は急きょ本会議をお願いたところお取り             |
|   |   | 計らいいただきありがとうございます。本日お願い申し上げますのは議             |
|   |   | 案第20号令和元年度小海町一般会計補正予算第1号の訂正についてでご            |
|   |   | ざいます。詳しくは副町長から説明を申し上げますが、人事異動に伴い             |
| 1 |   |  |

ます人件費の計上に一部計上漏れがあったことについてのご指摘をいた

|       | だき、今回訂正をお願いするものでございます。何卒ご理解を賜ります    |
|-------|-------------------------------------|
|       | ようお願いとお詫びを申し上げまして挨拶と致します。よろしくお願い    |
|       | 致します。                               |
|       |                                     |
|       | 日程第 1 「議案第 2 0 号 令和元年度小海町一般会計       |
|       | 補正予算(第1号)」の訂正について」                  |
| 議長    | 日程第1、「議案第20号 令和元年度小海町一般会計補正予算(第1号)」 |
| 112   | の訂正についてを議題とします。                     |
|       | 副町長に説明を求めます。                        |
|       | (副町長説明)                             |
| 議長    |                                     |
|       | 質疑のある方は挙手をお願いします。                   |
|       | (質疑なし)                              |
| 議長    | これで質疑を終わります。これから討論を行います。            |
|       | 討論のある方は挙手をお願いいたします。                 |
| 8番議員  | この件に関しては、まぁ人間だれしも間違いを起こすわけなんですけれ    |
|       | どあまりにも初歩的なミスなので二度とこのようなことが起こらないよ    |
|       | う、まぁ役場内でシステムといいますか、チェック機能といいますか、    |
|       | それをもう少し勉強していただいてこのような事故が起こらないよう努    |
|       | 力していただきたいと思いますけれど。よろしくお願い致します。      |
| 議長    | 8番、賛成の討論ですか、反対の討論ですか。               |
| 8 番議員 | 賛成です。                               |
| 議長    | 他に討論のある方はございますか。これで討論を終わります。        |
|       | お諮りします。ただ今町長からの申し出のとおり、議案第20号を訂正    |
|       | することに賛成の方の挙手を求めます。                  |
|       | (挙手全員)                              |
| 議長    | 挙手全員と認めます。したがって、町長からの申し出のとおり、訂正す    |
|       | ることに決定いたしました。                       |
|       | <u> </u>                            |
|       | <u>〇 散 会</u>                        |
|       |                                     |
| 議長    |                                     |
|       | 全員協議会は、午後1時40分から再開しますのでお願いいたします。    |
|       | ご苦労様でした。                            |

|   |   | 令 和 元 年 第 2 回                                 |
|---|---|---|
|   |   | 小海町議会定例会会議録                                   |
|   |   | 「第 17 日」                                      |
|   | * | 開会年月日時 令和元年6月20日 午後 2時00分                     |
|   | * | 閉会年月日時 令和元年6月20日 午後 4時44分                     |
|   | * | 開会の場所 小 海 町 議 会 議 場                           |
|   |   |   |
|   |   | 会議の経過   |
|   |   | O 88 A  |
|   |   | <u>〇 開                                   </u> |
| 議 | 長 | 皆さんこんにちは。令和元年度第2回定例会ですが、本日最終日でありま             |
|   |   | す。6月4日より審査をしてまいりました議案につきまして、本日は採決             |
|   |   | を行いますのでよろしくお願いを致します。只今の出席議員数は12人で             |
|   |   | あります。定足数に達しておりますのでこれから本日の会議を開きます。             |
|   |   |   |
|   |   | <u>〇 議事日程報告</u>                               |
| 議 | 長 | 本日の議事日程は、お手元に配布申し上げたとおりであります。                 |
|   |   | 日程第1 「諸般の報告」                                  |
|   |   |   |
| 議 | 長 | 日程第1、「諸般の報告」を行います。                            |
|   |   | 議長としての報告は、議事日程つづりの 3 ページ、4ページに申し上げ            |
|   |   | てございますので、ご確認の程をお願いいたします。その他、報告事項              |
|   |   | のある方は、お願いいたします。以上で諸般の報告を終わります。                |
|   |   | 口和第2、「行政起失」                                   |
|   |   | <u>日程第 2 「行政報告」</u>                           |
| 議 | 長 | 日程第2「行政報告」を行います。町長から報告がありましたら、お願い             |
|   |   | いたします。黒澤町長。                                   |
| 町 | 長 | 皆さんこんにちは。本日最終日となりましたが、17日間に及ぶ第2回              |
|   |   | 定例会、大変お疲れ様でした。本日はすべての議案について可決、ご決              |
|   |   | 定を賜りますようよろしくお願いします。なお、単身者用町営住宅の契              |
|   |   | 約議決を本日追加議案としてお願い申し上げますので合わせてよろしく              |

お願いいたします。それでは1件ご報告を申し上げます。皆様のお手元に資料をお配りしてございますが12日に小海原のゴルフ場跡地に建設された小海高原太陽光発電所の運転セレモニーが行われ出席いたしました。規模等についてはご覧の通りですが、総事業費は30億余円とのことで、固定資産税の評価をしてみないと正確な数字は申し上げられませんが、来年度から2,000万円を超える固定資産税が見込まれております。以上報告とさせいただきます。

# 議 **長** 他に行政報告がありましたらお願いいたします。

教育長【中学校組合議会第1回臨時会の報告】

# 議 長 以上で行政報告を終わります。

本日、会議事件説明のため出席を求めたものは、町長・副町長・教育長・ 会計管理者・各課長・教育次長・所長であります。

ここで議会事務局長より発言を求められておりますのでこれを許します。 井出議会事務局長。

## 議会事務局長

ここで第6番有坂議員への南佐久郡町村議会議長会より感謝状の贈呈がありましたのでご報告をさせていただきます。恐れ入りますが鷹野議長より有坂議員への感謝状の贈呈をお願いしたいと思います。それでは有坂議員前の方へよろしくお願いいたします。

## (感謝状の贈呈)

## 議会事務局長

恐れ入ります。有坂議員より一言ご挨拶をお願できればと思います。よろしくお願いします。

#### 6番議員

議会開催日にあたり貴重な時間を頂戴しましてただいま感謝状が授与されました。私はですね議員になる前もなってからも、このような大きな額なんていうのは身の丈にあわないと思っていましたもんで、うちの方もそういう風に作ってありません。なもんで、今日うちへ帰ったら女房と相談してうちの方のリフォームでもして、この感謝状が飾れるようにリフォームの助成を申請しようかと思ってます。2年前、この十七期の議員の皆さんに全員一致で推挙され議長となったんですけれども、佐久広域、南部広域の議長会と経験することない経験をさせていただきました。これからはその経験を糧としてまた2年間任期がありますもんで、そのために頑張りたいと思っています。いずれにしましても十七期の議員の皆さん、二年ありましたもんで、新井前町長、そして黒澤町長と来たわけですけれども、そのすべての理事者の皆さん、それから議会事務局、そして職員の皆さん、そのすべての皆さんに感謝を申し上げまして挨拶とさせていただきます。

# 議会事務局長

ありがとうございました。以上でごさいます。

有坂辰六議員、おめでとうございました。今後もご活躍を期待するととも 議 長 に、ご指導をよろしくお願いしたいと思います。それではここで暫時休憩 (ときに 14 時 09 分) と致します。 〇 議案の上程 (ときに14時17分) 議 長 再開します。 それでは順次議案を上程いたします。 日程第3 「議員派遣の件」 議 日程第3、「議員派遣の件」を上程します。 長 事務局長に朗読を求めます。 (事務局長朗読) 議 朗読が終わりました。お諮りいたします。 長 議事日程つづりの6ページ7ページに申し上げた「議員派遣の件」のとお り、議員を派遣したいと思います。これにご異議ございませんか。 (異議なし) 議 異議なしと認めます。 したがって、議事日程つづりの6ージ、7ページ 長 に記載のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。 日程第4 「承認第1号」 議 長 日程第4、承認第1号 「小海町税条例等の一部を改正する条例について」を議題といたします。 本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長よ り審査結果の報告を求めます。

総務産業常任委員長 小池捨吉 君。

(委員長報告―承認と決定)

議 **長** 委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方は、挙手をお願いします。

(質疑なし)

**長** これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手 をお願いいたします。

(討論なし)

| 議 | 長 | これで討論を終わります。これから承認第1号を採決いたします。    |
|---|---|-----------------------------------|
|   |   | 委員長の報告は、承認であります。承認第1号を委員長報告のとおり、  |
|   |   | 承認することに賛成する方の挙手を求めます。             |
|   |   | (举手全員)                            |
| 議 | 長 | 挙手全員と認めます。したがって承認第1号は、委員長報告のとおり承  |
|   |   | 認する事に決定いたしました。                    |
|   |   |                                   |
|   |   | 日程第5~8号 「承認第2号~承認第5号」             |
|   |   |                                   |
| 議 | 長 | 日程第5、承認第2号から日程第8、承認第5号までについては一括し  |
|   |   | て議題といたします。本案については、予算決算常任委員会に付託して  |
|   |   | ありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。         |
|   |   | 予算決算常任委員長 井出幸実 君。                 |
|   |   | (委員長報告―承認と決定)                     |
| 議 | 長 | 委員長報告に対する質疑は、全議員出席の委員会でございますので省略  |
|   |   | したいと思います。これにご異議ございませんか。           |
|   |   | (異議なし)<br>·                       |
| 議 | 長 | これより承認第2号「平成30年度小海町一般会計補正予算(第6号)  |
|   |   | について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。 |
|   |   | (討論なし)                            |
| 議 | 長 | これで討論を終わります。これから承認第2号を採決いたします。    |
|   |   | 委員長の報告は、承認であります。承認第2号を委員長報告のとおり、  |
|   |   | 承認することに賛成する方の挙手を求めます。             |
|   |   | (挙手全員)                            |
| 議 | 長 | 挙手全員と認めます。したがって承認第2号は、委員長報告のとおり承  |
|   |   | 認する事に決定いたしました。                    |
| 議 | 長 | つづいて承認第3号「平成30年度小海町国民健康保険事業特別会計補  |
|   |   | 正予算(第4号)について」の討論を行います。            |
|   |   | 討論のある方は挙手をお願いいたします。               |
|   |   | (討論なし)                            |
| 議 | 長 | これで討論を終わります。これから承認第3号を採決いたします。    |
|   |   | 委員長の報告は、承認であります。承認第3号を委員長報告のとおり、  |
|   |   | 承認することに賛成する方の挙手を求めます。             |
|   |   | (挙手全員)                            |
| L |   |                                   |

| 議 | 長 | 挙手全員と認めます。したがって承認第3号は、委員長報告のとおり承 |
|---|---|----------------------------------|
|   |   | 認する事に決定いたしました。                   |
| 議 | 長 | つづいて承認第4号「平成30年度小海町介護保険事業特別会計補正予 |
|   |   | 算(第4号)について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願 |
|   |   | いいたします。                          |
|   |   | (討論なし)                           |
| 議 | 長 | これで討論を終わります。これから承認第4号を採決いたします。   |
|   |   | 委員長の報告は、承認であります。承認第4号を委員長報告のとおり、 |
|   |   | 承認することに賛成する方の挙手を求めます。            |
|   |   | (挙手全員)                           |
| 議 | 長 | 挙手全員と認めます。したがって承認第4号は、委員長報告のとおり承 |
|   |   | 認する事に決定いたしました。                   |
| 議 | 長 | つづいて承認第5号「平成30年度小海町後期高齢者医療特別会計補正 |
|   |   | 予算(第3号)について」の討論を行います。            |
|   |   | 討論のある方は挙手をお願いいたします。              |
|   |   | (討論なし)                           |
| 議 | 長 | これで討論を終わります。これから承認第5号を採決いたします。   |
|   |   | 委員長の報告は、承認であります。承認第5号を委員長報告のとおり、 |
|   |   | 承認することに賛成する方の挙手を求めます。            |
|   |   | (举手全員)                           |
| 議 | 長 | 挙手全員と認めます。したがって承認第5号は、委員長報告のとおり承 |
|   |   | 認する事に決定いたしました。                   |
|   |   |                                  |
|   |   | <u>日程第9 議案第15号</u>               |
| 議 | 長 | 日程第9、議案第15号「小海町積立金条例の一部を改正する条例につ |
|   |   | いて」を議題といたします。本案については、総務産業常任委員会に付 |
|   |   | 託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。     |
|   |   | 総務産業常任委員長の池捨吉の君。                 |
|   |   | (委員長報告―可決と決定)                    |
| 議 | 長 | 委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方は、挙手をお願いし |
|   |   | ます。                              |
|   |   | (質疑なし)                           |
| 議 | 長 | これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙 |
|   |   | 手をお願いいたします。                      |

|    | (討論なし)                            |
|----|-----------------------------------|
| 議長 | これで討論を終わります。これから議案第15号を採決いたします。   |
|    | 委員長の報告は、可決であります。議案第15号を委員長報告のとおり、 |
|    | 可決することに賛成する方の挙手を求めます。             |
|    | (举手全員)                            |
| 議長 | 挙手全員と認めます。したがって議案第15号は、委員長報告のとおり  |
|    | 可決する事に決定いたしました。                   |
|    |                                   |
|    | 日程第10 「議案第16号」                    |
|    |                                   |
| 議長 | 日程第10、議案第16号「小海町国民健康保険税条例の一部を改正す  |
|    | る条例について」を議題といたします。本案については、民生文教常任  |
|    | 委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 |
|    | 民生文教常任委員長 古谷 恒晴 君。                |
|    | (委員長報告―可決と決定)                     |
| 議長 | 委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方は、挙手をお願いし  |
|    | ます。                               |
|    | (質疑なし)                            |
| 議長 | これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙  |
|    | 手をお願いいたします。                       |
|    | (討論なし)                            |
| 議長 | これで討論を終わります。これから議案第16号を採決いたします。   |
|    | 委員長の報告は、可決であります。議案第16号を委員長報告のとおり、 |
|    | 決定することに賛成する方の挙手を求めます。             |
|    | (举手全員)                            |
| 議長 | 挙手全員と認めます。したがって議案第16号は、委員長報告のとおり  |
|    | 可決する事に決定いたしました。                   |
|    |                                   |
|    | <u>日程第11 「議案第17号」</u>             |
|    |                                   |
| 議長 | 日程第11、議案第17号「小海町介護保険条例の一部を改正する条例  |
|    | について」を議題といたします。本案については、民生文教常任委員会  |
|    | に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。    |
|    | 民生文教常任委員長 古谷 恒晴 君。                |
|    | (委員長報告―可決と決定)                     |

|   |   | <del>,</del>                      |
|---|---|-----------------------------------|
| 議 | 長 | 委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方は、挙手をお願いし  |
|   |   | ます。                               |
|   |   | (質疑なし)                            |
| 議 | 長 | これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙  |
|   |   | 手をお願いいたします。                       |
|   |   | (討論なし)                            |
| 議 | 長 | これで討論を終わります。これから議案第17号を採決いたします。   |
|   |   | 委員長の報告は、可決であります。議案第17号を委員長報告のとおり、 |
|   |   | 決定することに賛成する方の挙手を求めます。             |
|   |   | (举手全員)                            |
| 議 | 長 | 挙手全員と認めます。したがって議案第17号は、委員長報告のとおり  |
|   |   | 可決する事に決定いたしました。                   |
|   |   |                                   |
|   |   | 日程第12 議案第18号                      |
|   |   |                                   |
| 議 | 長 | 日程第12、議案第18号「小海町給水条例の一部を改正する条例につい |
|   |   | て」を議題といたします。本案については総務産業常任委員会に付託して |
|   |   | ありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。         |
|   |   | 総務産業常任委員長 小池捨吉 君。                 |
|   |   | <br>(委員長報告—可決と決定)                 |
| 議 | 長 | 委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方は、挙手をお願いし  |
|   |   | ます。                               |
|   |   | (質疑なし)                            |
| 議 | 長 | これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙  |
|   |   | 手をお願いいたします。                       |
|   |   | (討論なし)                            |
| 議 | 長 | これで討論を終わります。これから議案第18号を採決いたします。   |
|   |   | 委員長の報告は、可決であります。議案第18号を委員長報告のとおり、 |
|   |   | 決定することに賛成する方の挙手を求めます。             |
|   |   | (挙手全員)                            |
| 議 | 長 | 挙手全員と認めます。したがって議案第18号は、委員長報告のとおり  |
|   |   | 可決する事に決定いたしました。                   |
|   |   |                                   |
|   |   | 日程第13 議案第19号                      |

| 議 | 長 | 日程第13、議案第19号「小海町消防団員の定員・任免・給与・服務等 |
|---|---|-----------------------------------|
|   |   | に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案 |
|   |   | については民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審  |
|   |   | 査結果の報告を求めます。総務産業常任委員長 古谷恒晴 君。     |

(委員長報告―可決と決定)

議 **長** 委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方は、挙手をお願いします。

(質疑なし)

**長** これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙 手をお願いいたします。

(討論なし)

議 長 これで討論を終わります。これから議案第19号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。議案第19号を委員長報告のとおり、 決定することに賛成する方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員と認めます。したがって議案第19号は、委員長報告のとおり 可決する事に決定いたしました。

# 日程第14 議案第20号

議 長 日程第14、議案第20号「令和元年度小海町一般会計補正予算(第1号) について」を議題といたします。本案については予算決算常任委員会に付 託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。予算決算 常任委員長 井出幸実 君。

(委員長報告―修正可決と決定)

(委員会からの要望事項―2件)

## 〈予算決算常任委員会要望事項〉

- 1 予算を提案する際には、しっかりと調査研究されたい。
- 2 林業事業者への支援強化をすると共に植栽等による造林事業を含め 計画的な森林整備を進められたい。
- 議 長 委員長報告に対する質疑は、全議員出席の委員会でありますので省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 **長** ただ今の、予算決算常任委員会からの要望事項に対する町長の答弁を求めます。黒澤町長。

# 〈予算決算常任委員会要望事項に対する答弁〉

- 1. 予算を提出する際にはしっかりと調査、研究させていただきます。
- 2. 植林、育林等につきまして、持続可能な森林計画を確保していくよう 森林組合 等、林業事業者にその指導をしてまいります。

| 議 | 長 | これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。  |
|---|---|----------------------------------|
|   |   | (討論なし)                           |
| 議 | 長 | これで討論を終わります。これから議案第20号を採決いたします。委 |
|   |   | 員長の報告は、修正可決であります。議案第20号を委員長報告のとお |
|   |   | り、修正部分について可決とすることに賛成する方の挙手を求めます。 |
|   |   | (挙手少数)                           |
| 議 | 長 | 挙手少数と認めます。したがって議案第20号の修正案は否決されまし |
|   |   | た。次に議案第20号の原案について採決します。原案に賛成の方の挙 |
|   |   | 手を求めます。                          |
|   |   | (举手多数)                           |
| 議 | 長 | 挙手多数と認めます。したがって議案第20号は原案の通り可決する事 |
|   |   | に決定致しました。                        |
|   |   | ここで休憩と致します。 (ときに 14 時 51 分)      |

日程第15「陳情第3号」日程第19「陳情第7号」日程第22「発議第2号」

議 **長** | 再開します。

(ときに 15 時 10 分)

日程第15、陳情第3号、日程第19、陳情第7号「辺野古新基地建設の即時中止と普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情」及び日程第22、発議第2号「辺野古新基地建設の即時中止と普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の提出について」は関連がありますので、一括して議題といたします。

陳情第3号及び陳情第7号については、総務産業常任委員会に付託して

ありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。

総務産業常任委員長 小池捨吉 君。

(委員長報告―採択と決定)

議長

委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方は、挙手をお願いし ます。

(質疑なし)

議長

これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。8番篠原義從君。

# 8番議員

私は反対の立場で討論をさせていただきます。1996年、当時の橋本首相 とクリントン大統領との間で返還協定が結ばれ、普天間基地は返還され ることになりました。私も大変喜んだ記憶がございます。ところが代替 基地の問題が難航し遅れに遅れて現在に至っております。私は世界一危 険な普天間基地を一日も早く返還していただき、宜野湾市民に安全、安 心な生活を送っていただきたい。そして、代替地辺野古では皆さんご承 知のとおり、着々と建設工事が進んでいます。私は色々言わないで一日 も早く宜野湾市民と周辺地域住民の安心、安全を取り戻しそして基地跡 の広大な土地を沖縄県の復興発展の為に利用し、そして使いきれないほ どの復興支援金を交付していただき、沖縄の復興発展を実現させていた だきたい。因みに先日、とある演説会に行きましたら群馬の八ッ場ダム は計画から67年、で、つい先日私も知らなかったんですけどコンクリー トの打ち止め式というものがあるそうでそれが終わって完成ということ で67年かかったそうです。まぁこれから辺野古がいつ完成して、世界一 危険な普天間が何十年後に帰ってくるかわかりませんけれども、まぁー 日も早い返還を求めて反対の討論とさせていただきます。以上です。

# 議 **長** │他に討論のある方は挙手を願います。2番 渡辺均君。

## 2番議員

ただ今反対の討論がありましたけれども、今回の陳情書の主旨は賛成、 反対を超えて国民的議論でこの問題を検討すべきではないかということ が本意に記された陳情書になっております。国民的な審議を行う、要は 審議をしっかり尽くそうという提案に対してこれを反対するということ は議会が自らの首を絞める行為だと私は思います。審議は審議、きちっ としてというこの陳情書は、賛成する方も反対する方も同じテーブルで もう1度審議しましょうという提案であります。そのことの主旨を踏ま えてぜひこれは採択すべきであると私は考えておりますのでそこを慎重 にご検討頂いて採択の方向で検討していただきたいと思います。以上で す。

| 議長       | 他に討論のある方は挙手をお願いします。これで討論を終わります。こ                                     |
|----------|--|
|          | れから陳情第3号及び陳情第7号を採決いたします。委員長の報告は、                                     |
|          | 採択であります。陳情第3号及び陳情第7号を委員長報告のとおり、決                                     |
|          | 定することに賛成する方の挙手を求めます。   |
|          | (举手多数)   |
| 議長       | 挙手多数と認めます。したがって陳情第3号及び陳情第7号は、委員長                                     |
|          | 報告のとおり採択することに決定いたしました。   |
| 議長       | 事務局長に発議第2号の朗読を求めます。  |
|          | (事務局長朗読)   |
| 議長       | 朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。  |
|          | 第2番 渡辺均 君。   |
|          | (提出者説明)  |
| 議長       | 説明が終わりました。これから質疑を行ないます。質疑のある方は、挙                                     |
|          | 手をお願いします。  |
|          | (質疑なし)   |
| 議長       | これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙                                     |
|          | 手をお願いいたします。8番 篠原義從君。   |
| 8番議員     | 先程と同じような陳情ですので、まぁダブった討論もいけませんので、                                     |
|          | 若干感じたことを述べます。まあ1番、まぁ今渡辺議員が言ったことも                                     |
|          | 最もだと思います。国民的な審議どうのこうのって。でも、我々が一番                                     |
|          | 直視しなければいけないのは、今それが決まって通り過ぎて建設が進ん                                     |
|          | でいると、今日も明日もどんどん埋め立てが行われて進んでいくという                                     |
|          | ことも直視しなければいけない。そこを考えた時には私は1日も早く辺                                     |
|          | 野古基地を完成させて普天間の宜野湾市民、地域住民の安心、安全を早                                     |
|          | く取り戻すと。で跡地を沖縄復興の為に使うということが賢明だと私は                                     |
| 議長       | 思っております。以上です。<br>反対ですか賛成ですか、はっきり言ってください。                             |
|          |  |
| 8番議員     | 反対です。  |
| 議 長      | 他に討論のある方は挙手をお願い致します。10番 井出薫君。  |
| 10 番議員   | 私は本意見書案に対して、賛成、採択の立場で討論したいと思います。<br>小海町議会では辺野古の問題、普天間の問題はこれまでも何回となく話 |
|          | し合って参りました。今回の意見書は辺野古新基地建設に対して沖縄県                                     |
|          | 民が再三にわたって同意をしていないという事実、それから普天間基地                                     |
|          | の危険性が益々と明らかになっていると、そういう観点での意見書の提                                     |
|          | 出となっているとうふうになっていると私は思っています。今の沖縄の                                     |
| <u> </u> |  |

# 10 番議員

現状を見た時、日本の安全を見た時に辺野古の新基地建設、或いは普天 間の運用停止こそ、緊急に重要であるということは誰もが感ずるところ ではないでしょうか。この佐久地域においても最近は米軍の飛行機が低 空飛行をする、地域住民に恐怖を与えているというような、そういった 米軍の訓練が行われ、我が小海町においても自衛隊の飛行機でしょうか、 低空飛行をやっているというようなことが益々激しくなっております。 そういった観点からも米軍基地、或いは普天間基地、こういったもの、 日本の安全の問題、改めて見直す必要があるのではないかという風に思 います。更に辺野古新基地建設工事は始まってるからやったほうがいい と言われるわけでありますけれども、まず住民に合意がないこと、県の 自治権を踏み破っていることは明らかであります。また日本のこれまで の埋め立て工事技術から見た時にあの基地の工事の深さって言うですか ね、それが今までにやったことのない事業だと、実際これから何年かか かって、お金がいくらかかるかわからん。というようなことも縷々明ら かになっているわけであります。そういった時に民主主義及び憲法の規 定に基づいて一地域への一方的な押し付けとならないように、公正、民 主的な手続きにより解決を求めているわけであります。ぜひ、国でも一 日も早くこうした動きになるように強く要望する必要があると思い本案 を賛成と致します。

## 議長

他に討論のある方は挙手を願います。これで討論を終わります。これから発議第2号を採決いたします。提出者の説明のとおり、発議第2号に 賛成する方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長

挙手多数と認めます。したがって、発議第2号は原案のとおり可決され、 関係機関に提出することといたします。

# <u>日程第21 「陳情第9号」</u>

# 議長

日程第21、陳情第9号「米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情」についてを議題を致します。陳情第9号については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。総務産業常任委員長小池捨吉君

(委員長報告―みなし不採択と決定)

議長

委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方は、挙手をお願いします。3番 井出幸実君。

| _      |                                   |
|--------|-----------------------------------|
| 3番議員   | 委員長、申し訳ないですけどみなし不採択というのは、みなし採択っち  |
|        | ゃーなんとなく分るだけどみなし不採択っていうのはどういうことなの  |
|        | か私としては理解できないでいる訳なんですけれど、その辺をお願いし  |
|        | たいのと、議論の中で前に普天間基地と辺野古、前の前の陳情のやつと  |
|        | ある程度関連のある、同地域を限定した陳情だと理解しているんですよ、 |
|        | まぁ内容はそれぞれ違うと思うけれど。ただそれに絡んでみなし不採択  |
|        | っていう風にしたのかそうなのかちょっとわかりませんけれども、申し  |
|        | 訳ないですけれどみなし不採択ってどういうことなんですか。      |
| 5番議員   | 先程採択されました、陳情3号と陳情7号とですね、今回の陳情9号と  |
|        | は相反するということでもって片方が採択されると、まぁ片方は不採択  |
|        | ということになるということです。                  |
| 3番議員   | ってなれば、俺思ってたんですけれどもみなしをとってもいいじゃねぇ  |
|        | かと。みなしという言葉があるということは不採択とみなすということ  |
|        | だけども、採択か不採択しかないという風に解釈して、継続という言葉  |
|        | は使ってもいいけれども、ある程度例外的なことだという風に思ってま  |
|        | す。で、できれば不採択としてみなすんであれば不採択という言葉でし  |
|        | めていいんじゃねぇかと思うんですけれども、その辺すみません。    |
| 議会事務局長 | 総務常任委員会において、今回の件につきまして陳情3号、7号の方、  |
|        | 採択させていただきました。それに関連して今回の基地の建設中止、そ  |
|        | れからこちらは基地促進とそういう形で相反するものだという風に委員  |
|        | 会の方で認めまして、委員会としてみなし不採択という形をとらせてい  |
|        | ただきました。ということで報告としてもみなし不採択とさせていただ  |
|        | きたいと思います。よろしくお願いいたします。            |
| 3番議員   | みなし不採択というものは、実際どういうものですか、不採択とどう違  |
|        | うんですか。                            |
| 議会事務局長 | 一事不再議ということになりまして、こちら3号、7号をやったあとに  |
|        | またこの9号をやるという風になれば一事不再議という形になるという  |
|        | ことでみなしで不採択をさせていただいたということであります。    |
| 議長     | 他に質疑のある方はございますか。これで質疑を終わります。これより  |
|        | 討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。       |
|        | (討論なし)                            |
| 議長     | これで討論を終わります。これから陳情第9号を採決いたします。委員  |
|        | 長報告は、みなし採択不採択であります。陳情第9号を委員長報告のと  |
|        | おり決定することに賛成する方の挙手を求めます。           |
|        | (挙手多数)                            |

|     |             | T                                |  |
|-----|-------------|----------------------------------|--|
| 議   | 長           | 挙手多数と認めます。したがって陳情第9号は委員長報告のとおりみな |  |
|     |             | し不採択とすることに決定致しました。               |  |
|     |             |                                  |  |
|     |             | <u>日程第16 陳情第4号</u>               |  |
|     | 日程第23 発議第3号 |                                  |  |
| 議   |             | 日程第16、陳情第4号「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求め |  |
| 132 |             | る陳情書」及び日程第23、発議第3号「義務教育費国庫負担制度の堅 |  |
|     |             | 持・拡充を求める意見書の提出について」は関連がありますので、一括 |  |
|     |             | して議題といたします。陳情第4号については、民生文教常任委員会に |  |
|     |             | 付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。    |  |
|     |             | 民生文教常任委員長 古谷恒晴 君。                |  |
|     |             | (委員長報告―採択と決定)                    |  |
| 議   | 長           | 委員長報告に対する質疑を許します。                |  |
|     |             | 質疑のある方は、挙手をお願いします。               |  |
|     |             | (質疑なし)                           |  |
| 議   | 長           | これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙 |  |
|     |             | 手をお願いいたします。                      |  |
|     |             | (討論なし)                           |  |
| 議   | 長           | これで討論を終わります。これから陳情第4号を採決いたします。委員 |  |
|     |             | 長の報告は、採択であります。陳情第4号を委員長報告のとおり、決定 |  |
|     |             | することに賛成する方の挙手を求めます。              |  |
|     |             | (挙手全員)                           |  |
| 議   | 長           | 挙手全員と認めます。したがって陳情第4号は、委員長報告のとおり採 |  |
|     |             | 択することに決定いたしました。                  |  |
| 議   | 長           | 事務局長に発議第3号の朗読を求めます。              |  |
|     |             | (事務局長朗読)                         |  |
| 議   | 長           | 朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。      |  |
|     |             | 第4番 井上 一郎 君。                     |  |
|     |             | (提出者説明)                          |  |
| 議   | 長           | 説明が終わりました。これから質疑を行ないます。質疑のある方は、挙 |  |
|     |             | 手をお願いします。                        |  |
|     |             | (質疑なし)                           |  |
| 議   | 長           | これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙 |  |
|     |             | 手をお願いいたします。                      |  |

|       |    | /¬!¬∧ )   |
|-------|----|---|
|       |    | (討論なし)<br>  |
| 議     | 長  | これで討論を終わります。これから発議第3号を採決いたします。提出                          |
|       |    | 者の説明のとおり、発議第3号に賛成する方の挙手を求めます。                             |
|       |    | (挙手全員)  |
| 議     | 長  | 挙手全員と認めます。したがって、発議第3号は原案のとおり可決され、                         |
|       |    | 関係機関に提出することといたします。  |
|       |    |   |
|       |    | <u>日程第17 「陳情第5号」</u>                                      |
|       |    | <u>日程第24 「発議第4号」</u>                                      |
| =*    |    | 日旬飲まり、味味飲食日「同のまな」また20m「坐勿粉米」 松木又燃の                        |
| 議     | 長  | 日程第17、陳情第5号「国の責任による35人学級推進と、教育予算の                         |
|       |    | 増額を求める陳情書」及び日程第24、発議第4号「国の責任による 35                        |
|       |    | 人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出について」は関連                          |
|       |    | がありますので、一括して議題といたします。陳情第5号については、                          |
|       |    | 民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報                          |
|       |    | 告を求めます。民生文教常任委員長 古谷恒晴 君。                                  |
|       |    | (委員長報告―採択と決定)   |
| 議     | 長  | 委員長報告に対する質疑を許します。   |
|       |    | 質疑のある方は、挙手をお願いします。  |
|       |    | (質疑なし)  |
| 議     | 長  | これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙                          |
|       |    | 手をお願いいたします。   |
|       |    | (討論なし)  |
| 議     | 長  | これで討論を終わります。これから陳情第5号を採決いたします。委員                          |
|       |    | 長の報告は、採択であります。陳情第5号を委員長報告のとおり、決定                          |
|       |    | することに賛成する方の挙手を求めます。                                       |
|       |    | (挙手全員)  |
| 議     | 長  | 挙手全員と認めます。したがって陳情第5号は、委員長報告のとおり採                          |
|       |    | 択することに決定いたしました。   |
| 議     | 長  | 事務局長に発議第4号の朗読を求めます。                                       |
|       |    | (事務局長朗読)  |
| 議     | 長  | 朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。                               |
|       |    | 第9番 的埜美香子 君。  |
|       |    | (提出者説明)   |
| <br>議 | 長  | 説明が終わりました。これから質疑を行ないます。質疑のある方は、挙                          |
| DIX   | 17 | PALYTA IL AL / S CICO CAVA D 見及CCIT'S S 5 1 0 見及CVD'D'B、手 |

|   |        | 手をお願いします。                         |  |
|---|--------|-----------------------------------|--|
|   | (質疑なし) |                                   |  |
| 議 | 長      | これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙  |  |
|   |        | 手をお願いいたします。                       |  |
|   | (討論なし) |                                   |  |
| 議 | 長      | これで討論を終わります。これから発議第4号を採決いたします。提出  |  |
|   |        | 者の説明のとおり、発議第4号に賛成する方の挙手を求めます。     |  |
|   | (挙手全員) |                                   |  |
| 議 | 長      | 挙手全員と認めます。したがって、発議第4号は原案のとおり可決され、 |  |
|   |        | 関係機関に提出することといたします。                |  |
| 1 |        |                                   |  |

# 日程第18 「陳情第6号」

| 議 | 長 | 日程第18、陳情第6号「トレーラ導入に関する補助金の陳情書」を議 |
|---|---|----------------------------------|
|   |   | 題と致します。陳情第6号については総務産業常任委員会に付託してあ |
|   |   | りますので委員長より審査結果の報告を求めます。総務産業常任委員長 |
|   |   | 小池捨吉君。                           |
|   |   |                                  |

(委員長報告―採択と決定)

(委員会から要望事項―1件)

# <委員会からの要望事項>

1. 施業おいては皆伐のままにすることなく植林、育林をしっかりとし、森林の再生をしていく事を森林組合等林業事業者に指導されたい。

議 長 ただ今の、総務産業常任委員会からの要望事項に対する町長の答弁を求めます。

# <町長答弁>

1. 林業従事者の支援についてはどういった支援ができるかを検討して参ります。また植林等による造林事業につきましては森林環境譲与税の有効活用の検討も含め小海町森林計画に沿って計画的に進めて参ります。以上です。

議 長 委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方は、挙手をお願いします。

(質疑なし)

# 議 長 これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙 手をお願いいたします。6番 有坂辰六君。

## 6番議員

ただ今の南佐久中部森林組合より提出されましたトレーラ導入に関する 補助金の陳情につきまして私は賛成の立場で討論を行います。この陳情 書は小海町、北相木村、南相木村に対して総額 2,000 万円の補助金の交 付を求めて提出されており、小海町の補助額は 1,000 万円となるもので あります。この地域のカラマツ材、カラマツ林資源を循環活用しこの地 域の発展につなげ、次世代に引き継ぐことが趣旨であります。私もこの 主旨には理解をするところであり、すでに北相木村、南相木村でも補助 金 500 万円を今定例会において可決されています。私はこの陳情につい て異論はありませんが、この陳情書を読んでみますといくつか懸念され るところがありますので、私の個人的見解を申し上げ、賛成の討論とさ せていただきます。中部森林組合では今年度の事業計画でフォワーダ 1,800 万円とグラップル 1,800 万円を自己資金で購入し、組合員への利益 還元を図ると記されています。そして今回陳情されますフルトレーラを 新たに 4,900 万円で導入する事により国の補助金 2,200 万円が交付され ても 2,700 万円が不足となりますので南部 3 カ町村に対して 2,000 万円 の補助金を交付していただきたいとのことであります。中部森林組合と しては今年度で合計 6,300 万円は組合経営に大きな負担となるともあり ますが、これらは中部森林組合の事業計画、そして財政計画による運営、 経営の問題であると考えます。またこの陳情書に記されていますトレー ラ導入による組合員への利益還元計画額を示されていますが、これは町 議会の陳情としてはそぐわないものと感じています。中部森林組合や組 合員への利益に関しては当然のごとく陳情の対象として議論、関与がで きるものではないという考えであります。今回町側から提出されました 別紙 1 回限りの事業に対する補助金についてのQ&Aのアンサー部分を 準用して地方自治法第232条の2にある、普通地方公共団体はこの公益 上必要がある場合においては補助金を交付できる。との行政の判断はこ の陳情の主旨とも合わせて理解できるところではあります。いずれにし ましても南佐久南部地域の森林事業には中部森林組合は不可欠であり、 北相木村、南相木村も補助金の交付を可決しておりますので、南部広域 を構成する小海町であることを鑑みても今回の陳情に対し交付とするの は適宜な判断であると考えています。最後に南佐久中部森林組合の業態、 業績が益々繁栄し雇用の面からも含め南部3カ町村の発展につなげてい ただき、組合の安定した経営にご期待しこの陳情に賛成の討論とします。

| 議   | 長          | 他に討論のある方いますか。これで討論を終わります。これから陳情第  |
|-----|------------|-----------------------------------|
|     |            | 6号を採決いたします。委員長の報告は、採択であります。陳情第6号  |
|     |            | を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。  |
|     |            | (挙手全員)                            |
| 議   | 長          | 挙手全員と認めます。したがって陳情第6号は、委員長報告のとおり採  |
|     |            | 択することに決定いたしました。                   |
|     |            |                                   |
|     |            | <u>日程第20 陳情第8号</u>                |
|     |            |                                   |
| 議   | 長          | 日程第20、陳情第8号「日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住  |
|     |            | 民」勧告の撤回を求める陳情書」についてを議題といたします。陳情第  |
|     |            | 8号については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長  |
|     |            | より審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長 古谷恒晴 君。  |
|     |            | (委員長報告―不採択と決定)                    |
| 議   | 長          | 委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方は、挙手をお願いし  |
|     |            | ます。11番 新津孝徳君。                     |
| 1 1 | 番議員        | 委員会の審議の内容はどのようなことで不採択とされたのか、その内容  |
|     |            | のすべてを教えていただきたいと思います。              |
| 1 耆 | <b>昏議員</b> | まずこの件に関しまして、沖縄県民の方からほとんど要望があがってな  |
|     |            | いということが1つです。それとこれを発信してるところが埼玉県とい  |
|     |            | うことでちょっとこの国連の沖縄県民は先住民族だという、差別という  |
|     |            | ことがちょっとわかりずらいということでございまして不採択という形  |
|     |            | で決定を致しました。以上です。                   |
| 議   | 長          | 他に質疑のある方はこれで質疑を終わります。これより討論を行います。 |
|     |            | 討論のある方は挙手をお願いいたします。               |
|     |            | (討論なし)                            |
| 議   | 長          | これで討論を終わります。これから陳情第8号を採決いたします。委員  |
|     |            | 長の報告は、不採択であります。陳情第8号を委員長報告のとおり、決  |
|     |            | 定することに賛成する方の挙手を求めます。              |
|     |            | (挙手全員)                            |
| 議   | 長          | 挙手全員と認めます。したがって陳情第5号は、委員長報告のとおり不  |
|     |            | 採択とすることに決定いたしました。                 |
|     |            |                                   |

# 日程第25 「発議第5号」

| 議  | 長 | 日程第25、発議第5号「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」に  |
|----|---|---|
|    |   | ついてを議題といたします。事務局長に発議第5号の朗読を求めます。  |
|    |   | (事務局長朗読)  |
| 議  | 長 | 朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。   |
|    |   | 第5番 小池捨吉 君。   |
|    |   | (提出者説明)   |
| 議  | 長 | 説明が終わりました。これから質疑を行ないます。質疑のある方は、挙  |
|    |   | 手をお願いします。   |
|    |   | (質疑なし)  |
| 議  | 長 | これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙  |
|    |   | 手をお願いいたします。   |
|    |   | (討論なし)  |
| 議  | 長 | これで討論を終わります。これから発議5号を採決いたします。   |
|    |   | 提出者の説明のとおり、発議第5号に賛成する方の挙手を求めます。   |
|    |   | (举手全員)  |
| 議  | 長 | 挙手全員と認めます。したがって、発議第5号は原案のとおり可決され、   |
|    |   | 関係機関に提出することといたします。  |
|    |   |   |
|    |   |   |
|    |   | 日程第26 「議案第21号」  |
|    |   | 日程第26 「議案第21号」  |
| 議  | 長 | 日程第26、議案第21号「建設工事請負契約の締結について」を議題  |
| 議  | 長 | 日程第26、議案第21号「建設工事請負契約の締結について」を議題<br>と致します。事務局長に議案の朗読を求めます。  |
|    |   | 日程第26、議案第21号「建設工事請負契約の締結について」を議題<br>と致します。事務局長に議案の朗読を求めます。<br>(事務局長朗読)  |
| 議  | 長 | 日程第26、議案第21号「建設工事請負契約の締結について」を議題と致します。事務局長に議案の朗読を求めます。<br>(事務局長朗読)<br>朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。   |
| 議  | 長 | 日程第26、議案第21号「建設工事請負契約の締結について」を議題と致します。事務局長に議案の朗読を求めます。<br>(事務局長朗読)<br>朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。<br>(総務課長説明)   |
|    |   | 日程第26、議案第21号「建設工事請負契約の締結について」を議題と致します。事務局長に議案の朗読を求めます。 (事務局長朗読) 朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 (総務課長説明) 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑のある方の挙手を   |
| 議議 | 長 | 日程第26、議案第21号「建設工事請負契約の締結について」を議題と致します。事務局長に議案の朗読を求めます。 (事務局長朗読) 朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 (総務課長説明) 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いします。10番 井出薫議員。  |
| 議  | 長 | 日程第26、議案第21号「建設工事請負契約の締結について」を議題と致します。事務局長に議案の朗読を求めます。 (事務局長朗読) 朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 (総務課長説明) 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いします。10番 井出薫議員。 (仮)新田町営住宅建設工事の請負契約の議決でありますけれども、契約  |
| 議議 | 長 | 日程第26、議案第21号「建設工事請負契約の締結について」を議題と致します。事務局長に議案の朗読を求めます。 (事務局長朗読) 朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 (総務課長説明) 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いします。10番 井出薫議員。 (仮)新田町営住宅建設工事の請負契約の議決でありますけれども、契約方法としてはプロポーザル方式による随意契約ということで説明があり  |
| 議議 | 長 | 日程第26、議案第21号「建設工事請負契約の締結について」を議題と致します。事務局長に議案の朗読を求めます。 (事務局長朗読) 朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 (総務課長説明) 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いします。10番 井出薫議員。 (仮)新田町営住宅建設工事の請負契約の議決でありますけれども、契約方法としてはプロポーザル方式による随意契約ということで説明がありましたけれども、(有)陸大ということでありますけれども、率直のとこ   |
| 議議 | 長 | 日程第26、議案第21号「建設工事請負契約の締結について」を議題と致します。事務局長に議案の朗読を求めます。 (事務局長朗読) 朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 (総務課長説明) 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いします。10番 井出薫議員。 (仮)新田町営住宅建設工事の請負契約の議決でありますけれども、契約方法としてはプロポーザル方式による随意契約ということで説明がありましたけれども、(有)陸大ということでありますけれども、率直のところ、町長、プロポーザル方式による入札をやりまして(有)陸大になった  |
| 議議 | 長 | 日程第26、議案第21号「建設工事請負契約の締結について」を議題と致します。事務局長に議案の朗読を求めます。 (事務局長朗読) 朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 (総務課長説明) 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いします。10番 井出薫議員。 (仮)新田町営住宅建設工事の請負契約の議決でありますけれども、契約方法としてはプロポーザル方式による随意契約ということで説明がありましたけれども、(有)陸大ということでありますけれども、率直のところ、町長、プロポーザル方式による入札をやりまして(有)陸大になったという結果を受けて今回契約になるわけでありますけれども、町長の率                                  |
| 議議 | 長 | 日程第26、議案第21号「建設工事請負契約の締結について」を議題と致します。事務局長に議案の朗読を求めます。 (事務局長朗読) 朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 (総務課長説明) 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いします。10番 井出薫議員。 (仮)新田町営住宅建設工事の請負契約の議決でありますけれども、契約方法としてはプロポーザル方式による随意契約ということで説明がありましたけれども、(有)陸大ということでありますけれども、率直のところ、町長、プロポーザル方式による入札をやりまして(有)陸大になったという結果を受けて今回契約になるわけでありますけれども、町長の率直な所感を伺いたいのが1点、それから現在町長と(有)陸大との関係、 |
| 議議 | 長 | 日程第26、議案第21号「建設工事請負契約の締結について」を議題と致します。事務局長に議案の朗読を求めます。 (事務局長朗読) 朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 (総務課長説明) 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いします。10番 井出薫議員。 (仮)新田町営住宅建設工事の請負契約の議決でありますけれども、契約方法としてはプロポーザル方式による随意契約ということで説明がありましたけれども、(有)陸大ということでありますけれども、率直のところ、町長、プロポーザル方式による入札をやりまして(有)陸大になったという結果を受けて今回契約になるわけでありますけれども、町長の率                                  |

のがこれで2点目でありますけれども、もう1点、工期が2年の3月25日という風になっていますけれども、新年度からの募集みたいなことは考えていないのか或いはこの工期でも新年度から募集ができるのかという3点を伺いたいと思います。

# 町 長

ただ今の井出薫議員の質問にお答え致します。まず、1点目の(有)陸大の受注に対してということでありますけれども、私が一昨年の10月に退社致しましてそれ以後会社経営については一切タッチしていないということでご理解願いたいと思います。ましてや今回の措置につきましては公明公正を期するために私は最初からこの選定だとか内容に関わっておりません。その辺もご理解願いたいと思います。それから2点目の会社に関しての関わりということでございますけれども、私は大株主ではございますが配当はいらないということを期して会社を去りました。したがって(有)陸大に対しての利益は一切ございませんのでその辺もご理解願いたいと思います。また3月25日の工期ということでありますけれどもこれは新年度の入居者の募集を求めるために、工期大変だと思いますけれども頑張っていただくということでご理解願いたいと思います。以上です。

# 総務課長

工期の関係について補足でご説明申し上げますが、なければ一番いいんですけれども、もしかしましたら若干の変更が出てくる可能性があるということも考えられます。当初2月いっぱいの工期を予定していたわけでございますけれども、万が一補正が出てきた場合には臨時議会をお願い申し上げなければならない可能性がありますので、もし変更がでた場合には3月議会でご承認をいただきたいということで3月25日という工期を設定させていただいております。募集に関してはなるべく早くから募集を開始したいというふうに考えています。以上でございます。

## 10 番議員

まず、あの一プロポーザル方式という形をとってね、入札率とかその辺がどうなるかというのをお伺いいたいということと、それから入札をやって今契約議決をする段階で補正の可能性があって臨時議会をやらなきゃならんなんつう話でありますけれども、そこら辺はどうゆう可能性があるのかという点、伺いたいと思います。

## 総務課長

まず、落札率ということですけれども当初このプロポーザルに参加する皆さんには仕様書ということで、町は総額で1億円の予算を予定しておりますということで申し上げてそれでプロポーザルで入札をしていただいたということでございますので、入札率はほぼ90%ということですね89.32%ですかといいことになろうかと思います。それからあのあくまでも契約につきましては、変更契約につきましては万が一ということで申

し上げてあるわけでして、可能性としてすべてを掘削したとかそういうわけではございません。例えば掘削して巨岩がでてきて例えばその破砕にお金を要したとか今表面上に見えている部分では予測のつかない事態も生じる可能性があると、無いに越したことは無いんですが、そういった場合にまあ2月いっぱいの工期ですと精算つく前に臨時議会をお願いしてわざわざ皆さんに出てきていただかなければならないというような事態を避けたいということで、3月の25日ということで設定させていただきましたが、まぁ業者の皆さんにはなるべく早い完成をお願いしていくということでご理解をお願いいたします。

# 10 番議員

あの一、当初1億円で入札ね、話をしたということですから請負金額が8,932 万ということだから89.32%だというふうに言われましたけれども、プロポーザルで入札をしてその後変更があって本金額になっているという点からしますれば最初のプロポーザルの段階での率になるのか変更の部分は率として変わってこないのかと、そこら辺の考え方っつーのはどうなるのか、それはこれからの補正に対しても入札率というのは影響してくると思いますのでそこら辺を伺っておきたいと思います。

# 総務課長

プロポーザルはあくまでも第 1 段階の提案でございますので、その時点で業者の方と協議をしましてこうゆう方向で進めましょうということで契約額を決定させていただいたわけですので、今お願い申し上げてるこの金額が最終的な金額ということで捉えております。以上です。

## 議 長 | 他に…2 番 渡辺均君。

## 2番議員

このプロポーザル方式っていうのに私は非常に大きな疑問を感じて、それはまた町民の方も感じるんじゃないかと思われる点を1.2点挙げたいと思います。1つはその町の課等の長、8名が審査しております。町の課等の長というのはすべからく町長の管理下、指導下にあるスタッフであります。この課長さんたちの評価で果たして先程町長が申されました、公明正大な採択というのが検討できるのかどうかという点が1点、で、要は第3者的なニュートラルな審査基準、審査が果たして全うできているのかという点が1点あります。並行してですねこの単身者雇用促進住宅というのはこれまでの流れからして単身者が入るわけですから、当然どういった施設を単身者が好みとするか、その審査の中に単身者の相談員を入れるとか、それから福祉や介護系の職員向けにいれるという説明がありました。であれば女性の方々、そういう方が審査員になりべきであろうし、また佐久大学や厚生連の話も出ました。であれば既存の寮や施設、維持管理している方々の施設に対する見解をこの評価基準、プロポーザルの設計に反映させると、そういう意図が本来加味されるべき問

題であり、そういう方々に判断してもらった結果であるということが公明正大、でまた入居促進に繋がる選定でありプロポーザルの審査方法でないかと思うんですがその辺はいかがお考えだったんでしょうか。お尋ね申し上げます。

# 総務課長

まず、1点目の町長の配下で公正な判断ができるのかというご質問でござ いますが、審査に加わった課長、全員に聞いていただきたいと思います けれども私も含めてA社、B社、C社、D社という形で審査をしました が、本当に最終的に全員の点数が出て担当から業者の名前を聞くまでど の提案が何という会社から提案されたものか誰も知りませんでした。そ の証拠にそれでは予想してみましょうということで何人かの、じゃ、A 社はどこだろう、C社はどこだろうという議論もさせていただきました。 だけど全部外れていました。ということで、私のいうことが嘘だと思っ たらその審査に関わった課長等に全員に聞いていただきたいという風に 思います。私は公正な審査をしたという風に考えております。それから あの、選定に関して色々な人の意見を聞いた方がいいんじゃないかと、 まぁそれは以前にも渡辺議員さんに言われてましたので、課長等だけで はなく独身者女性、役場ですけれども、役場の独身の男性、女性の数多 くの方に4つの案を見せまして「あなただったらどれ選びますか」とい う風に聞いたわけですけれども、三者三様で特定の物に集中するという ことがありませんでした。これはやはり個人の好みによりますので聞い ても無駄だったなという感じがしております。そういうことでご指摘の 事をやらなかったわけではなくてやった結果がこうであったということ でご理解をいただきたいと思います。

## 2番議員

あの、話の説明ではそういう風に言わざるを得ないし、当然そのようになされたんだろうと、後はまぁ信じるか信じないかの話で要はその妥当性、やはり町民の方がこれで課長さん達の判断で本当にこの事業がいいのかということに対して私は必ずしも十分に総務課長の説明では説得し切れないんじゃないかなと思っておりますが、ただあのやったやらないの話になりますんでこれ以上は私も意見差し控えますけれども、プロポーザルというのはやはり客観性がどうしても大事なんです。で、その結果随意契約になるわけでして、随意契約っていうのはやっぱり差異がしっかり説明できると手順段取りが公明正大でなくちゃいけないということであくまでも課長さん達が選ぶということの是非が私は問われるべきだとうと思っております。あの後は信じるか信じないかだという話なんでこれ以上の意見は差し控えますけれども、疑わざるを得ないという要素が多々あるということだけ申し上げておきます。

# 総務課長

あの一ですから先程も申し上げましたけれどもこの審査をする前に提案 された業者を審査する課長が知ってたか知らなかったかということで疑 われてるわけですから全員に聞いてみてください。それで今の事を言っ て下さい。

# 2番議員

あのそのことを言ってるんじゃなくて、課長が審査員になること自体を 言ってるんです。

# 総務課長

あの一我々もですね、私も58年生きてきておりまして、アパート、住宅、 まぁ色んな部分を見てきております。特に最近は大東建託、まぁ特定の 名前を出してはいけないんですけれど、そういった類の住宅が増えてき ておりまして、私の友人もそれで建てた方が何人かおります。中も見さ せていただいておりまして、あ一確かに最近の物については使い勝手が よくなったなぁと、というようなことでまぁ独身者が使うにはどの程度 のものがいいのかというようなこともわかっているつもりでございま す。それで昔は独身者が使うとなるとワンルームというのが主流でした。 だけど今回なぜ1LDKにしたかということはやはり最近の流れの中で 独身者であってもワンルームというのは中々好まれないと、で、建って る主流が1LDKというのが独身者用であって、主流になってるという ようなことで審査をさせていただいて、提案と言いますか予算に対して そういう風に提案するようにということもこちらで指示しているわけで して、まぁ渡辺議員さんのおっしゃるような、まぁ我々それほど無知で はないということで、職員の課長等で審査をしておりますのでご理解を いただきたいというふうに思います。

## | 議 | 長 | 他に、質疑のある方は…8 番 篠原義從君。

# 8番議員

まぁ総務課長最先端のアパートも下見してきたということでそこそこ勉強してやってるなぁと感じました。それで私が聞きたいのはさっき、ちょっと聞き洩らしたんですけれどもこの黒い縁取り、網掛けしてある部分の中が8,932万、それで外構工事が450万ほどまた別途でかかるということはこの網掛けの外に何らかの工事をするということになるわけですか。

# 総務課長

あの、進入路を作ってそれからとなりに水路が流れておりますのでまぁ 水路は自由勾配側溝を布せるという工事、それから進入路を開けること でこの協力していただく方の多少の要望もありまして残土を使ってこの 方の田面を多少嵩上げしてやるというような工事がございまして、それ が以前ご説明申し上げた時にだいたい 450 万くらい上乗せになるだろな というご説明を申し上げましたが、あの一正確な測量と積算ができてお りませんのでおそらくその近辺の数字になるかと思うんですが、それに

|         | ついてはまた別途発注、指名競争入札にするのか、随意契約にするのか   |
|---------|------------------------------------|
|         | ちょっとまぁ決めてありませんけれども有利な方法で別途発注をしてい   |
|         | きたいと、それからあの申し遅れましたけれども、予算でお願いしてあ   |
|         | ります水道工事等についても、それを含めてもすべて含めても 1 億円を |
|         | 上回らないところで工事の方を実施していきたいということでございま   |
|         | す。                                 |
| 8番議員    | まぁあの境界近辺の工事になるもんで、工事が背中合わせみたいな感じ   |
|         | になるわけだね、まぁだからよっぽどこの請負さんとこの次にやる外構   |
|         | 工事屋さんが誰になるかわかりませんけれども、段取りよくやらないと   |
|         | ちょっと後先で余分な工事が増えるような気がするんですけれど、1つ   |
|         | よろしくお願いします。以上です。                   |
| 議長      | 他に、質疑のある方はございますか。これで質疑を終わります。これか   |
|         | ら討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。         |
|         | (討論なし)                             |
| 議長      | これで討論を終わります。これから議案第21号を採決いたします。本   |
|         | 案を原案のとおり決定する事に賛成の方の挙手を求めます。        |
|         | (举手多数)                             |
| 議長      | 挙手多数と認めます。したがって議案第21号は原案のとおり可決する   |
|         | 事に決定致しました。                         |
| 議長      | 次に各常任委員長、議会運営委員長から、それぞれ閉会中の所管事務等   |
|         | の調査の申し出がありました。お諮りいたします。各常任委員長、議会   |
|         | 運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務等の調査に付する   |
|         | ことにご異議ございませんか。                     |
|         | (異議なし)                             |
| 議長      | 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長、議会運営委員長から   |
|         | の申し出のとおり、閉会中の所管事務等の調査に付することに決定いた   |
|         | しました。                              |
|         |                                    |
|         | <u>〇 散 会</u>                       |
| <br>議 長 | 以上をもちまして本定例会に提案されました議案に対する審議は、すべ   |
|         | て終了いたしました。これにて令和元年小海町議会第 2 回定例会を閉会 |
|         | といたします。ご苦労様でした。 (ときに 16 時 44 分)    |